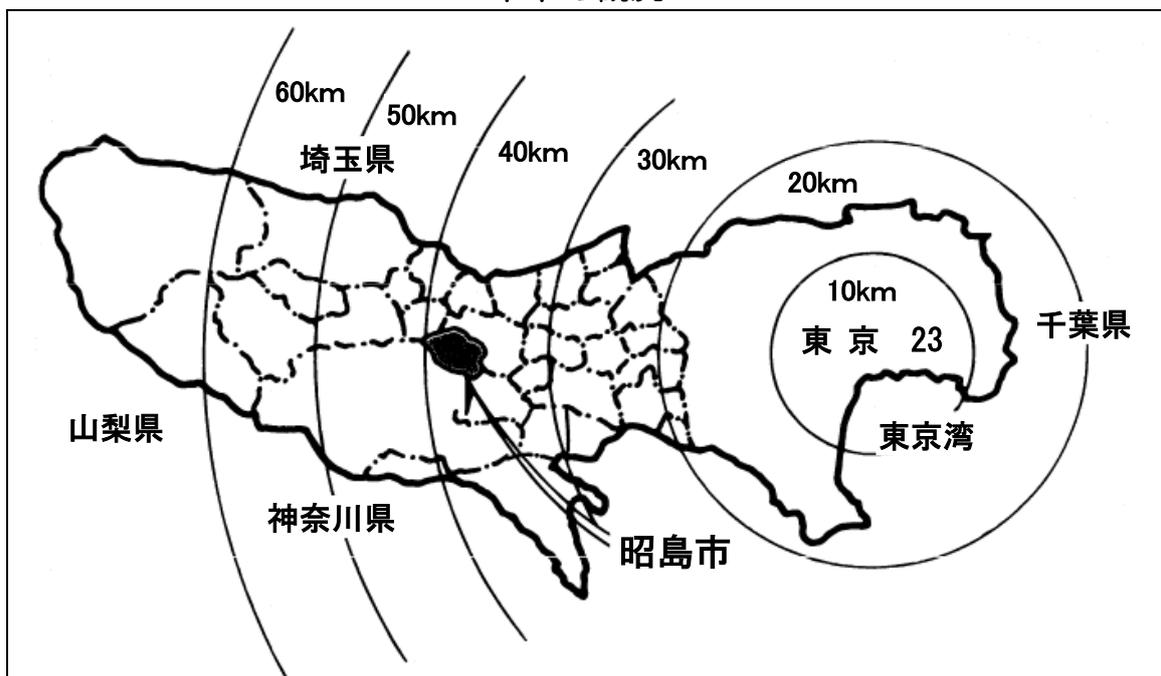


第四次 昭島市 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

【平成 28 年度～平成 37 年度】

昭島市

本市の概況



本市位置図

| | |
|----------------------|---|
| 位 置 | 東経 約 139 度 20 分～139 度 24 分 北緯 35 度 41 分～ 35 度 43 分 都心から西へ約 35 km、東京都のほぼ中央に位置し、東・北は立川市、西は福生市、南は八王子市・日野市に接している。 |
| 大 き さ | 面積：17.34 km ² 周囲：19.58 km 東西：06.06 km 南北：03.88 km |
| 海 抜 | 最高170.72 m (拝島町六丁目(乙) 60番地) 最低 76.68 m (郷地町三丁目 3番地先) *最低については、河川部分を除く |
| 地 形 | 北西から南東に向かって多摩川まで緩やかに傾斜している。 |
| 地 質 | 多摩川沿岸の低地は沖積層、その北側の台地は洪積層の武蔵野台地と呼ばれ、いわゆる関東ローム層と呼ばれる火山灰層が表層を厚く覆っている。このローム層の下には豊富な地下水が含まれ、これが段丘の崖下などに露出して湧き水となっている |
| 鉄 道 | 市域のほぼ中央をJR 青梅線が東西に横断し都心へは約 1 時間の距離にある。南西部をJR 八高線、北部を西武拝島線、拝島駅から西へはJR 五日市線が通っている。 |
| 主要道路 | 奥多摩街道が東西に、国道 16 号が南北に通っている。 |
| 人 口 世 帯 数 人口密度 | 人 口：112,800人(男56,286人、女56,514人) 世 帯 数： 52,502世帯 人口密度： 6,505人/km ² *平成 28 年 3 月 1 日現在 |

はじめに

私たちの社会は、今日まで大量生産、大量消費に支えられ、大変便利で豊かな生活を送る一方で、地球上の限りある資源やエネルギーを大量に消費することにより、ごみの大量廃棄、天然資源の枯渇、自然破壊など、地球規模での環境問題を引き起こしています。これらの問題に対処するためには、私たち自身のライフスタイルや経済活動など、社会活動自体を根本的に見直し、環境への負荷の少ない循環型社会を形成していくことが求められています。



本市では、これまで、市民・事業者の皆様のご理解とご協力により、家庭ごみの7分別収集、家庭ごみの有料化、市内全域での戸別収集を実施し、ごみの減量化、資源化を推進してきました。また、平成23年(2011年)4月には環境コミュニケーションセンターを開設し、容器包装リサイクル法に適合したプラスチック処理及び資源化を推進するとともに、循環型のまちづくりの中核的な活動拠点として、3Rの啓発や環境学習に取り組んでまいりました。

このような中、平成22年(2010年)3月に策定した「第三次 昭島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」が平成26年(2014年)度に中間目標年度を迎えたため見直しを図り、今回「第四次 昭島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定しました。この計画では、「未来につなぐ循環型のまちづくり」を基本理念に掲げています。本計画を通じ、私たちの豊かな地球環境や生活環境が未来に渡り持続することを目指し、市民・事業者・本市の三者の協働により、循環型のまちづくりの推進に取り組んでまいります。今後とも、市民・事業者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見等をいただきました廃棄物減量等推進審議会委員の皆様をはじめ、パブリックコメントに対し、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただいた市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成28年3月

昭島市長

北川 穰一

目 次

本市の概況

はじめに

本 編

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 総論..... | 1 |
| 第1 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 第2 計画の位置づけ..... | 2 |
| 第3 計画目標年度..... | 3 |
| 第4 第三次処理基本計画の見直し..... | 4 |
| 1 本市における動向..... | 4 |
| 2 数値目標の達成状況..... | 7 |
| 3 施策の実施状況..... | 8 |
| 第2章 清掃事業の現状と課題..... | 14 |
| 第1 清掃事業の概要..... | 14 |
| 1 事業の位置づけ..... | 14 |
| 2 事業の範囲..... | 14 |
| 3 車両及び施設の状況..... | 15 |
| 4 実施体制..... | 17 |
| 5 清掃事業費..... | 19 |
| 第2 ごみの排出と処理状況..... | 21 |
| 1 市民及び事業者によるごみの排出..... | 21 |
| 2 本市におけるごみの収集と搬入..... | 24 |
| 3 ごみ処理の状況..... | 26 |
| 4 広域資源循環組合による最終処分事業・エコセメント事業..... | 28 |
| 5 ごみ減量化等の施策..... | 31 |
| 6 市民団体による資源回収(集団回収)..... | 35 |
| 7 事業者による資源回収(店頭回収等)..... | 37 |
| 8 個別リサイクル法の施行状況..... | 38 |
| 第3 清掃事業を取り巻く動向..... | 40 |
| 1 第三次循環型社会形成推進基本計画の策定..... | 40 |
| 2 廃棄物処理法の改正..... | 41 |
| 3 国のごみ処理基本計画策定指針の改定..... | 42 |
| 4 地球温暖化対策推進法の改正..... | 43 |

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 第4章 現状の清掃事業を継続した場合の将来的な見込み | 44 |
| 1 ごみの総排出量 | 44 |
| 2 ごみの処理量 | 45 |
| 第5章 清掃事業における課題 | 47 |
| 1 ごみの排出抑制 | 47 |
| 2 分別の徹底 | 50 |
| 3 市民・事業者・本市の三者による取組の推進 | 52 |
| 4 集団回収への支援 | 53 |
| 5 資源化の推進 | 55 |
| 6 廃棄物処理サービスの向上 | 56 |
| 7 ごみ処理経費の削減 | 57 |
| 8 廃棄物処理における温室効果ガスの排出量の削減 | 58 |
| 9 ごみ処理施設の将来展望 | 58 |
| 10 災害廃棄物処理対策 | 58 |
| 第3章 今後の清掃事業における考え方と方向性 | 59 |
| 第1 清掃事業の基本的な考え方【基本理念】 | 59 |
| 第2 清掃事業の基本的な方向性【基本方針】 | 60 |
| 1 ごみ処理の基本方針 | 60 |
| 第3 清掃事業に係る目標【数値目標】 | 60 |
| 1 ごみの排出抑制目標 | 61 |
| 2 ごみ資源化推進目標 | 62 |
| 3 最終処分量削減目標 | 62 |
| 第4 目標達成に向けた各主体(市民・事業者・本市)の役割【役割分担】 | 63 |
| 1 市民に求められる役割 | 63 |
| 2 事業者求められる役割 | 64 |
| 3 本市が果たす役割 | 65 |
| 第4章 本市が実施すべき基本的な施策 | 67 |
| 第1 施策体系図 | 67 |
| 第2 具体的な施策の内容 | 68 |
| 1 3Rの推進 | 68 |
| 2 資源化の推進 | 70 |
| 3 適正処理の推進 | 72 |
| 4 市民・事業者・本市の三者による協働 | 74 |
| 5 ごみ処理体制の効率化 | 76 |
| 第3 ごみ処理基本計画 | 76 |
| 1 ごみの排出量及び処理量の見込み | 76 |
| 2 ごみの発生抑制及び排出抑制のための方策に関する事項 | 78 |

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 3 ごみの種類及び分別の区分..... | 80 |
| 4 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項..... | 81 |
| 5 ごみの処理施設の整備に関する事項..... | 82 |
| 6 その他ごみの処理に関し必要な事項..... | 83 |
| 第5章 計画の推進..... | 84 |
| 第1 計画の周知..... | 84 |
| 第2 計画の進行管理..... | 84 |
| 1 推進体制の整備..... | 84 |
| 2 東京都及び周辺自治体との連携..... | 84 |
| 3 計画の見直し..... | 84 |

資料編

| | |
|---|-----------|
| 1. 策定経過..... | 1 |
| (1) 第四次昭島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定の流れ..... | 1 |
| (2) 昭島市廃棄物減量等推進審議会..... | 2 |
| ① 諮問..... | 2 |
| ② 答申(頭書)..... | 3 |
| ③ 廃棄物減量等審議会委員名簿..... | 4 |
| ④ 審議経過..... | 5 |
| ⑤ 法律等の名称..... | 6 |
| 2. 昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例..... | 7 |
| 3. ごみ量の予測方法..... | 18 |
| (1) 家庭ごみの排出量..... | 19 |
| (2) 事業系ごみの排出量..... | 19 |
| (3) 総資源化量..... | 20 |
| (4) 最終処分量..... | 20 |
| (5) 国の将来人口推計を用いた排出量の予測(参考)..... | 21 |
| 4. ごみ処理基本計画策定指針(通知)..... | 23 |
| 5. 国・東京都における減量化目標..... | 26 |
| (1) 第三次循環型社会形成推進基本計画【平成25年(2013年)5月】..... | 26 |
| (2) 東京都廃棄物処理計画【平成23年(2011年)6月】..... | 26 |
| 用語集..... | 27 |
| 図表タイトル一覧..... | 32 |
| ごみとリサイクルに関する機関・団体のホームページ..... | 34 |

本 編

第 1 章 総論

第 1 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年(1970 年)法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)」及び「昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(以下「昭島市廃棄物条例」という。)」に基づき策定される計画で、昭島市(以下「本市」という。)の区域内から発生する一般廃棄物(ごみ)の適正な処理を行うため、長期的な視点から定めるものです。

本市は、平成 22 年(2010 年)3月に「第三次昭島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「第三次処理基本計画」という。)」を策定し、基本理念である「資源循環型のまちづくり」の実現に向けた施策を推進してきました。平成 23 年(2011 年)度に環境コミュニケーションセンター及びエコ・パークが稼働し、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の処理を開始するとともに、ごみ減量啓発や環境学習への支援を行うなど、低炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を目指して取り組んできています。

第三次処理基本計画が策定されてから5年が経過し、平成 26 年(2014 年)度で中間目標年度を迎えました。この間、国においては平成 25 年(2013 年)5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、質にも着目した循環型社会の形成として、リサイクル(再生利用)より優先順位の高いリデュース(発生抑制)・リユース(再使用)といった 2R の推進、使用済製品からの有用金属の回収の推進などを掲げています。また、東日本大震災において、大量に発生した災害廃棄物の処理が大きな社会問題になったことから、災害時における廃棄物処理に対する準備の重要性を指摘しています。

こうした状況から、これまでの清掃行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、第三次処理基本計画の見直しを行い、「第四次昭島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「基本計画」という。)」を策定することとしました。

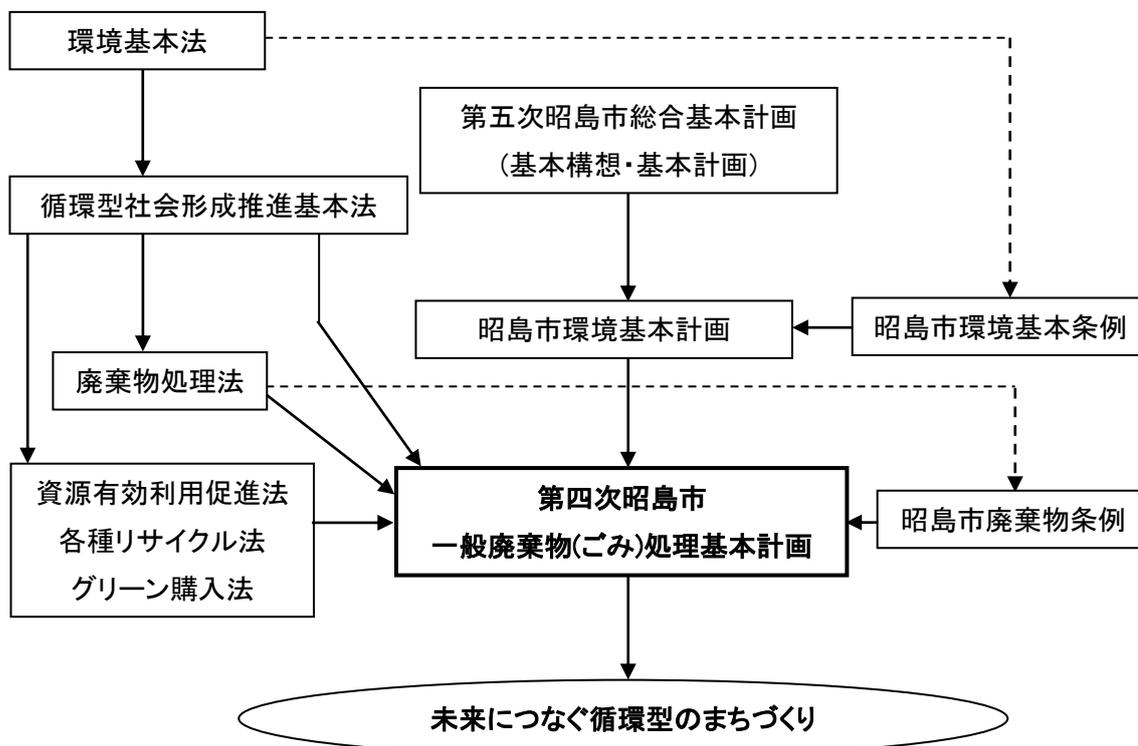
第 2 計画の位置づけ

基本計画は、「第五次昭島市総合基本計画(平成 23 年(2011 年)度～32 年(2020 年)度)」及び「昭島市環境基本計画(平成 24 年(2012 年)度～33 年(2021 年)度)」を受け、ごみ処理の部門計画として位置づけ、「循環型社会形成推進基本法(平成 12 年(2000 年)法律第 110 号)」、廃棄物処理法、昭島市廃棄物条例等の関係法令に基づいて策定する必要があります。具体的には次のとおりです。

- (1) 基本計画は、廃棄物処理法によって市町村に策定が義務づけられ、昭島市廃棄物条例において市長が定めることとしている一般廃棄物処理計画のうち、ごみ処理に関する計画です。
- (2) 基本計画では、現行の第五次昭島市総合基本計画の将来都市像である『ともにつくる 未来につなぐ 元気都市 あきしま～人も元気 まちも元気 緑も元気～』を基本とし、「未来につなぐ循環型のまちづくり」を清掃事業の基本理念としました。
- (3) 基本計画には、循環型社会形成推進基本法に基づく責務を踏まえ、以下のとおり循環型社会の形成に関する施策を含むこととしました。
 - 循環資源について、適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施すること
 - 循環型社会の形成に関して、国との適切な役割分担を踏まえて、市域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施すること
 - 環境保全を前提とした循環型社会の形成を目指すこと

なお、基本計画では、循環型のまちづくりを計画的かつ総合的に進めるために、清掃事業の現状や中長期的な展望から考えられる課題を踏まえ、今後の清掃事業における基本的な考え方と方向性、市民・事業者・本市の役割、本市が市民・事業者と協働して目指す目標を定め、今後実施すべき基本的な施策を示しました。

図 1-1 本計画の位置づけ



第3 計画目標年度

基本計画の計画期間を平成 28 年(2016 年)度からの 10 年間とし、平成 37 年(2025 年)度を計画目標年度とします。なお、計画期間の5年目にあたる平成 32 年(2020 年)度を中間目標年度とし、必要に応じて基本計画を見直し、更に、中間目標年度までに清掃事業を取り巻く環境が大きく変化した場合にも、適宜見直していきます。

| 計画期間 | | | | | | | | | |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 計画前期 | | | | | 計画後期 | | | | |
| 平成 28 年度 (2016 年) | 平成 29 年度 (2017 年) | 平成 30 年度 (2018 年) | 平成 31 年度 (2019 年) | 平成 32 年度 (2020 年) | 平成 33 年度 (2021 年) | 平成 34 年度 (2022 年) | 平成 35 年度 (2023 年) | 平成 36 年度 (2024 年) | 平成 37 年度 (2025 年) |
| 計画開始年度 | | | | 中間目標年度 | | | | | 計画目標年度 |

第4 第三次処理基本計画の見直し

平成 26 年(2014 年)度は第三次処理基本計画の中間目標年度にあたります。このため、社会情勢の変化や本市における動向等を踏まえ、第三次処理基本計画における数値目標の達成状況と、施策の実施状況を検証しました。

1 本市における動向

(1) 人口とごみの総排出量の推移

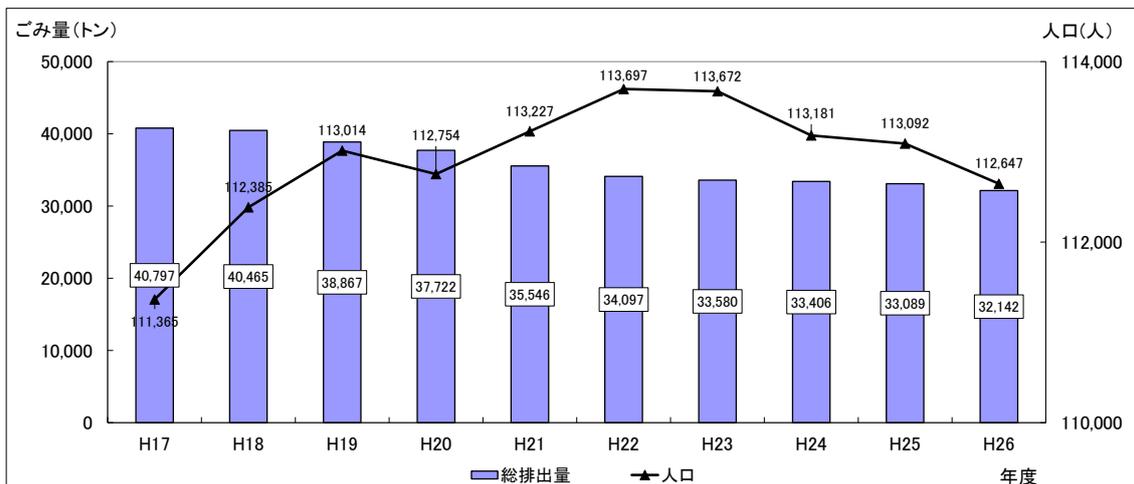
平成 17 年(2005 年)度から平成 26 年(2014 年)度までの人口とごみの総排出量の推移は表 1-1 及び図 1-2 のとおりです。

【※ごみ総排出量=ごみの収集量+ごみの搬入量+集団回収量】

表 1-1 人口とごみの総排出量の推移

| 年 度 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口 | 111,365 | 112,385 | 113,014 | 112,754 | 113,227 | 113,697 | 113,672 | 113,181 | 113,092 | 112,647 |
| 総排出量 (トン) | 40,797 | 40,465 | 38,867 | 37,722 | 35,546 | 34,097 | 33,580 | 33,406 | 33,089 | 32,142 |

図 1-2 人口とごみの総排出量の推移



第三次処理基本計画の基準年である平成 20 年(2008 年)度から比べると、人口は平成 22 年(2010 年)度まで増加した後に減少に転じ同水準に戻っていますが、ごみ総排出量は毎年減少が続き約 15%削減されています。

(2) ごみ種別ごとの排出量の推移

平成 17 年(2005 年)度から平成 26 年(2014 年)度までのごみ種別ごとの排出量の推移は表 1-2 のとおりです。

表 1-2 ごみ種別ごとの排出量の推移

(単位：トン)

| 年度 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | |
|--------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ごみ総排出量 | 40,797 | 40,465 | 38,867 | 37,722 | 35,546 | 34,097 | 33,580 | 33,406 | 33,089 | 32,142 | |
| 内 訳 | 可燃ごみ | 27,903 | 27,790 | 26,477 | 25,939 | 24,364 | 23,072 | 22,289 | 22,147 | 21,534 | |
| | 不燃ごみ | 2,001 | 1,879 | 1,794 | 1,805 | 1,703 | 1,732 | 1,573 | 1,554 | 1,376 | |
| | プラスチック | 1,940 | 2,096 | 2,034 | 1,944 | 1,907 | 1,830 | 1,909 | 1,858 | 1,818 | 1,832 |
| | 資源 | 2,027 | 1,822 | 1,804 | 1,766 | 1,721 | 1,751 | 1,711 | 1,690 | 1,706 | 1,672 |
| | 古紙 | 4,358 | 4,362 | 4,169 | 3,924 | 3,643 | 3,527 | 3,499 | 3,411 | 3,380 | 3,274 |
| | 粗大ごみ | 320 | 344 | 332 | 302 | 305 | 301 | 765 | 866 | 907 | 915 |
| | 有害ごみ | 60 | 56 | 60 | 43 | 53 | 50 | 51 | 50 | 50 | 45 |
| | 拠点回収 (白色トレ) | 1 (0.66) | 1 (0.69) | 1 (0.63) | 1 (0.62) | 1 (0.66) | 1 (0.66) | 1 (0.57) | 1 (0.53) | 0 (0.37) | 0 (0.4) |
| | 拠点回収 (小型家電) | — | — | — | — | — | — | — | — | 0 (0.49) | 0 (0.23) |
| | 集団回収 | 2,187 | 2,115 | 2,196 | 1,998 | 1,849 | 1,833 | 1,782 | 1,723 | 1,527 | 1,494 |

平成 20 年(2008 年)度から比べると、可燃ごみが約 17%、不燃ごみが約 23%、プラスチックが約 5%それぞれ減少しており、資源、古紙や集団回収の資源物についても同様に減少していますが、環境コミュニケーションセンターが稼働を開始した平成 23 年(2011 年)度以降、粗大ごみのみが増加しています。

(3) 総資源化量と最終処分量の推移

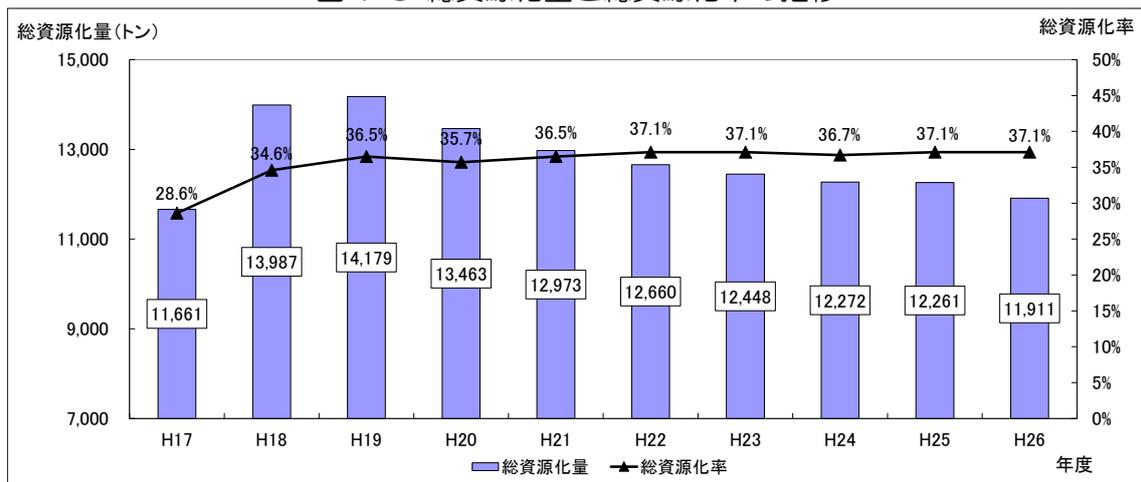
平成 17 年(2005 年)度から平成 26 年(2014 年)度までの総資源化量・総資源化率の推移は表 1-3 及び図 1-3、最終処分量の推移は表 1-4 及び図 1-4 のとおりです。

平成 18 年(2006 年)7 月に東京たま広域資源循環組合(以下「広域資源循環組合」という。)のエコセメント事業が開始して、焼却灰がエコセメントとして資源化されるようになったため、総資源化率が増加するとともに、最終処分量が飛躍的に減少しました。その後、ごみ総排出量の減少と同様に総資源化量も減少しているため、総資源化率は平成 22 年(2010 年)度の 37.1%からほぼ横ばいの値となっています。

表 1-3 総資源化量と総資源化率の推移

| 年 度 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 総資源化量 (トン) | 11,661 | 13,987 | 14,179 | 13,463 | 12,973 | 12,660 | 12,448 | 12,272 | 12,261 | 11,911 |
| 総資源化率 (%) | 28.6% | 34.6% | 36.5% | 35.7% | 36.5% | 37.1% | 37.1% | 36.7% | 37.1% | 37.1% |

図 1-3 総資源化量と総資源化率の推移

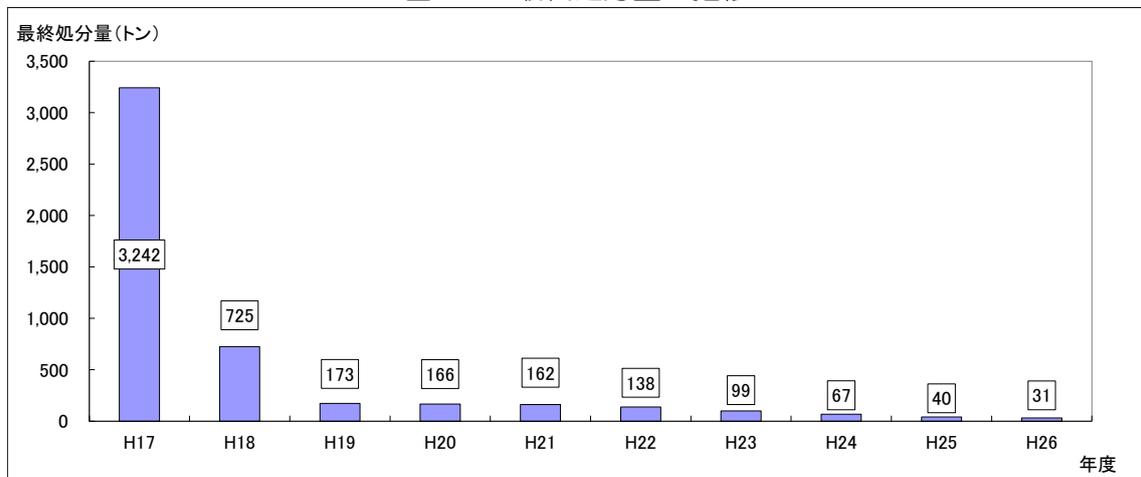


注) 平成 18 年(2006 年)度以降の値には、焼却灰のエコセメント化分を含む。

表 1-4 最終処分量の推移

| 年 度 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 最終処分量 (トン) | 3,242 | 725 | 173 | 166 | 162 | 138 | 99 | 67 | 40 | 31 |

図 1-4 最終処分量の推移



2 数値目標の達成状況

第三次処理基本計画において設定したごみ排出量の目標数値と、実際のごみ排出量を比較し、平成26年(2014年)度における目標の達成状況を下記に整理しました。

(1) ごみ排出量

平成26年(2014年)度における第三次処理基本計画のごみ排出量の目標達成率は表1-5のとおりです。家庭ごみの排出原単位(一人一日あたりの排出量)、及び事業系ごみの排出量は、平成26年(2014年)度の削減目標を達成しています。

表 1-5 ごみ排出量の目標達成率

| 区分 | 指標 | 平成20年度 | 平成26年度 | | | 平成31年度 | | 平成26年度 | |
|-------|---|--------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | | 実績 | 目標値 | 実績 | 目標削減率 | 実績削減率 | 目標値 | 目標削減率 | 達成率 |
| 家庭ごみ | 原単位 ($\text{g}/\text{人}\cdot\text{日}$) | 658 | 612 | 606.6 | 7.0% | 7.8% | 573 | 13.0% | 60.5% |
| 事業系ごみ | 排出量 (トン/年) | 8,635 | 7,000 | 5,706 | 19.0% | 33.9% | 5,700 | 34.0% | 99.7% |

注) 家庭ごみの排出量は集団回収量を除く。

(2) 総資源化率

平成26年(2014年)度における第三次処理基本計画の総資源化率の目標達成率は表1-6のとおりです。また、参考として、施策別の資源化量の見込みと実績についても示しました。平成26年(2014年)度における総資源化率の実績は第三次処理基本計画の見込みより下回っています。

表 1-6 総資源化率の目標達成率

| 指標 | | 平成20年度 | 平成26年度 | | 平成31年度 | 平成26年度 |
|--------------|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績 | 目標値 | 実績 | 目標値 | 達成率 |
| 総資源化率(%) | | 35.7% | 42.0% | 37.1% | 49.0% | 75.7% |
| 参考 (トン/年) | 資源ごみの回収量 (集団回収除く) | 7,678 | 9,780 | 6,823 | 11,470 | |
| | 資源ごみからの資源化量 | 7,169 | 9,130 | 6,166 | 10,710 | |
| | 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみからの資源化量 | 4,296 | 3,300 | 4,251 | 2,510 | |
| | 集団回収量 | 1,998 | 2,340 | 1,494 | 2,600 | |
| | 総資源化量 | 13,463 | 14,770 | 11,911 | 15,820 | |

(3) 最終処分量

平成 26 年(2014 年)度における第三次処理基本計画の最終処分量の目標達成率は表 1-7 のとおりです。最終処分量は、平成 31 年(2019 年)度の目標を達成しています。

表 1-7 最終処分量の目標達成率

| 指 標 | 平成20年度 | 平成26年度 | | | | 平成31年度 | | 平成26年度 |
|-----------------|--------|--------|----|-------|-------|--------|-------|--------|
| | 実績 | 目標値 | 実績 | 目標削減率 | 実績削減率 | 目標値 | 目標削減率 | 達成率 |
| 最終処分量 (トン/年) | 166 | 151 | 31 | 9.0% | 81.3% | 137 | 17.5% | 464.6% |

3 施策の実施状況

第三次処理基本計画における施策の実施内容及び実施状況は下記のとおりです。

【1.ごみ処理の基本方針】

(1) 発生抑制と排出抑制の促進

| 施策名 | 施策の内容 | 実施内容 | 時期・頻度 |
|-----------------|---|---|---------|
| 3Rに関する普及啓発 | 環境コミュニケーションセンター等を拠点にした環境学習・ごみの減量啓発事業の実施 | ・近隣小学校によるひまわり・かぼちゃの栽培、冬の原っぱ大会を通じての環境学習の実施。(エコ・パーク) | 随時 |
| | | ・施設見学の実施(環境コミュニケーションセンター・清掃センター) | 随時 |
| | | ・マンスリーフリーマーケット及び、リサイクル品の無料提供の実施。(環境コミュニケーションセンター) | 月1回 |
| | 3R普及啓発のための各種のイベント | ・環境緑花フェスティバルにおける3R普及啓発(リサイクル品の無料提供、小型家電とリサイクルキッチンペーパーの交換、ごみ減量のミニコンサート、清掃標語・ごみ減量啓発ポスター優秀作品の展示、生ごみ処理機・コンポストの展示) | 年1回 |
| | 広報紙等による情報提供 | ・昭島リサイクル通信の配布 | 年1回 |
| | ホームページによる情報提供 | ・市報、チラシ、ポスター等に掲載 | 随時 |
| | | ・ホームページに掲載 | 随時 |
| 自主的なごみ減量化に対する支援 | 市民によるコンポスト容器及び電動式生ごみ処理機の購入に対する補助制度の制定・実施。 | ・コンポスト容器や電動式生ごみ処理機の購入補助 | 継続 |
| | | ・平成25年度からダンボールコンポストの購入補助を開始 | H25年12月 |
| | 市民団体等による集団回収に対する奨励金交付制度。 | ・資源回収奨励金制度の実施 | 継続 |
| | 支援制度による活動状況の紹介・支援制度のさらなる普及啓発 | ・広報(年1回)、昭島リサイクル通信(年1回)、ホームページで、資源回収奨励金制度、コンポスト・電動生ごみ処理機購入補助制度の周知。 | 随時 |

| 施策名 | 施策の内容 | 実施内容 | 時期・頻度 |
|------------------------|--|--|----------|
| 拡大生産者責任に関する市民への周知等 | 事業者の各種リサイクル法に基づく使用済み製品の回収と再商品化の取組の市民への周知 | ・昭島リサイクル通信(年1回)、資源とごみの分け方・出し方(隔年)、ホームページ等で家電4品やパソコン等の排出方法の周知 | 随時 |
| | | ・昭島リサイクル通信(年1回)やホームページ等で白色トレイ等の店頭回収協力店の周知 | 随時 |
| | 各種リサイクル法該当品目の収集対象からの除外措置の実施 | ・昭島リサイクル通信(年1回)、資源とごみの分け方・出し方(隔年)、ホームページ等で周知 | 随時 |
| | 拡大生産者責任の法制化(拡充)を国・業界団体等へ要請。 | ・市長会及び清掃協議会を通じて国に要請 | 年1回 |
| | 自主的な3Rの取組の実施を事業者へ要請 | — | — |
| 市民・事業者に対する店頭回収等の協力要請 | 大型店舗に対する店頭回収品目の拡充の要請 | ・簡易包装及び店頭回収の拡充と協力を要請 | 随時 |
| | 市民に対する大型店舗における回収拠点の周知徹底と適正な排出への協力の要請 | ・昭島リサイクル通信(年1回)やホームページ等店頭回収協力店の周知 | 随時 |
| | | ・マイバッグ利用及びレジ袋の削減のPRのため、マイバッグを作成し配布した。また、小さなのぼり旗を作成し、各店舗のレジ付近に設置した。 | 随時 |
| | その他の事業者に対する拠点回収や使用済み製品の下取り・引取等への協力の要請 | ・簡易包装及び店頭回収の拡充と協力を要請 ・家電4品の下取り・引取等への協力を電機店等に要請 | 随時 随時 |
| 多量排出事業者に対する減量化等の指導 | 事業用大規模建築物の所有者に対する「廃棄物の減量及び再利用に関する計画」に基づく適正処理の徹底を指導 | ・延べ床面積3,000m ² 以上の事業者に「廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」を提出させている。 | 年1回 |
| | | ・許可業者(運搬業者)に対する搬入ごみ検査の実施と指導 | 年数回 |
| | 排出事業者への直接的なごみ減量・資源化の指導 | ・搬入ごみ検査の結果に基づき指導 | 随時 |
| 事業者に対する古紙分別・リサイクルの普及啓発 | 古紙回収業者の協力による事業者に対する古紙分別・資源化の普及啓発 | ・「資源とごみの分け方・出し方」にて、古紙問屋への直接搬入を周知徹底及び指導強化 | 随時 |
| 食品関連事業者に対する食品リサイクルの要請等 | 食品関連事業者(食料品販売店や飲食店等)に対する食品残さの資源化の取組要請 | ・食品リサイクル法に基づく収集運搬業務に係る一般廃棄物収集運搬業許可等の支援 | 随時 |
| | 食品関連事業者(食料品販売店や飲食店等)に対する食品残さの資源化の情報提供等による支援 | ・搬入先市町村との事前協議等に係る支援 | 随時 |

(2) 資源化の推進

| 施策名 | 施策の内容 | 実施内容 | 時期・頻度 |
|------------------|--|--|-------------|
| 集団回収の促進 | 市民団体に対する集団回収実施の働きかけ ・奨励金交付制度の内容や交付実績、集団回収実施団体の活動状況などの紹介 | ・昭島リサイクル通信、広報、ホームページ等による資源回収奨励金制度の紹介と啓発 | 随時 |
| | ・資源回収業者の情報を市民団体へ提供 | ・集団回収の新規登録の際に、資源回収業者の情報を提供 | 随時 |
| | 市民に対する集団回収への協力の呼びかけ ・「昭島昭島リサイクル通信」や本市のホームページに集団回収の紹介や参加のルールなどを掲載 ・環境コミュニケーションセンターを拠点とした地域コミュニティへの協力の要請 | ・昭島リサイクル通信、広報、ホームページ等による資源回収奨励金制度の紹介と啓発 | 随時 |
| ごみ・資源の分別排出の徹底 | 廃棄物減量等推進員・地域コミュニティの協力による市民や少量排出事業所に対する情報提供・分別排出の重要性についての普及啓発 | ・昭島リサイクル通信(年1回)、資源とごみの分け方・出し方(隔年)、ホームページ等で分別排出の重要性を周知 ・環境緑花フェスティバルや地域でのイベントで廃棄物減量等推進員による分別指導 | 随時 年1回程度 |
| | 戸別収集による排出者責任の遵守の徹底 | ・平成16年10月から全市戸別収集を実施 | 継続 |
| | 集合住宅の管理者・居住者に対する排出指導の強化 | ・団地等のコンテナ収集を平置き収集に移行し、居住者の分別意識の向上を図る | H25年度 |
| | 環境コミュニケーションセンターの整備によるプラスチック製容器包装の再商品化 | ・プラスチック製容器包装を容器包装リサイクル法ルートによる再商品化の実施 | H23年4月 |
| 将来的な資源化方策についての検討 | 将来的な資源化方策(生ごみの資源化、プラスチック素材の改善、焼却灰のエコセメント化による再利用先の確保等)の市民・事業者・行政の三者協働による検討 | ・平成24年度より「ダンボールコンポスト講習会」を実施。 ・平成25年12月より、「ダンボールコンポスト」の購入補助を実施。 ・市の道路整備工事、下水道工事、外構工事等でのエコ・セメント使用。 (平成26年度使用量 464,232 kg) | 随時 |

(3) 環境負荷の低減化と適正処理の確保

| 施策名 | 施策の内容 | 実施内容 | 時期・頻度 |
|------------------|--|--|--------|
| ごみ収集車による環境負荷の低減化 | 収集効率の改善 | ・ドライバーズ会議を実施し、収集エリアやルートの効率化を図る。 | 随時 |
| | ごみ収集車の適切な維持管理 | ・年次点検、車検、職員による朝出発前点検、洗車等による維持管理 | 随時 |
| | 低公害車の導入 | ・全ごみ収集車の天然ガス車化 | 継続 |
| | ごみ収集運搬委託又は許可業者に対するごみ収集車による環境負荷の抑制の要請 | | 継続 |
| | 震災時等のリスクを最小限にするための収集車のエネルギー供給源の分散の検討 | ・直営及び委託業者のごみ収集車について、一定数の非天然ガス車の導入 | 随時 |
| ごみ処理による環境負荷の抑制 | ごみの排出抑制 | ・生ごみ処理機購入費補助等により、ごみの排出抑制を実施 | 継続 |
| | ごみ処理施設の適切な維持管理 | ・各種検査の実施(排ガス測定、排ガス・ダイオキシン類等測定、水質検査、焼却灰測定、環境測定、ごみ質検査、臭気測定) | 継続 |
| | | ・環境コミュニケーションセンターの運営・管理において、選別や破砕処理を行う場所を負圧・密閉化し、環境への負荷を低減していく。 | H23年4月 |
| 事業者等に対する適正処理の指導 | 事業者や許可業者に対する自己処理責任の指導の強化 | ・許可業者(運搬業者)に対する搬入ごみ検査の実施と指導 | 年数回 |
| 適正処理困難物の事業者処理の推進 | 処理ルートが確立されている適正処理困難物の販売店・専門業者等への適正処理の要請。 | ・販売店や専門業者による下取りまたは引取のルートを市民及び事業者に周知 | 随時 |
| | 処理ルートの定まらない適正処理困難物に関する東京都や国を通じての業界団体等への適正処理の要請 | ・市長会及び清掃協議会を通じて国に要請 | 年1回 |
| | 適正処理困難物対象品目の見直し等の検討 | | |
| 温室効果ガス排出抑制対策の実施 | 温室効果ガスの排出量の削減 | ・収集車両における天然ガス車等の導入 | 継続 |
| | 焼却量の低減 | ・ごみ排出抑制、資源化の推進 | 継続 |

【2. 事業推進の基本方針】

(1) 市民・事業者・本市の三者による協働

| 施策名 | 施策の内容 | 実施内容 | 時期・頻度 |
|---------------------|---|----------------|-------|
| 「昭島リサイクル通信」等広報活動の充実 | 市民の意見や要望等を踏まえた内容のさらなる充実 | — | — |
| | 清掃事業の状況の「広報あきしま」への定期的な掲載 | — | — |
| | ホームページ掲載内容の充実 ・清掃事業に関する情報 ・先進的な市民団体や事業者の取組状況などの紹介 | ・清掃事業に関する情報の掲載 | 随時 |

| 施策名 | 施策の内容 | 実施内容 | 時期・頻度 |
|----------------------------|--|--|---------|
| リサイクル展等3R啓発活動の充実 | 環境コミュニケーションセンターやエコ・パークの活用による新たな視点でのリサイクル展の内容の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・マンスリーフリーマーケットの実施 ・リサイクル品の無料提供の実施 ・ダンボールコンポスト講習会の実施 ・ペットボトルや牛乳パック等を使ったリサイクル体験学習会の実施 ・リサイクルトイレットペーパー・リサイクルキッチンペーパーの配布 ・ごみ減量啓発ポスター優秀作品の展示 ・電動式生ごみ処理機やコンポスト容器の展示 ・冬の原っぱ大会の開催 | 随時 |
| | アンケート調査などによる市民の意見や要望の反映 | ・環境緑花フェスティバル等においてアンケート調査を実施 | 過去数回 |
| | ごみの減量化やリサイクルに関する啓発ポスターや標語の公募 | ・清掃標語及びごみ減量等啓発ポスターの公募 | 年1回 |
| | 市民が資源循環を実感できる取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・回収牛乳パックを利用したリサイクルトイレットペーパーの作成 ・回収牛乳パックを利用したリサイクル品目の拡大 | ・リサイクルキッチンペーパーの作成 | H24年度 |
| 次世代を担う人材の育成 | 市内の小中学校との連携による環境教育の充実(清掃センター・環境コミュニケーションセンターの見学会などの実施) | ・施設見学の実施(年間20回程度受入、延べ750人来場) | 随時 |
| | 一般市民を対象とする出前講座や施設見学会の実施 | ・施設見学の実施(年間25回程度受入、延べ450人来場) | 随時 |
| | ごみの減量化・リサイクルの地域活動の担い手の市民などに対する支援策の検討(関連情報の提供など) | ・自治会等による施設見学の対応 | 随時 |
| | | ・廃棄物減量等推進員研修における担い手市民への情報提供 | 年1回程度 |
| 廃棄物減量等推進員のさらなる活用 | 廃棄物減量等推進員に対する3Rに関する講習会の実施や清掃事業関連の情報の提供 | | 年数回 |
| | 廃棄物減量等推進員を通じた地域住民の清掃事業に対する意見の掌握 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量等推進員研修等を実施 ・マンスリーフリーマーケットへの参加 ・あさしま環境緑花フェスティバルへの参加 ・ダンボールコンポスト講習会への参加 | |
| | 廃棄物減量等推進員間での活動のノウハウや情報の共有のための意見交換や情報交流の場の設置 | | |
| 市民・事業者・本市の三者間におけるネットワークの構築 | 環境コミュニケーションセンターを拠点とした市民・事業者に対する情報提供等の支援 | — | — |
| | ごみに関して共通の課題を抱えている市民や事業者間の情報交流や協力などの促進・情報の共有 | ・レジ袋削減に向けた意見交換会を開催 | H24年度実施 |

(2) 効率的かつ効果的なごみ処理体制

| 施策名 | 施策の内容 | 実施内容 | 時期・頻度 |
|---------------------|--|---|--------|
| ごみ処理体制の見直し | 環境コミュニケーションセンターの稼働に伴う収集運搬車両・人員の再配置、収集回数の変更等の見直しの検討 | <ul style="list-style-type: none"> 不燃、プラ、資源、粗大の搬入先の変更に伴い、効率的な収集ルートになるように見直しを行った。 組織体制の変更を行うことにより現状に即した人員配置を行った。 | H23年4月 |
| 清掃作業の直営と民間委託の見直し | ごみ収集や施設の運転管理などの清掃作業の委託方式への適宜切り替え | 資源収集運搬委託を実施 | 継続 |
| | | 焼却施設(清掃センター)の一部(夜間・土日)運転委託を実施 | 継続 |
| | | 中間処理施設(環境コミュニケーションセンター)の運営管理委託を実施 | H23年4月 |
| 許可業者に対する指導 | 許可業者に対する指導 | 搬入ごみ検査の実施と指導 | 年数回 |
| 市民や事業者に対するごみの出し方の啓発 | 市民や事業者に対してごみの出し方の啓発を実施 | 資源・ごみの収集カレンダー(年1回)、資源とごみの分け方・出し方(隔年)、昭島リサイクル通信(年1回)を全戸配布 | 年1回 |
| | | 環境緑花フェスティバルで廃棄物減量等推進員による分別指導 | 年1回 |
| | | 施設見学や出前講座の実施(年間45回程度受入、延べ1,200人来場) | 随時 |
| 作業員に対する安全教育 | 市職員及び委託業者に対する定期的な安全教育の実施 | 朝礼時の安全運転及び安全作業の指導 | 毎日 |
| | | 直営及び委託業者の収集職員に対し、安全運転講習会を開催 | 年1回 |
| | | 安全運転管理者講習を受講 | 年1回 |
| | | 清掃事業場安全衛生委員会を開催 | 月1回 |
| | | 交通安全週間に、交通安全を呼びかけるマグネットシートを収集車両に貼付 | 随時 |

(3) 循環型社会の形成を推進する施設の整備

| 施策名 | 施策の内容 | 実施内容 | 時期・頻度 |
|----------------------|---|--|-------------|
| 市民や事業者の3R活動の拠点の整備 | 環境コミュニケーションセンターの活動拠点としての整備 | 市民や事業者への情報提供、市民の活動や交流の場の提供、再生粗大ごみ再生室の設置などを行うプラザ棟を整備 | H23年4月 |
| 環境コミュニケーションセンターの整備 | 破碎と資源選別の効率的な運営 | 破碎処理と資源選別による効率的な資源化をリサイクル棟の整備及び運営管理の委託により実施 | H23年4月 |
| | 市民・事業者・行政の三者による「資源循環型のまちづくり」の中核的な活動拠点としての施設整備 | 市民や事業者への情報提供、市民の活動や交流の場の提供、再生粗大ごみ再生室の設置などからなるプラザ棟を整備 | H23年4月 |
| 将来を見据えたごみ焼却施設整備計画の策定 | ストックマネージメントの考え方による補修・補強・更新等の実施 | 平成20年度から延命化修繕を実施している。 | H22年度～H31年度 |
| | 計画期間(平成22年度から10年間)内の具体的な焼却施設整備計画の検討 | 平成25年度に精密機能検査を実施し、整備計画を策定した。 | H25年度 |

第2章 清掃事業の現状と課題

第1 清掃事業の概要

1 事業の位置づけ

(1) 法令上の位置づけ

清掃事業は、地方自治法(昭和22年(1947年)法律第67号)に規定する自治事務に該当し、市町村が処理する事務の一つとして位置づけられています。

また、廃棄物処理法では、市町村に、一般廃棄物処理計画に基づきごみを収集し、これを運搬し、及び処分(再生を含む)すること(これらを総称して以下「ごみ処理」という。)が義務づけられています。このことから、法令の規定に基づいて適正な清掃事業を実施することは、市町村の責務となっています。

(2) 本市における位置づけ

清掃事業は、市民の日常生活に最も密着した行政サービスの一つであり、次のサービスを市民に提供しています。

- ① 市民の生活環境を保全するうえで支障が生じないうちにごみ処理をすること。
- ② ごみの減量化に関する市民の自主的な取組を、直接的または間接的に支援すること。
- ③ その他循環型社会の形成に関する施策を推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること。

2 事業の範囲

本市の清掃事業の範囲は、次のとおりです。なお、最終処分場の整備と維持管理、焼却灰や破碎残さの最終処分については、東京たま広域資源循環組合(広域資源循環組合)で行っています。

- ① 資源及びごみの収集運搬(原則として事業所から排出されるものを除く。)
- ② ごみ処理施設の整備と維持管理(最終処分場を除き、資源化施設及びストックヤードを含む。)
- ③ 資源の選別
- ④ ごみの中間処理(破碎、焼却)
- ⑤ ごみ減量化に関する市民の自主的な取組の支援
- ⑥ その他循環型社会の形成に関すること

3 車両及び施設の状況

(1) ごみ収集車

本市が所有しているごみ収集車は、表 2-1 に示すように、4 トン車はなく、2 トン車のみ計 8 台です(予備車両の台数を含む)。また、本市がごみの収集運搬の一部を委託している民間業者のごみ収集車は、4 トン車 2 台及び 2 トン車 30 台の計 32 台となっています。

市全体では、40 台のごみ収集車で対応し、市内全域のごみの収集運搬にあたっています。

なお、市直営及び民間委託の車両については、天然ガスを燃料とする低公害車(以下「CNG 車」という。)の導入を進め、平成 27 年(2015 年)4 月 1 日現在、全 40 台中 34 台が CNG 車となっています。

表 2-1 ごみ収集車の概要
(平成 27 年(2015 年)4 月 1 日現在、単位：台)

| 区 分 | 4 トン車 | 2 トン車 | 合計 |
|-------|-------|---------|---------|
| 市 直 営 | 0 (0) | 8 (8) | 8 (8) |
| 民間委託 | 2 (0) | 30 (26) | 32 (26) |
| 合 計 | 2 (0) | 38 (34) | 40 (34) |

注) ()内はCNG車の台数である。



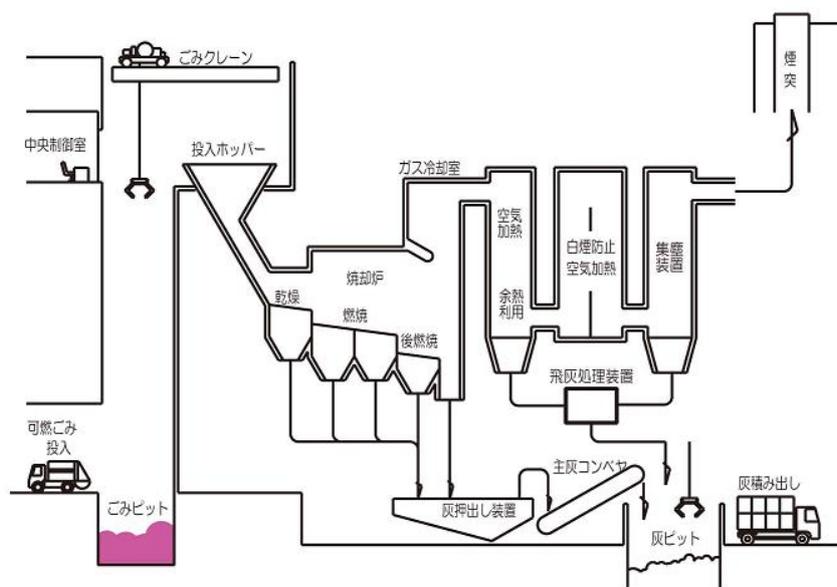
(2) 焼却施設

本市の焼却施設は、表 2-2 に示すように、平成 6 年(1994 年)と 7 年(1995 年)にわたって 2 基の全連続燃焼式ストーカ炉(95 トン/24 時間×2 炉)が建設され、現在に至っています。

表 2-2 焼却施設の概要

| | |
|-----------|---|
| 名 称 | 昭島市清掃センター |
| 所 在 地 | 昭島市田中町四丁目3番14号 |
| 竣 工 年 月 | 1号炉：平成6年(1994年)6月 2号炉：平成7年(1995年)10月 |
| 処 理 対 象 物 | 可燃ごみ、可燃系粗大ごみ |
| 炉 形 式 | 全連続燃焼式(ストーカ炉) |
| 稼 動 時 間 | 24時間稼動 |
| 処 理 能 力 | 190トン/24時間(95トン/24時間×2炉) |
| 前 処 理 | 破碎設備(可燃性粗大ごみ用) |
| 湿り排ガス量 | 37,439立方メートル(標準状態)/時間 |
| 排ガス処理 | 有害ガス除去：消石灰吹込み(塩化水素対策) 集じん機：バグフィルター |
| 飛灰処理 | キレート剤処理(平成14年(2002年)12月開始) |
| 汚水処理 | 排水処理後炉内噴霧(クローズドシステム) |
| 煙突高 | 100メートル |
| 余熱利用 | 給湯能力：5立方メートル/時間 |

図 2-1 焼却施設の概略フロー



(3) 破碎処理施設・資源ごみ選別施設

本市の破碎処理施設・資源ごみ選別施設は、表 2-3 に示すように、平成 23 年 3 月に建設したものです。

表 2-3 破碎処理施設・資源ごみ選別施設の概要

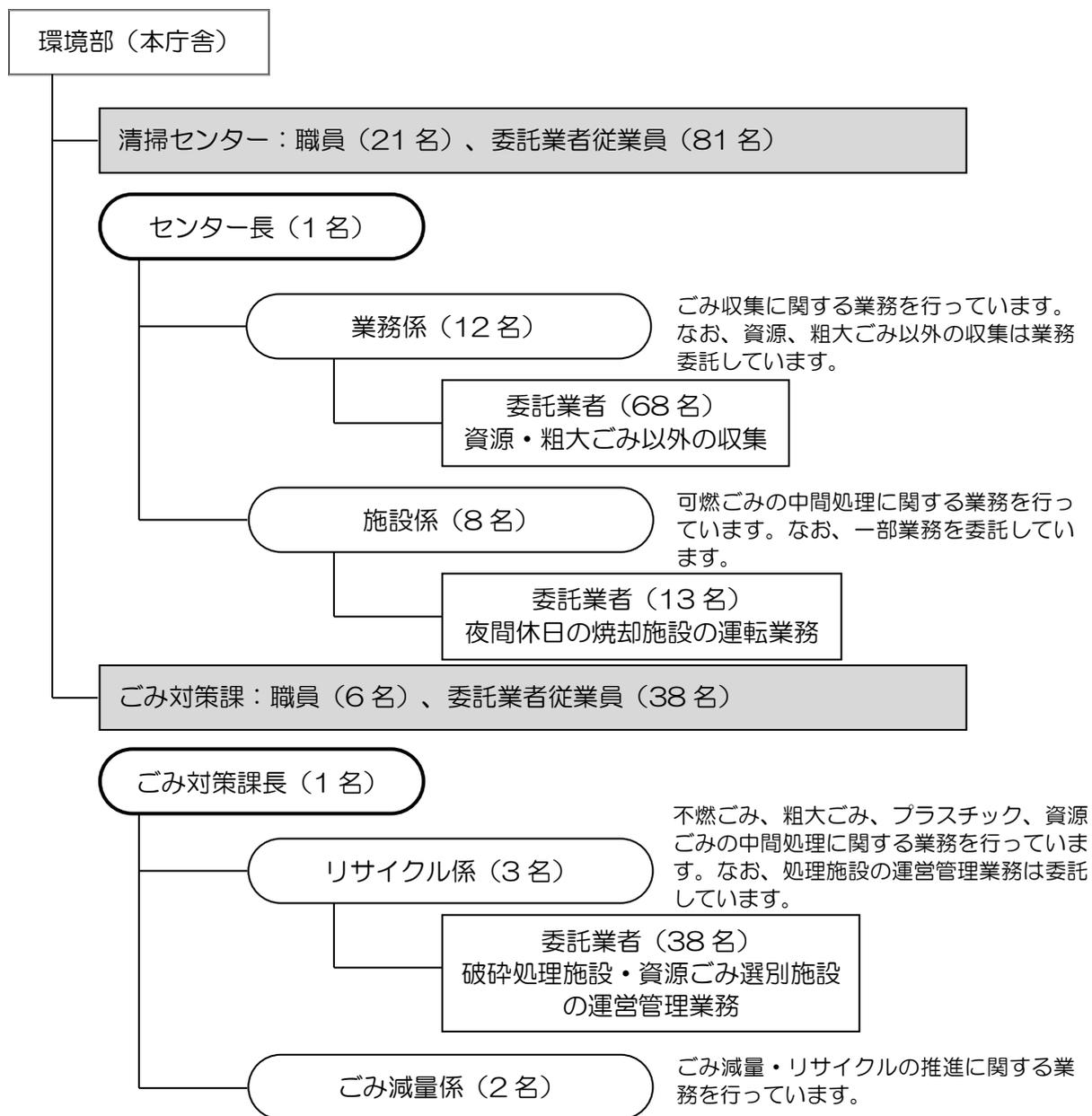
| | |
|-----------|---------------------------------|
| 名 称 | 昭島市環境コミュニケーションセンター |
| 所 在 地 | 昭島市美堀街三丁目8番1号 |
| 竣 工 年 月 | 平成23年(2011年)3月 |
| 処 理 対 象 物 | 不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック、資源ごみ |
| 処 理 方 式 | 不燃・粗大ごみ、高速回転破碎機(堅型・出力250kw) |
| | プラスチックごみ、低速回転一軸破碎機(出力50kw) |
| 処 理 能 力 | 不燃・粗大ごみ系統 12.9トン/5時間 |
| | プラスチック系統 14.7トン/5時間 |
| | 資源ごみ選別系統 8.3トン/5時間 |
| 資源の回収 | 磁力選別機による鉄類・アルミの回収 手選別による異物除去 |

4 実施体制

(1) 本市の清掃組織

平成 23 年(2011 年度)に環境コミュニケーションセンターが稼働してからは、ごみ対策課がごみの減量・リサイクルの推進に関する業務、不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック、資源ごみの中間処理業務を行い、清掃センターがごみの収集に関する業務、可燃ごみの中間処理業務を行っています。

図 2-2 本市の清掃組織(平成 27 年(2015 年)4 月 1 日現在)



(2) ごみの収集運搬体制

ごみの収集運搬は、市直営と民間委託で行っています。平成 27 年(2015 年)4 月 1 日現在の人員数は、表 2-4 に示すように、直営と委託を合わせて 76 名となっています。

表 2-4 収集運搬従事人員数
(平成 27 年(2015 年)4 月 1 日現在、単位：名)

| 区 分 | 運転手 | 作業員 | 合 計 |
|-------|-----|-----|-----|
| 市 直 営 | 4 | 4 | 8 |
| 民間委託 | 28 | 40 | 68 |
| 合 計 | 32 | 44 | 76 |

(3) ごみ処理施設の運営体制

ア 焼却施設

現在、夜間及び土日の運転作業を民間業者に委託し、平日昼間の運転と総合的な維持管理については、市直営(8 名体制)で行っています。

イ 破碎処理施設・資源ごみ選別施設

処理施設の運営管理業務を、民間業者に委託しています。

5 清掃事業費

平成 26 年(2014 年)度のごみ処理経費は、約 19 億 6,191 万 7 千円で一般会計歳出総額(433 億 6 千万円)の約 4.5%を占めています。これを換算すると、ごみ 1 トンあたり 64,015 円、市民 1 人あたり年間 17,417 円、1 世帯あたり年間 37,892 円の処理経費となります。総ごみ量と処理経費の過去 6 年間の推移は、表 2-5 及び図 2-3 に示すとおりです。なお、平成 18 年(2006 年)度のごみ処理経費が前年(2005 年)度と比較して約 1 億 2,513 万円の増となっていますが、これは清掃センター外壁塗装工事等に伴う維持管理経費増等によるものです。

また、平成 26 年(2014 年)度のごみ処理部門ごとの経費は、表 2-6 及び図 2-4 に示すように、収集運搬にかかる経費が最も多く約 6 億 9,923 万円で、ごみ処理経費の約 35.6%を占めています。その次に多いのが、最終処分の約 3 億 8,072 万円、資源選別の約 3 億 6,405 万円となっており、最終処分はごみ処理経費の約 19.4%、資源選別は約 18.6%を占めています。

表 2-5 総ごみ量とごみ処理経費の推移

| 年 度 | 総ごみ量 (トン) | 人口(人) | 世帯数 | ごみ処理経費 (千円) | 1トあたり (円) | 1人あたり (円) | 1世帯あたり (円) |
|-----------|--------------|---------|--------|----------------|--------------|--------------|---------------|
| 平成 17年 | 38,610 | 111,365 | 46,860 | 1,853,401 | 48,003 | 16,643 | 39,552 |
| 平成 18年 | 38,350 | 112,385 | 47,848 | 1,978,535 | 51,592 | 17,605 | 41,350 |
| 平成 19年 | 36,671 | 113,014 | 48,632 | 1,883,131 | 51,352 | 16,663 | 38,722 |
| 平成 20年 | 35,724 | 112,754 | 48,916 | 1,869,480 | 52,333 | 16,580 | 38,218 |
| 平成 21年 | 33,697 | 113,227 | 49,373 | 1,971,285 | 58,500 | 17,410 | 39,926 |
| 平成 22年 | 32,264 | 113,697 | 49,918 | 1,838,581 | 56,986 | 16,171 | 36,832 |
| 平成 23年 | 31,798 | 113,672 | 50,227 | 1,901,738 | 59,807 | 16,730 | 37,863 |
| 平成 24年 | 31,683 | 113,181 | 51,784 | 1,945,076 | 61,392 | 17,186 | 37,561 |
| 平成 25年 | 31,562 | 113,092 | 52,176 | 1,893,676 | 59,999 | 16,745 | 36,294 |
| 平成 26年 | 30,648 | 112,647 | 51,176 | 1,961,917 | 65,017 | 17,417 | 38,337 |

注) 総ごみ量とは、収集した家庭ごみ量と持ち込まれた事業系ごみ量、及び拠点回収量を足し合わせたものである。

図 2-3 総ごみ量とごみ処理経費の推移

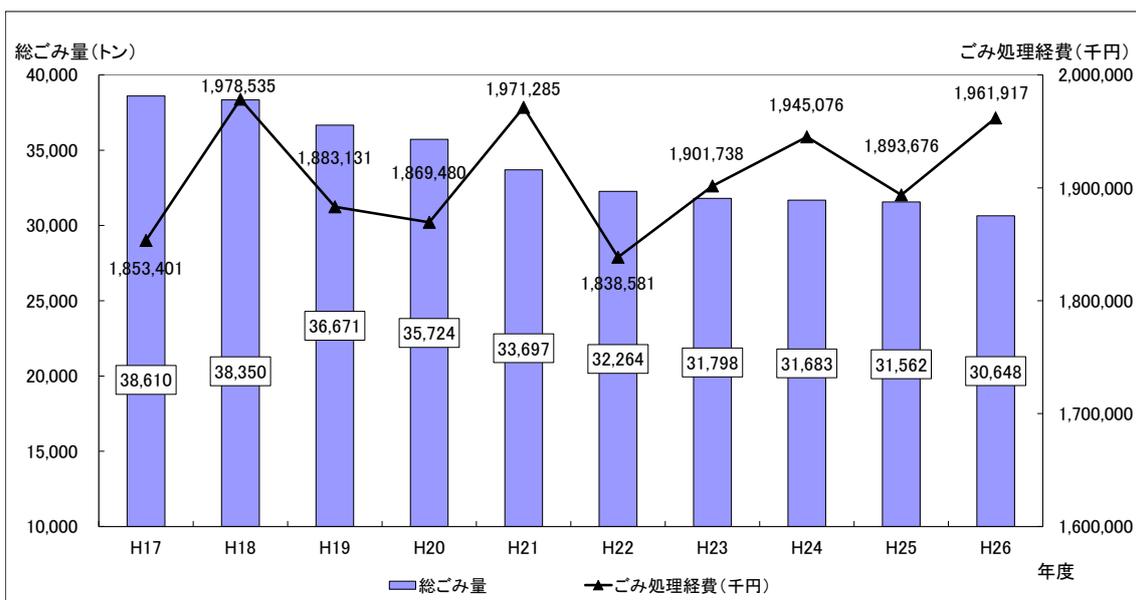
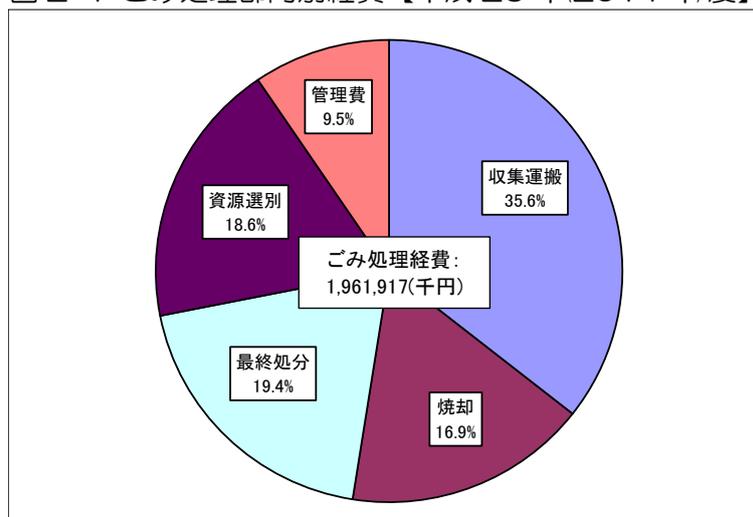


表 2-6 ごみ処理部門別経費【平成 26 年(2016 年)度】

(単位：千円)

| 収集運搬 | 焼却 | 最終処分 | 資源選別 | 管理費 | ごみ処理経費 |
|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 699,230 | 331,697 | 380,719 | 364,051 | 186,221 | 1,961,917 |
| 35.6% | 16.9% | 19.4% | 18.6% | 9.5% | 100.0% |

図 2-4 ごみ処理部門別経費【平成 26 年(2014 年)度】



第 2 ごみの排出と処理状況

1 市民及び事業者によるごみの排出

市内で発生するごみのうち、本市のごみ処理施設で扱うことのできるものには、主に市民生活によって発生する「家庭ごみ」と、主に市内の事業活動によって発生する「事業系ごみ」があります。本市におけるごみの排出状況、市民及び事業者が排出するごみの流れは、次のとおりです。

(1) ごみの排出状況

平成 26 年(2014 年)度の本市におけるごみの総排出量は 32,142 トンでした。なお、ここでいう「ごみの総排出量」とは、次のごみ量の合計をいいます。

- ①収集ごみ量：本市が直営または民間委託によって収集したごみの量(主に市民が排出したごみの量で、少量排出事業所のごみ量も含まれる。少量排出事業所とは、店舗併用住宅などの事業系ごみの排出量が少ない事業所をいう。)
- ②持込ごみ量：事業者(事業者が委託した許可業者を含む。)が本市の環境コミュニケーションセンターに直接搬入したごみ、及び事業者に委託された許可業者が清掃センターに搬入したごみの量(主に事業者が排出したごみの量で、市民が環境コミュニケーションセンターに直接搬入したごみ量も含まれる。)
- ③拠点回収量：市役所や市立会館などの本市の回収拠点に市民が持ち込んだ白色トレイ及び小型家電の量
- ④集団回収量：本市の資源回収奨励金交付制度の適用を受けて市民団体が回収した資源の量

総排出量をごみの主な排出者によって家庭ごみ(①+③)、事業系ごみ(②)、集団回収(④)に区分すると、表 2-7 に示すように、約 77%が家庭ごみ、約 18%が事業系ごみ、約 5%が集団回収となっています。

平成 26年(2014年)度の総排出量を 6 年前の平成 20 年(2008 年)度と比較すると、ごみ全体では約 15%減少しています。家庭ごみ、事業系ごみ、集団回収に分けてみると、家庭ごみが約 8%、事業系ごみが約 34%、集団回収量が約 25%減少しています。

表2-7 ごみの総排出量と内訳

| 項目 | 平成 26 年 (2014 年)度 | | 平成 20 年 (2008 年)度 | | 6 年間の増減 | |
|-----------|----------------------|------------|----------------------|------------|-------------|------------|
| | 排出量 (トン) | 構成比 (%) | 排出量 (トン) | 構成比 (%) | 増減量 (トン) | 増減率 (%) |
| ごみの総排出量 | 32,142 | 100.0 | 37,722 | 100.0 | △5,580 | △14.8 |
| 家庭ごみの排出量 | 24,942 | 77.6 | 27,089 | 71.8 | △2,147 | △7.9 |
| 事業系ごみの排出量 | 5,706 | 17.8 | 8,635 | 22.9 | △2,929 | △33.9 |
| 集団回収量 | 1,494 | 4.6 | 1,998 | 5.3 | △504 | △25.2 |

(2) 市民が排出するごみの流れ

市民が所有している物で、その人にとって不要となり、他人に売却または無償で譲り渡すことや、自らリサイクルすることができない物がごみとなります。

家庭で発生したごみは、市民団体による集団回収や事業者の協力によって資源として回収されているものもありますが、その大部分は家庭で 7 種類に分別して排出され、それを本市が収集し、資源化または処理を行っています。

エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、及び洗濯機・衣類乾燥機の 4 品目については「特定家庭用機器再商品化法」(平成 10 年(1998 年)法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。)、パソコン及び小型二次電池の 2 品目については「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年(1991 年)法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。)によって、製造業者等にリサイクルが義務づけられており、小売業者や収集運搬業者などによって回収されています。また、携帯電話、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等については、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成 24 年(2012 年)法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。)によって、市内公共施設 18 か所で拠点回収を行い、有用金属等の回収、資源化を行っています。その他、本市のごみ処理施設で処理できない物については、販売店などの協力によって引き取られ、処理されています。

(3) 事業者が排出するごみの流れ

会社・飲食店・商店等の事業活動や、教育・社会福祉等の公共サービス活動などに伴って発生した紙くず、木くず、繊維くず、生ごみなどで、他人に売却または無償で譲り渡すことや、自らリサイクルすることができない物がごみ(事業系ごみ)となります。なお、事業系ごみのうち廃棄物処理法で種類や排出する業種が定められた 20 種類が産業廃棄物となり、それ以外のものが事業系一般廃棄物となります。本市が処理しているのは事業系一般廃棄物のみです。

事業所で発生したごみは、本市の環境コミュニケーションセンターに事業者が自ら搬入するか、許可業者に収集運搬を委託して搬入するかいずれかで、それを本市が家庭ごみと一緒に資源化または処理しています。少量排出事業所のごみについては、本市が家庭から排出されたごみと一緒に収集しています。

食料品販売店や飲食店などの食品関連事業者は、調理くず、残飯、賞味期限切れの商品などの食品残さを、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成 12 年(2000 年)法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。)に基づいて、自らまたは専門業者に委託してリサイクルもしくは減量化に努めることになっています。

2 本市におけるごみの収集と搬入

本市は家庭ごみを収集し、可燃ごみは清掃センターに、可燃ごみ以外は環境コミュニケーションセンターに搬入しています。事業所から排出される事業系ごみについては、事業者が自ら持ち込む場合は環境コミュニケーションセンターに、許可業者に委託して持ち込む場合は清掃センターに持ち込んでいます。なお、少量排出事業所の事業系ごみは、家庭ごみと一緒に市が収集しています。

平成 26 年(2014 年)度に、本市が収集したごみ量は 24,942 トン(拠点回収量を含む。)、搬入されたごみ量は 5,706 トンでした。

家庭ごみの収集状況並びに事業系ごみの搬入及び収集状況は次のとおりです。

(1) 家庭ごみの収集状況

ア 7 分別収集

家庭ごみの減量化と資源化を図るため、平成 12 年(2000 年)2 月から 7 分別収集を開始しています。7 分別収集の区分は表 2-8 に示すとおりです。

表 2-8 家庭ごみの収集区分【平成 27 年(2015 年)度】

| 区分 | ごみの種類 | 収集方法 | 収集料金 | 収集回数 |
|--------|---|---------------|-------------|------|
| 可燃ごみ | 生ごみ・厨芥類、衛生上焼却が必要なもの、衣類・布類、資源にならない紙、木材、汚れたプラスチック、その他 | 戸別収集 (注) | 有料 (指定袋) | 週2回 |
| | おむつ | | 無料 | |
| | 落ち葉・草・花・せん定枝 | | 無料 | |
| 不燃ごみ | 金属類、せともの類、小型家電製品、おもちゃ、ガラス食器・板ガラス、ゴム製品・塩化ビニール製品・くつ、衣類以外の革製品、CD・DVD・MD、その他 | 戸別収集 (注) | 有料 (指定袋) | 3週1回 |
| プラスチック | 容器類(マヨネーズ容器、食用油やドレッシングのプラボトル、洗剤容器、卵のパック、カップ麺、プリン容器)、ビニール袋、ポリ袋、菓子袋、その他のプラスチック容器包装(プラマークのあるもの)、スチロール容器、発泡スチロール、硬質プラスチック、その他 | 戸別収集 (注) | 有料 (指定袋) | 3週2回 |
| 古紙 | 新聞、広告 | 戸別収集 (注) | 無料 | 4週1回 |
| | 雑誌 | | | 2週1回 |
| | 雑古紙 | | | 2週1回 |
| | ダンボール(茶封筒・茶色の紙も含む) | | | 4週1回 |
| | 飲料用紙パック (アルミコーティング、茶色のもの以外) | | | 週1回 |
| 資源 | 缶、びん(中身が人の口に入るものに限る)、ペットボトル(飲料・醤油用に限る)、ビデオテープ・カセットテープ、カセットコンロ用ガス・ヘアスプレー・殺虫剤のボンベ等 | 戸別収集 (注) | 無料 | 週1回 |
| 有害ごみ | 蛍光灯・電球型蛍光灯、乾電池・ボタン電池、水銀体温計等 | 戸別収集 (注) | 無料 | 週1回 |
| 粗大ごみ | 電気製品、家具・収納・寝具用品、OA 機器、楽器・スポーツ健康器具用品、台所・水回り用品等 | 申込による 戸別収集 | 有料 (シール) | 随時 |

注) 平成16 年(2004 年)10 月1日から市内全域で戸別収集を実施。

図 2-5 家庭ごみの収集区分【平成 27 年(2015 年)度】



「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成 7 年(1995 年)法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づき、平成 25 年(2013 年)5 月、分別収集計画が改訂されました。この計画では、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進して一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集するとともに、資源の有効利用、廃棄物の減量、最終処分場の延命化、循環型社会の形成を図っています。また、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これらを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示しています。計画期間は平成 26 年(2014 年)4 月から 5 年間となっています。

イ 家庭ごみの有料化

ごみ問題に対する意識を高め、家庭ごみの減量化と資源化を推進し、ごみ処理の費用負担の公平化などを図るために、平成 14 年(2002 年)4 月から家庭ごみの有料化(指定収集袋制)を実施しています。有料化の対象としたのは、可燃ごみ、不燃ごみ及びプラスチックの 3 種類です。指定収集袋の種類と価格は、表 2-9 に示すとおりです。

なお、粗大ごみについては、事前申込による戸別収集または直接搬入となっております。直接搬入は従量制、戸別収集は平成 8 年(1996 年)6 月から有料シール(処理券)制で、品目別に 500~3,000 円の処理手数料を徴収しています。

表 2-9 指定収集袋の種類と価格【平成 27 年(2015 年)度】

| 可燃ごみ専用袋(ピンク) | 不燃ごみ専用袋(オレンジ) | プラスチック専用袋(紫) |
|--------------|---------------|----------------|
| | | |
| 種 | 類 | 価格(消費税込み) |
| 大袋(40リットル相当) | 1組(10枚入り) | 600円(1枚あたり60円) |
| 中袋(20リットル相当) | 1組(10枚入り) | 300円(1枚あたり30円) |
| 小袋(10リットル相当) | 1組(10枚入り) | 150円(1枚あたり15円) |
| ミニ袋(5リットル相当) | 1組(10枚入り) | 70円(1枚あたり7円) |

ウ 戸別収集

本市は、平成 16 年(2004 年)10 月 1 日より、集合住宅等を除いて、市内全域で戸別収集を実施しています。

(2) 事業系ごみの搬入と収集状況

事業系ごみは、排出した事業者による自己処理が原則となっています。ただし、本市では、自己処理できない事業者が自己搬入によって環境コミュニケーションセンターに持ち込んだ事業系ごみ、または委託された許可業者が清掃センターに持ち込んだ事業系ごみについては、有料(1 キログラムあたり 30 円)で受け入れています。なお、少量排出事業所については、本市が家庭ごみと一緒に収集しています。

3 ごみ処理の状況

平成 26 年(2014 年)度において、市内で排出されたごみのうち、収集または搬入されたごみは、表 2-10 及び図 2-6 に示すように処理されました。

表 2-10 ごみの処理量と処理内容【平成 26 年(2014 年)度】

(単位：トン)

| 区 分 | 処理量 | 処理内容 |
|--------|--------|---|
| 可燃ごみ | 21,534 | 清掃センターの焼却炉で焼却し、焼却灰は鉄分回収後、東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化(資源化)するか、再生業者に引渡し骨材化(資源化)。 |
| 不燃ごみ | 1,376 | 環境コミュニケーションセンターの破砕機で破砕後、磁力選別機による選別を行う。選別後の鉄、アルミは、有価物として専門業者に売却。選別後の可燃残渣は焼却、不燃残渣は、最終処分へ。再生可能な粗大ごみは、環境コミュニケーションセンタープラザ棟で修理し市民に無料提供。 |
| 粗大ごみ | 915 | |
| プラスチック | 1,832 | プラスチック製容器包装とそれ以外のものに選別し、容器包装リサイクル法の対象のプラスチック製容器包装は圧縮梱包、それ以外のものは、細かく破砕し、固形燃料化、または廃棄物発電に利用(資源化)。 |
| 古紙 | 3,274 | 回収業者によって直接資源化。 |
| 資源 | 1,672 | 環境コミュニケーションセンターで選別し資源化。 |
| 有害ごみ | 45 | 専門業者に処理を委託。 |
| 拠点回収 | 0 | 再生業者に引き渡し資源化。 |
| 集団回収 | 1,494 | 資源回収業者に引き渡し資源化。 |
| 合 計 | 32,142 | |

ごみの焼却による減量、資源化及び最終処分状況は次のとおりです。

(1) 焼却による減量

焼却量は 23,393 トンで、3,016 トンの焼却残さと、59 トンの金属残さが発生し、20,509 トンが減量化されました。焼却による減量化率(総排出量に対する焼却減量化量の割合をいう。)は 63.8%です。

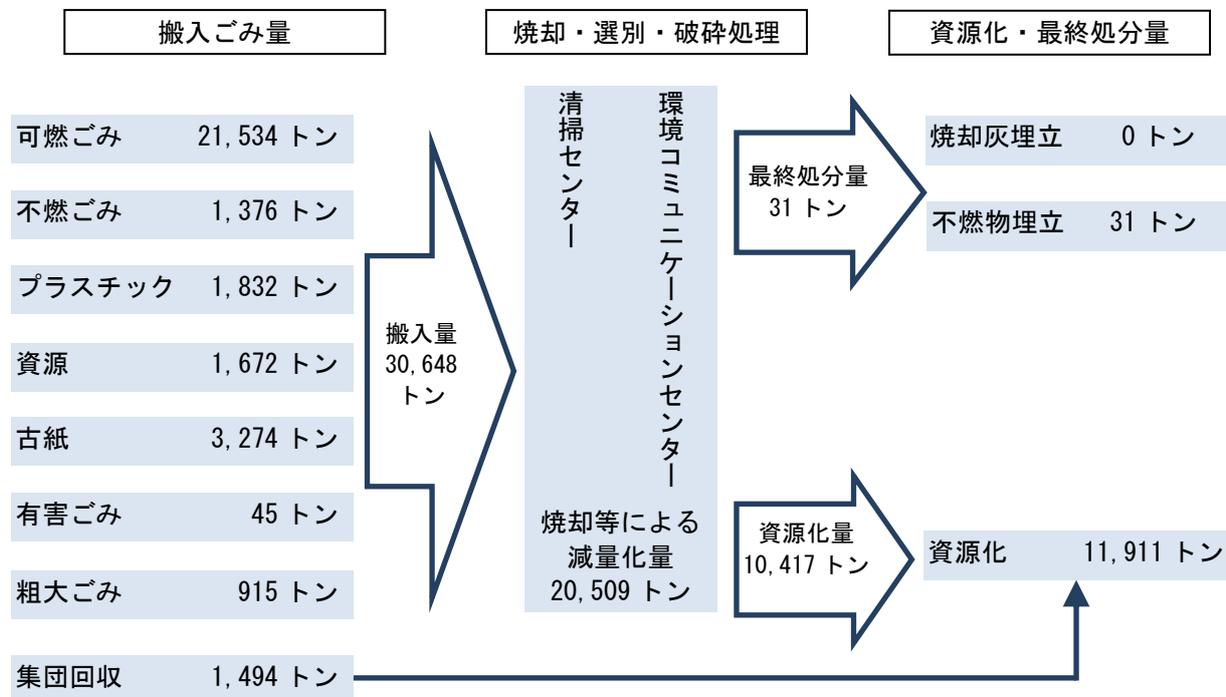
(2) 総資源化量

総資源化量は 11,911 トンであり、総資源化率は 37.1%でした。これは、6 年前の平成 20 年(2008 年)度における総資源化量(13,463 トン)より 1 割減少していますが、総資源化率は 1.4%向上しています。平成 20 年(2008 年)度からは、焼却灰の一部を再生業者に引き渡し、骨材化しています。

(3) 最終処分量

最終処分量は、総排出量の 0.1%にあたる 31 トンと、6 年前の平成 20 年(2008 年)度における最終処分量(166 トン)の 5 分の 1 以下まで減量されました。

図 2-6 物質収支フロー【平成 26 年(2014 年)度】



4 広域資源循環組合による最終処分事業・エコセメント事業

(1) 広域資源循環組合の概要

昭和 55 年(1980 年)、一般廃棄物広域処分場の設置・管理及び一般廃棄物の焼却残さ等の処理を事業目的とした一部事務組合として、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が設立されました。同組合は、廃棄物を単に埋立て処分する事業から、エコセメント化によって廃棄物の資源循環を図る事業への転換することを契機に、平成 18(2006 年)4 月 1 日より東京たま広域資源循環組合(広域資源循環組合)と名称を変更しました。

広域資源循環組合は、多摩地域の 25 市 1 町(多摩地域のうち、あきる野市、日の出町、奥多摩町及び檜原村の 4 自治体は除く。)で構成、運営されています。

(2) 最終処分事業

広域資源循環組合は、西多摩郡日の出町において、谷戸沢廃棄物広域処分場(以下「谷戸沢処分場」という。)及び二ツ塚廃棄物広域処分場(以下「二ツ塚処分場」という。)の 2 つの処分場と、エコセメント化施設を設置・運営しており、構成市町村からの焼却灰及び破碎処理された不燃残さを受け入れています。

廃棄物広域処分場で受け入れられる廃棄物の種類は、日の出町及び地元自治会と締結した公害防止協定などで、次の一般廃棄物に限定されています。

- ①可燃ごみの焼却残さ
- ②破碎処理された不燃残さ

平成 26 年(2014 年)度の搬入量は搬入ピーク時の平成 12 年(2000 年)度と比べ容量で 42.1%と半分以下となっています。

ア 埋立事業

谷戸沢処分場は、平成 10 年(1998 年)4 月に埋立予定量に達したことに伴い、埋立が終了しましたが、安全性が将来にわたり確認され、閉鎖されるまで、浸出水(ごみに触れた雨水)や発生ガスの監視、周辺環境への影響調査等徹底した維持管理を行っています。

二ツ塚処分場は、国内最高水準の設備・システムを備えた管理型の最終処分場として、徹底した安全管理を行っています。

エコセメント事業(後述)の本格実施によって、それまで埋立処分されていた焼却残さが資源化されるようになったため、現在埋立処分されている廃棄物は破碎処理された不燃残さだけです。当初、埋立期間は平成 10 年(1998 年)1 月から平成 26 年(2014 年)まで(約 16 年間)と計画されていましたが、現在では平成 18 年(2006 年)から 30 年以上は供用可能であると試算されています。

表 2-11 ニツ塚処分場(広域資源循環組合)の概要

| | |
|---------|--|
| 位 置 | 西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内 |
| 面 積 | 用 地 面 積 : 約59.1ヘクタール 開 発 面 積 : 約33.3ヘクタール - 埋立地 18.4ヘクタール - 管理施設等 14.9ヘクタール 残存緑地面積: 約25.8ヘクタール |
| 埋 立 容 量 | 全体埋立容量: 約370万立方メートル - 廃棄物埋立容量 約250万立方メートル - 覆土容量 約120 万立方メートル |
| 埋 立 期 間 | 平成10年(1998年)1月 ~ 平成40(2028年)年3月(予定) |
| 埋立進捗率 | 44.7%(平成26年度 年間進捗率0.1%未満) |
| 建 設 工 程 | 処分場の建設は、防災及び環境保全、埋立覆土材の確保、財政負担の軽減等を考慮し、3期に分けて実施されている。 第1期工事: 平成 7年(1995年)度~10年(1998年)度 第2期工事: 平成12年(2000年)度~14年(2002年)度 ※埋立状況に応じて第三期工事が実施される。 |
| 建設工事費 | 用地買収費、補償費等も含め、総額約500億円(見込み) |

イ エコセメント事業

普通セメントに使用される粘土や珪石などの代わりに、焼却残さや下水汚泥などの廃棄物を主原料として作られるエコセメントが実用化されており、平成14年(2002年)に日本工業規格(JIS)に規定されています。

広域資源循環組合のエコセメント事業では、多摩地域の市町村から搬入される焼却残さ(焼却灰及び飛灰)・溶融飛灰等を主原料としたエコセメントの生産を行っています。それまで埋立処分されていた焼却残さ等を土木建築資材としてマテリアルリサイクルすることにより、多摩地域の更なるリサイクルの向上に寄与すると共に、最終処分場の埋立量を削減して、最終処分場の有効利用・延命化と安全な埋立対策を推進する目的で実施されています。

また、この事業の運営方式には、事業の公共性を確保しながら民間活力を取り入れる「公設・民営方式」が採用されています。具体的には、広域資源循環組合が施設を所有し、民間事業者がその施設の設計・建設と施設建設後 20 年間にわたる維持管理・運営・販売を一体的に行うもので、リスクや経費等の面で優位性があるとされています。

広域資源循環組合のエコセメント化施設は平成 18 年(2006 年)5 月に竣工し、同年 7 月に本格稼働を開始しました。焼却残さ等の処理能力は約 300 トン/日、エコセメントの生産能力は約 430 トン/日です。焼却残さに含まれる重金属は、ろ過式集じん機(バグフィルター)で捕集され、金属物として回収されます。回収された金属物は、鋳業の製錬技術によって銅、亜鉛、鉛等に再生利用されています。

表 2-12 エコセメント事業の概要

| | |
|---------|--|
| 位 置 | 西多摩郡日の出町大字大久野7642番地 (日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内) |
| 面 積 | 用 地 面 積 : 約4.6ヘクタール (二ツ塚処分場全体面積 約59.1ヘクタール) |
| 施 設 規 模 | 焼却残さ(注1)等の処理量 約300トン(日平均) エコセメント生産量 約430トン(日平均) |
| 処理対象物 | 多摩地域25市1町のごみの焼却施設から排出される焼却残さ、溶融飛灰(注2)及び二ツ塚処分場に分割埋立(注3)された焼却残さ他 |
| 建 設 工 程 | 造成工事 : 平成15年 2月~平成15年12月 建設工事 : 平成16年 1月~平成18年 6月 |
| 施設の稼働 | 平成18年7月 |
| 事 業 費 | 建設費272億円(消費税込み) 維持管理費(計画)約26.4億円/年(消費税込み) |

注1) 焼却残さ : 焼却灰(焼却後の残さ物)及び飛灰(集じん機により捕集された排ガス中のばいじん)

注2) 溶融飛灰 : 灰溶融炉の排ガス中から、集じん機で捕集されたばいじん

注3) 分割埋立 : 埋立てられた焼却残さの再処理(エコセメント化)を行うため、平成12年(2000年)9月より、焼却残さと不燃物をそれぞれエリア分けした埋立を開始

表 2-13 エコセメント化施設稼働実績

(単位 : トン)

| 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 焼却残さ 受入量 | 75,100 | 72,100 | 74,000 | 78,700 | 77,800 | 78,800 |
| エコセメント 出荷量 | 107,000 | 105,400 | 112,600 | 115,800 | 112,200 | 118,000 |

広域資源循環組合では、エコセメントを使用する製品の利用を促進し、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的に、「東京たまエコセメント製品認証制度」が制定されています。この制度は、広域資源循環組合のエコセメント化施設で製造されるエコセメントを 100 パーセント使用している製品を製造している事業者工場及び製造製品等を認証するもので、平成 27 年(2015 年)2 月現在、23 事業者の 29 工場が認証を受けています。

東京たまエコセメント製品の平成 26 年(2014 年)度における利用実績は、組織団体(25 市 1 町)で 364 件(土木工事等)となっております。

5 ごみ減量化等の施策

平成 22 年度(2010 年)以降に本市が実施してきたごみ減量化等の施策は、以下に示すとおりです。

(1) 資源の拠点回収

本市では、リサイクル可能な資源を回収し、積極的に資源化を推進するため、白色トレーの拠点回収を平成 12 年(2000 年)7 月から実施し、現在は表 2-14 に示す 17 箇所で行っています。また、平成 25 年(2013)4 月からは、小型家電(廃小型電子機器)の拠点回収も白色トレーの拠点に、環境コミュニケーションセンターを加えた 18 箇所を実施しています。

表 2-14 資源の回収拠点

(平成 27 年(2015 年)4 月 1 日現在)

| | |
|------|--|
| 回収拠点 | 昭島市役所、水道部、中神土地区画整理事務所、KOTORIホール(市民会館・公民館)、保健福祉センター(あいぼっく)、勤労商工市民センター、各市立会館(富士見、玉川、朝日、福島、昭和、大神、拝島、緑、堀向、やまのかみ、武蔵野)、環境コミュニケーションセンター(小型家電のみ) |
|------|--|

表 2-15 拠点回収による資源の回収量

(単位：キログラム)

| 年度 | 平成 17年 | 平成 18年 | 平成 19年 | 平成 20年 | 平成 21年 | 平成 22年 | 平成 23年 | 平成 24年 | 平成 25年 | 平成 26年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 白色トレー | 660 | 690 | 630 | 620 | 660 | 660 | 570 | 530 | 370 | 400 |
| 小型家電 | — | — | — | — | — | — | — | — | 490 | 230 |



小型家電回収ボックス



小型家電拠点回収の回収品目

(2) コンポスト容器等の補助制度

平成 4 年(1992 年)度から、市民によるコンポスト容器の購入費を補助しています。平成 25 年(2013 年)の 12 月からは、補助対象のコンポストを変更し、更にベランダなどの小スペースでも堆肥化が行えるダンボールコンポストを補助対象に加えました。平成 26 年(2014 年)度までの 23 年間で、累計 1,215 件、1,409 基の購入費を補助しました。

また、平成 11 年(1999 年)度からは、電動式生ごみ処理機の購入費を補助しています。平成 26 年(2014 年)度までの 16 年間で、累計 793 台の購入費を補助しました。

表 2-16 コンポスト容器・電動式生ごみ処理機の補助実績

| 年度 | | 平成 20 年まで | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 |
|-----------|----|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| コンポスト容器 | 件数 | 1,139 | 9 | 16 | 19 | 5 | 6 | 21 | 1,215 |
| | 基数 | 1,327 | 11 | 17 | 19 | 5 | 8 | 22 | 1,409 |
| 電動式生ごみ処理機 | 台数 | 673 | 35 | 28 | 13 | 10 | 19 | 15 | 793 |

表 2-17 コンポスト容器購入費の補助内容【平成 27 年(2015 年)度】

| 機種 | 容量 (リットル) | 直径×高さ (センチメートル) | あっ旋価格 (円) | 補助金額 (円) | 個人負担額 (円) |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|----------|-----------|
| HC-100 | 100 | 58×68 | 7,500 | 5,000 | 2,500 |
| HC-150 | 150 | 62.6×73 | 9,600 | 6,400 | 3,200 |
| ダンボールコンポスト Aセット | — | — | 4,018 | 2,000 | 2,018 |

表 2-18 電動式生ごみ処理機購入費の補助内容【平成 27 年(2015 年)度】

| 機器 | 補助金額(円) | 備考 |
|------|---------------------------------------|-----------------|
| バイオ式 | 購入金額の 3 分の 2、または 上限 30,000 円までとする。 | 市内の電気店等で購入したもの。 |
| 乾燥式 | | |



コンポスト容器



電動式生ごみ処理機

(3) 廃家電製品のリサイクル

家電リサイクル法の対象品目であるエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機等については、同法に基づき資源化ルートが定められているため、市では収集・処理共に行っていません。また、パソコンについても、資源有効利用促進法によって、パソコンを製造・販売したメーカー等による回収・再資源化が義務づけられたため、市では回収しません。市では「資源とごみの分け方・出し方」等で廃家電製品のリサイクルについて周知しています。

(4) 廃棄物減量等推進員の委嘱

本市では、市民と行政が一体となつてごみの減量化や資源化に取り組むために、廃棄物減量等推進員を委嘱しています。廃棄物減量等推進員は昭島市廃棄物条例に基づく制度であり、100人以内、任期3年と定められています。最近では、平成27年(2015年)10月に45人を委嘱しました。廃棄物減量等推進員は、減量啓発活動(フリーマーケット)の協力や環境緑花フェスティバルで市民への分別指導を行うなど、本市の施策に協力しています。

(5) 「昭島リサイクル通信」の発行

市民に対してごみ減量とリサイクルに関する情報提供を目的として、1年に1回、情報誌である「昭島リサイクル通信」を発行しています。



(6) 環境教育・環境学習

ア あきしま環境緑花フェスティバルの開催

本市では、毎年あきしま環境緑花フェスティバルを実施しています。その中で、ごみ減量啓発として、リサイクル品の無料提供、電動生ごみ処理機、コンポストの展示、ママさんサークルによるごみ減量の歌の披露などを実施し、ごみの減量化・資源化の普及啓発に努めています。

あきしま環境緑花フェスティバルの様子



ママさんサークルによる歌



リサイクル品の無料提供

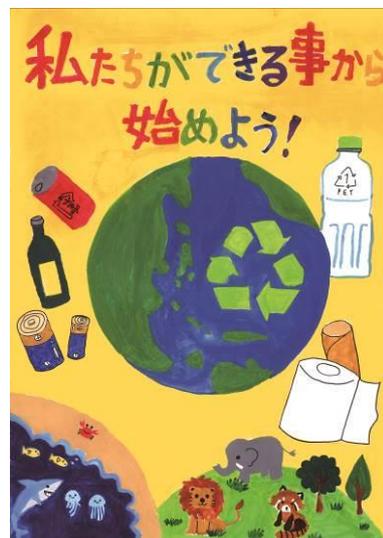
イ 啓発ポスターや標語の公募

ごみの減量化やリサイクルの大切さを理解してもらうため、平成 5 年(1993 年)度から、市内の小学生を対象に「ごみ減量等啓発ポスター」を募集しています。

平成 26 年(2014 年)度には、722 点の応募があり、応募作品の中から最優秀賞 1 点、優秀賞 2 点入選 12 点を表彰しました。

また、ごみの減量化とリサイクルの実践を市民にアピールするため、昭和 58 年(1983 年)度から「清掃標語」の募集を行っています。平成 26 年(2014 年)度には、9 名から 18 点の応募があり、審査の結果 3 点を優秀賞として表彰しました。

「ごみ減量啓発ポスター」の優秀作品については、環境コミュニケーションセンターで展示し、「昭島リサイクル通信」に掲載したほか、最優秀作品と「清掃標語」優秀賞については、「資源・ごみの収集カレンダー」に使用しました。



ごみ減量等啓発ポスター
最優秀賞作品

ウ リサイクルキッチンペーパーの作製

平成 19 年(2007 年)度に作製したリサイクルトイレットペーパーに代わり、平成 24 年(2012 年)度には、市内で収集した牛乳パックを使用して啓発用のリサイクルキッチンペーパーを作製しました。作製したリサイクルキッチンペーパーは、本市のイベント(環境緑花フェスティバル)などで配布しました。

エ 水切りグッズの作製

生ごみ減量啓発の 1 つとして、平成 24 年(2012 年)度に生ごみの水分を絞って減量する水切りグッズを作製しました。施設見学等で生ごみ減量方法の 1 つとして提案し、配布しました。

オ マイバッグの作製や配布

レジ袋を削減し、ごみの減量を図る観点から作製していたマイバッグのデザインを変更し作製しました。施設見学等で配布しました。

カ 冬の原っぱ大会の開催

平成 23 年(2011 年)度に昭島市エコ・パークが開園してから毎年、「冬の原っぱ大会」を開催しています。近隣小学校、幼稚園、保育園の児童、園児たちが、自然の中でおもいっきり遊びながら、ごみの分別などを学ぶ大会としています。

冬の原っぱ大会の様子



宝探し



ダンボール競争

6 市民団体による資源回収(集団回収)

本市では、市民団体による資源の集団回収を促進するため、昭和 56 年(1981 年)度から、「昭島市資源回収奨励金交付要綱」に基づき、回収した資源の種類と数量に応じて奨励金を交付しています。

奨励金の単価は、制度開始から数次にわたって改定してきました。平成 7 年(1995 年)10 月の単価改定では、古紙価格の低迷などにより回収した資源物の引き取りに費用が必要となる、いわゆる逆有償の問題に対応するため、特例措置として一部の対象品目に 2 円を加算し、資源回収の推進を図りました。

平成 17 年(2005 年)度における改定では、「第二次昭島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を踏まえ、適正な奨励金の交付単価となるように特例措置を見直し、資源回収の効果的な運用を図るために単価の見直しを行いました。

最近の市民団体による資源回収の状況は以下に示すとおりです。

ア 登録団体数

奨励金交付制度には、最も多い平成 5 年(1993 年)度で 157 団体が登録していましたが、その後の登録団体数は減少傾向にあります。平成 26 年(2014 年)度の登録団体数は 104 団体となっています。

イ 申請件数と交付額

登録団体による奨励金交付の申請件数は、おおむね登録団体数と同様に推移し、平成 26 年(2014 年)度の 1 年間で 466 件(1 団体あたり平均 4.5 件)が申請されました。これに対して交付した奨励金の総額は約 1,577 万円であり、1 件あたり約 3.3 万円となっています。

ウ 資源の回収量

資源の回収量は、平成 16 年(2004 年)度から平成 19 年(2007 年)度までは若干の増加傾向にありましたが、平成 20 年(2008 年)度以降は減少しています。平成 26 年(2014 年)度の回収量は約 1,494 トンとなっています。

表 2-19 市民団体による資源回収の状況

| 年 度 | 平成 17年 | 平成 18年 | 平成 19年 | 平成 20年 | 平成 21年 | 平成 22年 | 平成 23年 | 平成 24年 | 平成 25年 | 平成 26年 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 登録団体数 | 108 | 107 | 105 | 104 | 101 | 101 | 99 | 100 | 100 | 104 |
| 申請件数 | 460 | 419 | 430 | 419 | 418 | 417 | 419 | 423 | 453 | 466 |
| 1団体あたり | 4.3 | 4.0 | 4.1 | 4.0 | 4.1 | 4.1 | 4.2 | 4.2 | 4.5 | 4.5 |
| 回収量(トン) | 2,187 | 2,115 | 2,196 | 1,998 | 1,849 | 1,833 | 1,782 | 1,723 | 1,527 | 1,494 |
| 1件あたり (キログラム) | 4,757 | 4,932 | 5,102 | 4,792 | 4,423 | 4,396 | 4,294 | 4,109 | 3,426 | 3,206 |
| 奨励金(千円) | 23,033 | 22,178 | 22,988 | 21,113 | 19,465 | 19,321 | 18,828 | 18,189 | 16,195 | 15,774 |
| 1件あたり (円) | 50,072 | 51,697 | 53,460 | 50,389 | 46,567 | 46,333 | 44,936 | 43,000 | 35,751 | 33,851 |

平成 26 年(2014 年)度に回収された資源の種類は、表 2-20 に示すように、古紙及び古繊維で全体の約 9 割を占めています。

表 2-20 資源の種類別回収量【平成 26 年(2014 年)度】

(単位：トン)

| 品目 | 古紙 | 古繊維 | 古ビン* (生きビン) | 古鉄 類 | プラスチック 箱* | カレット | アルミ缶 | 牛乳 パック | 廃乾 電池 | 合計 |
|-----|---------|------|----------------|---------|--------------|------|------|-----------|----------|--------|
| 回収量 | 1,365.2 | 49.9 | 12.3 | 15.8 | 0.3 | 0 | 24.9 | 16.6 | 8.6 | 1,494 |
| 構成比 | 91.4% | 3.3% | 0.8% | 1.1% | 0.0% | 0.0% | 1.7% | 1.1% | 0.6% | 100.0% |

注) 古びんの重量を「回収本数×0.64kg/本」、プラスチック箱の重量を「回収箱数×1.9kg/箱」で概算したうえで、回収量の合計を求めた。

7 事業者による資源回収(店頭回収等)

市内では、事業者による自主的な資源循環の取組として、様々な資源回収が行われています。その主なものとしては、大型店舗の店頭で、表 2-21 に示すように、白色トレーや牛乳パックなどが回収されています。

表 2-21 大型店舗による店頭回収の状況
(平成 27 年(2015 年)4 月 1 日現在)

| 店 舗 名 | 白色 トレー | 有色 トレー | プ ラ ス チ ッ ク ト レ ー | ペ ット ボ ト ル | 牛 乳 パ ッ ク | 紙 製 容 器 | レ シ ー ト | 缶 | ビン | 充 電 式 電 池 |
|-------------------|-----------|-----------|---|------------------------|-----------------------|------------------|------------------|---|------------|-----------------------|
| イトーヨーカドー 昭島店 | ● | ● | | ● | ● | | | ● | ● | ● |
| イトーヨーカドー 拝島店 | ● | ● | | ● | ● | ● | | ● | ● | |
| いなげや 昭島郷地店 | ● | ● | | ● | ● | | | | | |
| いなげや 昭島中神店 | ● | | | ● | ● | | ● | ● | ● | |
| エコス 築地店 | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● | | |
| エコス 昭島店 | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | |
| エコス 拝島店 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | ● | |
| エコス 中神店 | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | |
| FOOD PARK 自然館KINO | ● | ● | | ● | ● | ● | | ● | ● | |
| ザ・ビック 昭島店 | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● | ● | |
| マルフジ 東中神店 | ● | ● | | ● | ● | | | | | |
| マルフジ 昭島市役所通り店 | ● | ● | | ● | ● | ● | | | | |
| OK 昭島店 | ● | | | | ● | | | | | |
| マミーマート 昭島中神店 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | |
| ヤオコー 西武立川駅前店 | ● | 黒以外 | ● | ● | ● | | | ● | ビール 瓶のみ | |

8 個別リサイクル法の施行状況

(1) 家電リサイクル法の施行状況

平成 13 年(2001 年)4 月から本格的に施行された家電リサイクル法の対象となる廃家電 4 品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、使用可能なものについては、できる限りリサイクルショップや販売店などに売却または下取りしてもらい、再使用に努める必要があります。しかし、廃棄しなければならない場合には、製造業者等が指定する引取場所まで運搬することで、製造業者等が有償で引き取り、再商品化されています。こうした家電リサイクル法による再商品化の仕組みは、市民の理解と協力によって順調に推移しています。

家電リサイクル法が施行された当初、対象となる廃家電はエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の 4 品目でした。平成 16 年(2004 年)4 月から冷凍庫が冷蔵庫の区分に追加されました。平成 21 年(2009 年)4 月には、ブラウン管式のみ対象だったテレビの区分に液晶テレビ・プラズマテレビ等の薄型テレビが、洗濯機の区分に衣類乾燥機がそれぞれ追加されました。

市民が家電 4 品目を買い替えや廃棄する場合には、表 2-22 に示す方法で、確実にかつ効率的に製造業者等に引き渡す必要があります。

表 2-22 本市における家電 4 品目の処理方法

| | |
|---------------|----------------------|
| 処理方法 (出し方) | ①新たに購入するお店に引き取ってもらう。 |
| | ②過去に購入したお店に引き取ってもらう。 |
| | ③指定引取場所に持込む。 |
| | ④収集運搬業者に依頼する。 |

注) いずれの場合も、再商品化料金(リサイクル料金)がかかります。

家電 4 品目の指定引取場所や、運搬を依頼する収集運搬業者の連絡先等については、市が発行している「資源とごみの分け方・出し方」の冊子に詳細が掲載されています。

(2) 容器包装リサイクル法の施行状況

本市は、平成 12 年(2000 年)4 月の容器包装リサイクル法施行前の平成 12 年(2000 年)2 月より、市内全域で7分別収集を開始しました。容器包装リサイクル法では5年を一期とする分別収集計画を3年ごとに策定することになっており、現在は、平成 25 年(2013 年)5 月に策定した昭島市分別収集計画に基づいて分別収集を行っています。この計画では、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物の3R(発生抑制、再使用、再生利用)を促進し、廃棄物の減量、最終処分場の延命化や資源の有効利用による循環型社会の形成を図るために市民・事業者・本市が一体となって取り組むべき方針を示しています。

分別収集したプラスチックについては、本市独自のルートで民間業者による固形燃料化または廃棄物発電に利用していましたが、平成 23 年(2011 年)4 月の環境コミュニケーションセンター稼働後は、容器包装リサイクル法の分別基準に適合するプラスチックとそれ以外のプラスチックの選別処理が可能になり、プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく処理を行い、それ以外のプラスチックは、破碎し、民間業者による固形燃料化または廃棄物発電に利用しています。

(3) 食品リサイクル法の施行状況

食品リサイクル法に基づき、食品小売業、外食産業等の食品関連事業者がその一般廃棄物である食品廃棄物の再生利用、収集運搬を廃棄物処理業者等に委託して行う場合があります。本市においても、再生利用等が円滑に行われるよう配慮することが求められます。

(4) 小型家電リサイクル法の施行状況

一般廃棄物として処理されていた使用済み小型家電に含まれている有用金属を資源として再利用するために、本市では平成 25 年(2013 年)4 月の小型家電リサイクル法施行と同時に使用済み小型家電(携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機等)を市内 18 か所の公共施設に回収ボックスを設置し拠点回収を開始しました。

平成 28 年(2016 年)4 月からは、小型家電リサイクル法に基づく国の認定事業者と連携協力協定を締結し、小型家電の宅配回収サービスを実施する予定です。

第3 清掃事業を取り巻く動向

清掃事業を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、第三次処理基本計画が策定された平成 22 年(2010 年)度以降も法令の改正や新規施策の策定が行われています。平成 22 年(2010 年)以降の行政分野における主な廃棄物・リサイクルに関連する動向を以下に示します。

1 第三次循環型社会形成推進基本計画の策定

平成 20 年(2008 年)3 月に策定された「第二次循環型社会形成推進基本計画」は、内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応するため見直しの審議が進められてきました。その後、平成 25 年(2013 年)5 月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。「第三次循環型社会形成推進基本計画」のポイントは以下のとおりです。

① 2R の取組がより進む社会経済システムの構築

リサイクルより優先順位の高い 2R(リデュース・リユース)の取組がより進む社会経済システムの構築を押し進めていく。

② 循環資源の高度利用と資源確保

小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なりサイクルを進め、エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用を促進する。

③ 安全・安心の確保

アスベスト、PCB 等の有害物質の適正な管理・処理に加え、東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定に取り組む。

④ 循環型社会・低炭素社会・自然共生社会づくりの統合的取組と地域循環圏の高度化
地域レベル、全国レベルで循環型社会づくりと低炭素社会づくり、自然共生社会づくりの取組を統合的に推進する。

⑤ 国際的取組

我が国の 3R 技術を地球規模の循環型社会の構築に活かすとともに、我が国経済の活性化にもつなげていくため、静脈産業をはじめとする循環産業の海外進出を進める。

2 廃棄物処理法の改正

廃棄物処理法は、現代の多様かつ複雑な廃棄物問題に対応するため、施行令や施行規則も含めて改正が行われています。平成 22 年(2010 年)度以降の、一般廃棄物に関する改正の概要は以下のとおりです。

表 2-23 廃棄物処理法の改正【平成 22 年(2010 年)度以降】

| 年度 | 主な改正内容 |
|----------|--|
| 平成 22 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ①排出事業者による適正な処理を確保するための対策の強化 ②廃棄物処理施設の維持管理対策の強化 ③廃棄物処理業の優良化の推進等 ④排出抑制の徹底 ⑤適正な循環的利用の確保 ⑥焼却時の熱利用の促進 |
| 平成 23 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ①定期検査 ②廃棄物処理施設における記録の作成 ③維持管理情報の公表 ④設置者が不在となった最終処分場対策 ⑤廃棄物処理施設の処理能力を変更する場合の手続 ⑥焼却時の熱利用の促進 ⑦大臣認定制度に関する規定の整備等 ⑧輸入許可対象の拡大 ⑨廃棄物の輸出確認及び輸入許可に係る事務における地方環境事務所への権限の委任 ⑩廃棄物の広域再生利用指定制度の廃止 ⑪寒冷地における一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場の構造基準及び維持管理基準の改正 |
| 平成 27 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ①廃水銀等及びその処理物の特別管理一般廃棄物への指定 ②特別管理一般廃棄物に係る収集、運搬、処分等の基準の改正 |

3 国のごみ処理基本計画策定指針の改定

前項で述べた廃棄物処理法は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を第一の目的としており、それを基盤にして初めて循環型社会が形成されるものであります。平成 25 年(2013 年)3月改訂の「第三次循環型社会形成推進基本計画」においても、「環境保全を前提とした循環型社会の形成」を推進することとされています。市町村の一般廃棄物行政でも例外ではなく、市町村の一般廃棄物処理は環境保全を前提とし、国民の安全、安心が確保されることを軸として循環型社会の形成に努めなければならず、その形成のための施策が求められています。

最近の一般廃棄物処理関連の国の施策の見直しには、以下のようなものがあります。

| | |
|-------------|---|
| 平成 25 年 4 月 | 3つのガイドラインの改定 <ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物会計基準・一般廃棄物処理有料化の手引き・市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針 |
| 平成 25 年 5 月 | 廃棄物処理施設整備計画 <ul style="list-style-type: none">・3R 推進・強靱な一般廃棄物処理システムの確保・地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設整備 第三次循環型社会形成推進基本計画 <ul style="list-style-type: none">・低炭素社会・自然共生社会・地域循環圏構築の推進・目標年次数値 |
| 平成 25 年 6 月 | ごみ処理基本計画策定指針の改定 <ul style="list-style-type: none">・低炭素社会・自然共生社会への取り組みとの統合、地域循環圏の構築の推進・3つのガイドラインの活用及び 3R の推進・小型家電リサイクル法に対応した市町村のごみ処理 |

平成 5 年(1993 年)に策定された「ごみ処理基本計画策定指針」は、平成 25 年(2013 年)6 月に改定されました。政府は、市町村の一般廃棄物処理計画の策定とその適用に当たっての「重要事項」を提示しています。

【平成 25 年(2013 年)度ごみ処理基本計画策定指針改定における重要事項】

1 地球温暖化防止への配慮

ごみ処理基本計画の策定にあたっては、化石燃料の使用量の抑制推進や、温室効果ガスの排出量削減に対して配慮することが適当である。

2 地域の状況に応じた長期的展望に基づくシステムの選択

地域の状況や技術の動向等を踏まえた計画の検討を十分に行い、長期的展望に合ったシステムの選択を行うことが適当である。

3 ごみ処理基本計画の公開

策定したごみ処理基本計画については、市民、排出事業者、廃棄物処理業者等に広く周知されるべきものであり、市町村の公報やホームページへの掲載や広報活動、関係団体への情報提供を行う必要がある。

4 地球温暖化対策推進法の改正

平成 10 年(1998 年)に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)は、地球温暖化防止京都会議(COP3)で採択された「京都議定書」を受け、国や地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律です。

平成 25 年(2013 年)度の改正にあたり、以下の内容が追加されました。

- ①温室効果ガスの種類の追加
- ②地球温暖化対策計画の策定
- ③地球温暖化対策推進本部の所掌事務の変更

第4 現状の清掃事業を継続した場合の将来的な見込み

本市における今後の清掃事業のあり方を検討するにあたって、将来的に市内の家庭や事業所から排出されることが見込まれるごみの種類と量を予測し、どのようなごみをどの程度処理・処分しなければならないかを、事前に把握しておく必要があります。

ここでは、現状の清掃事業をそのまま継続し、新たな施策を講じなかった場合のごみの総排出量と処理量を予測しています。また、ここでの予測結果を踏まえて、今後の清掃事業のあり方を検討し、新たな施策を講じることによって、将来的なごみ処理の目標を設定しています。

1 ごみの総排出量

本市が現状の清掃事業を継続した場合に、将来的に見込まれるごみの総排出量は、排出状況の異なる家庭ごみ、事業系ごみ、集団回収に分けて予測しました。

(1) 家庭ごみの排出量

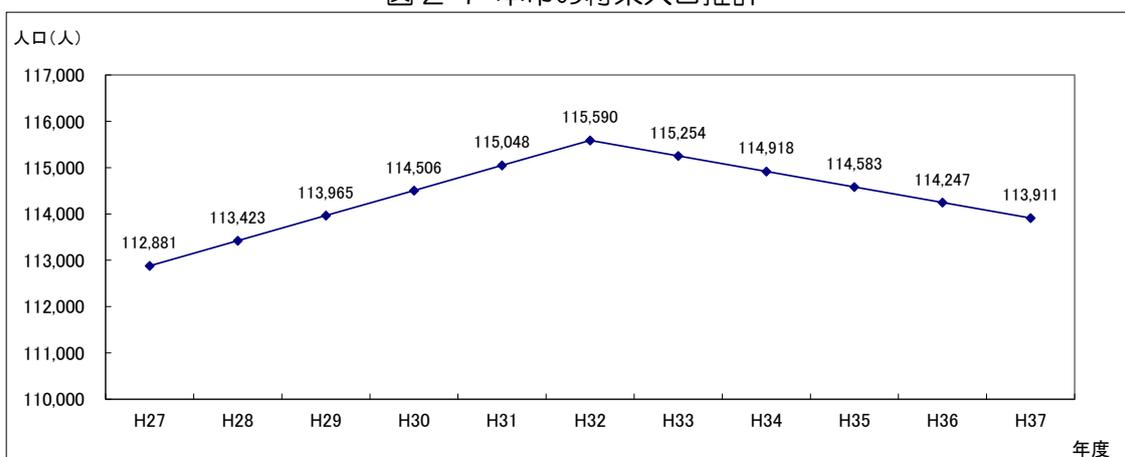
家庭ごみについては、市民1人1日あたりの排出量を予測し、これに将来予測人口を乗じることで排出量を予測しました。現状の清掃事業を継続した場合、市民1人1日あたりの排出量は、平成26年(2014年)度の値がそのまま横ばいで推移すると仮定しました。一方、本市の将来人口は、平成27年(2015年)度は実績値(10月1日時点)を用い、平成28年(2016年)度以降は昭島市総合戦略の将来人口推計結果を用いました。なお、家庭ごみには、本市による拠点回収量、及び少量排出事業所の事業系ごみの排出量が含まれています。また、参考として、国の将来人口推計を用いた排出量の予測を資料編に掲載しました。

表 2-24 本市の将来人口推計

(単位：人)

| 年度 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 平成32年 | 平成33年 | 平成34年 | 平成35年 | 平成36年 | 平成37年 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口 | 112,881 | 113,423 | 113,965 | 114,506 | 115,048 | 115,590 | 115,254 | 114,918 | 114,583 | 114,247 | 113,911 |

図 2-7 本市の将来人口推計



注) 平成27年(2015年)度は実績値(10月1日時点)、平成28年(2016年)度以降は昭島市総合戦略の将来人口推計結果による。

(2) 事業系ごみの排出量

事業系ごみの排出量についても、家庭ごみと同様に平成 26 年(2014 年)度の排出量が継続すると仮定しました。なお、現状の清掃事業を継続した場合、少量排出事業所の事業系ごみの排出量は本市では家庭ごみに含まれるため、ここでいう事業系ごみには含まれません。

(3) 集団回収量

資源回収奨励金制度による集団回収量については、家庭ごみと同様に、市民 1 人 1 日あたりの排出量を予測し、これに将来予測人口を乗じることで排出量を予測しました。

(4) ごみの総排出量

現状の清掃事業を継続した場合の予測結果は、表 2-25 に示すとおりです。

表 2-25 現状の清掃事業を継続した場合における総排出量の見込み

(単位：トン)

| 年 度 | 平成 27年 | 平成 28年 | 平成 29年 | 平成 30年 | 平成 31年 | 平成 32年 | 平成 33年 | 平成 34年 | 平成 35年 | 平成 36年 | 平成 37年 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 家庭 ごみ | 25,061 | 25,113 | 25,233 | 25,353 | 25,542 | 25,593 | 25,518 | 25,444 | 25,439 | 25,295 | 25,221 |
| 事業系 ごみ | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 |
| 集団 回収 | 1,500 | 1,503 | 1,510 | 1,517 | 1,529 | 1,532 | 1,527 | 1,523 | 1,522 | 1,514 | 1,509 |
| 総排 出量 | 32,267 | 32,322 | 32,449 | 32,576 | 32,777 | 32,831 | 32,751 | 32,673 | 32,667 | 32,515 | 32,436 |

2 ごみの処理量

本市が現状の清掃事業を継続した場合におけるごみの処理量は、平成 26 年(2014 年)度における本市のごみ処理状況が継続すると仮定すると、次のとおり見込まれます。

(1) ごみの総排出量の内訳

排出されたごみは、表 2-26 に示すように、収集、持込、拠点回収または集団回収されることが見込まれます。

表 2-26 現状の清掃事業を継続した場合におけるごみの総排出量の内訳

(単位：トン)

| 年度 | 平成 27年 | 平成 28年 | 平成 29年 | 平成 30年 | 平成 31年 | 平成 32年 | 平成 33年 | 平成 34年 | 平成 35年 | 平成 36年 | 平成 37年 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 収集量 | 25,061 | 25,113 | 25,233 | 25,353 | 25,542 | 25,593 | 25,518 | 25,444 | 25,439 | 25,295 | 25,221 |
| 持込量 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 |
| 拠点 回収量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 集団 回収量 | 1,500 | 1,503 | 1,510 | 1,517 | 1,529 | 1,532 | 1,527 | 1,523 | 1,522 | 1,514 | 1,509 |
| 総排 出量 | 32,267 | 32,322 | 32,449 | 32,576 | 32,777 | 32,831 | 32,751 | 32,673 | 32,667 | 32,515 | 32,436 |

(2) 本市が処理するごみ量

本市が収集するごみと環境コミュニケーションセンター、または清掃センターに搬入されるごみは、表 2-27 に示すごみ量に区分され、本市が処理することが見込まれます。

表 2-27 現状の清掃事業を継続した場合における本市が処理するごみ量の見込み

(単位：トン)

| 年 度 | 平成 27年 | 平成 28年 | 平成 29年 | 平成 30年 | 平成 31年 | 平成 32年 | 平成 33年 | 平成 34年 | 平成 35年 | 平成 36年 | 平成 37年 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 可燃ごみ | 21,638 | 21,682 | 21,786 | 21,889 | 22,053 | 22,097 | 22,032 | 21,968 | 21,964 | 21,840 | 21,776 |
| 不燃ごみ | 1,383 | 1,385 | 1,392 | 1,399 | 1,409 | 1,412 | 1,408 | 1,404 | 1,403 | 1,396 | 1,391 |
| プラスチック | 1,841 | 1,845 | 1,853 | 1,862 | 1,876 | 1,880 | 1,874 | 1,869 | 1,869 | 1,858 | 1,853 |
| 資 源 | 1,680 | 1,684 | 1,692 | 1,700 | 1,712 | 1,716 | 1,711 | 1,706 | 1,705 | 1,696 | 1,691 |
| 古 紙 | 3,290 | 3,297 | 3,312 | 3,328 | 3,353 | 3,360 | 3,350 | 3,340 | 3,339 | 3,321 | 3,311 |
| 粗大ごみ | 919 | 921 | 926 | 930 | 937 | 939 | 936 | 933 | 933 | 928 | 925 |
| 有害ごみ | 45 | 45 | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 | 46 |
| 白色トレ | 0.40 | 0.40 | 0.40 | 0.41 | 0.41 | 0.41 | 0.41 | 0.41 | 0.41 | 0.41 | 0.40 |
| 小型家電 | 0.23 | 0.23 | 0.23 | 0.23 | 0.24 | 0.24 | 0.24 | 0.23 | 0.23 | 0.23 | 0.23 |
| 総ごみ量 | 30,797 | 30,860 | 31,008 | 31,155 | 31,387 | 31,451 | 31,358 | 31,267 | 31,260 | 31,085 | 30,994 |

注) 四捨五入の関係で、総ごみ量と、総排出量から集団回収量を除いた値は一致しない。

(3) 焼却量・総資源化量・最終処分量

本市の焼却量、総資源化量(拠点回収量及び集団回収量を含む。)及び最終処分量は、表 2-28 に示すとおり見込まれます。

表 2-28 現状の清掃事業を継続した場合における焼却量・総資源化量・最終処分量
(単位：トン)

| 年度 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 平成 32 年 | 平成 33 年 | 平成 34 年 | 平成 35 年 | 平成 36 年 | 平成 37 年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 焼却量 | 23,194 | 23,242 | 23,353 | 23,464 | 23,640 | 23,686 | 23,617 | 23,548 | 23,544 | 23,411 | 23,342 |
| 総資源化量 | 11,969 | 11,993 | 12,051 | 12,108 | 12,199 | 12,223 | 12,187 | 12,151 | 12,149 | 12,081 | 12,045 |
| 最終処分量 | 31 | 31 | 31 | 32 | 32 | 32 | 32 | 32 | 32 | 31 | 31 |

(4) 総資源化率

本市の総資源化率は、表 2-29 に示すとおり見込まれます。

表 2-29 現状の清掃事業を継続した場合における総資源化率の見込み
(単位：トン)

| 年度 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 平成 32 年 | 平成 33 年 | 平成 34 年 | 平成 35 年 | 平成 36 年 | 平成 37 年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総資源化量 | 11,969 | 11,993 | 12,051 | 12,108 | 12,199 | 12,223 | 12,187 | 12,151 | 12,149 | 12,081 | 12,045 |
| 総資源化率 | 37.1% | 37.1% | 37.1% | 37.2% | 37.2% | 37.2% | 37.2% | 37.2% | 37.2% | 37.1% | 37.1% |

注) 家庭ごみの排出量が人口の増加に伴って増加するのに対し、事業系ごみの排出量は平成 26 年(2014 年)度の排出量と同量で変化しないと仮定しているため、総資源化率(=総資源化量÷総排出量)は推計人口の増加に伴い増加する。

第 5 清掃事業における課題

清掃事業の現状や取り巻く動向、将来的な見込み等を踏まえると、本市の清掃事業については次の課題があります。

1 ごみの排出抑制

1) 家庭系ごみの排出抑制

本市における第三次処理基本計画の目標値に対する平成 26 年(2014 年)度の実績値は、表 2-30 のとおりです。

表 2-30 1 人 1 日あたりの家庭ごみの排出量(集団回収を除く)
(単位：g/人・日)

| 区分 | 平成 20 年 (2008 年)度 | 平成 26 年 (2014 年)度 | 平成 31 年 (2019 年)度 |
|-----|----------------------|----------------------|----------------------|
| 目標値 | — | 612 グラム | 573 グラム |
| 実績値 | 658 グラム | 606.6 グラム | — |

第三次処理基本計画では、平成 26 年(2014 年)度までに 612 グラムとする目標を設定し、実績値は 606.6 グラムであり、この目標値を達成しています。平成 26 年(2014 年)度における多摩地域の市町村の平均値は 601.8 グラムであり、本市の実績値よりも減量が 4.8 グラム進んでいます。

第三次処理基本計画の目標は着実に達成していますが、多摩地域の市町村の平均値と比較すると、更なるごみの減量化に向けた取組を進める必要があります。

図 2-8 本市の 1 人 1 日あたりの家庭ごみ排出量の推移

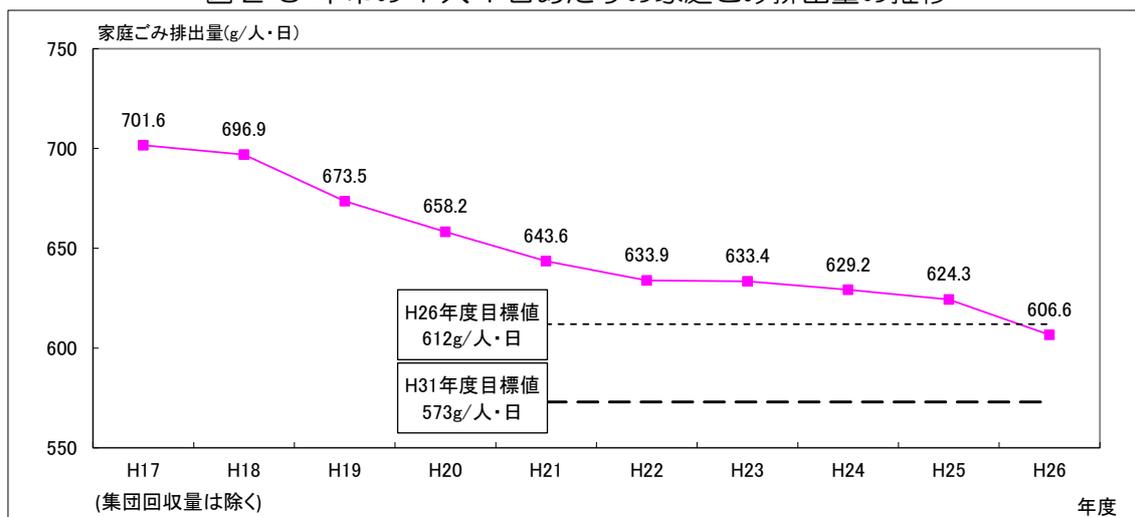
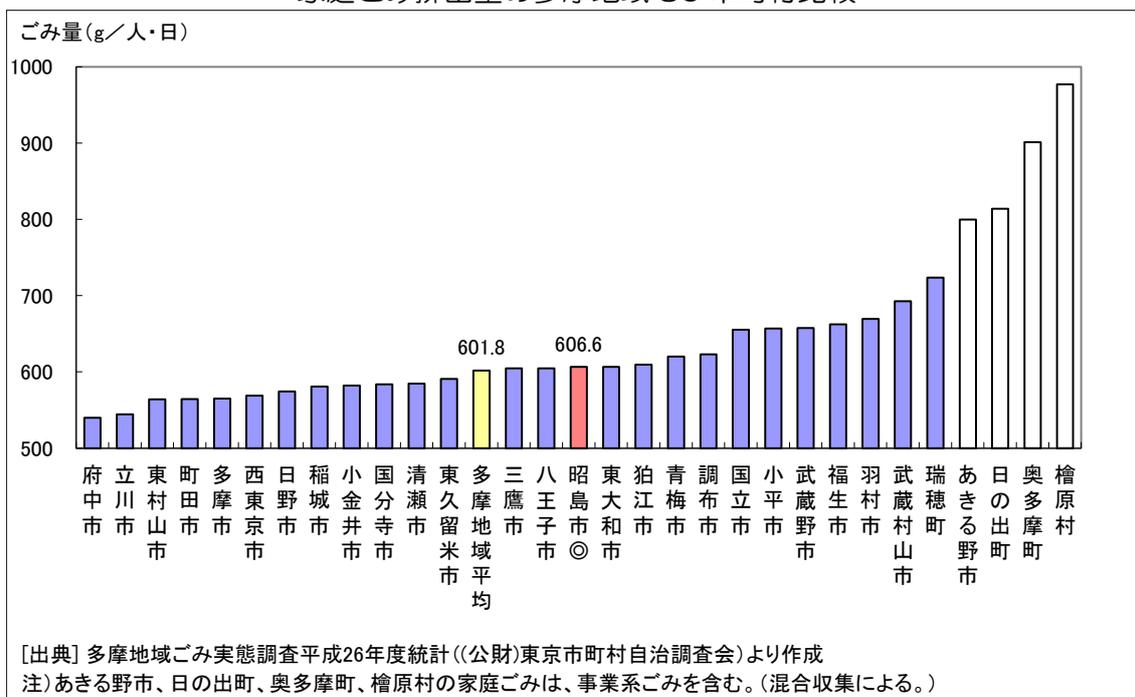


図 2-9 平成 26 年(2014 年)度における 1 人 1 日あたりの家庭ごみ排出量の多摩地域 30 市町村比較



2) 事業系ごみの排出抑制

第三次処理基本計画の目標値に対する平成 26 年(2014 年)度の実績値は、表 2-31 のとおりです。

表 2-31 事業系ごみの排出量

(単位：トン/年)

| 区分 | 平成 20 年 (2008 年)度 | 平成 26 年 (2014 年)度 | 平成 31 年 (2019 年)度 |
|-----|----------------------|----------------------|----------------------|
| 目標値 | — | 7,000 トン | 5,700 トン |
| 実績値 | 8,635 トン | 5,706 トン | — |

第三次処理基本計画では、平成 26 年(2014 年)度までに 7,000 トンとする目標を設定し、実績値は 5,706 トンでした。この実績値は、平成 31 年(2019 年)度の目標値についても、ほぼ達成しています。

事業系ごみ量を市民 1 人 1 日あたりのごみ量に換算すると、平成 26 年(2014 年)度における多摩地域の市町村の平均値は 120.8 グラムであり、本市の実績値 138.8 グラムよりも減量が 18 グラム進んでいます。

本市の事業系ごみ量は、減量が最も進んだのが、平成 23 年(2011 年)度の 5,444 トンです。その後、平成 24 年(2012 年)度に 5,690 トン、平成 25 年(2013 年)度に 5,790 トンと増加をしましたが、平成 26 年(2014 年)度には減少に転じ、5,706 トンでした。このような動きは、多摩地域の市町村の平均値でも同様であることから、景気動向の影響を受けていると考えられます。

第三次処理基本計画の目標は前倒しでほぼ達成していますが、多摩地域の市町村の平均値との比較や、景気動向の影響によるごみ量の増加等を考慮し、引き続き、ごみの減量化に向けた取組が必要です。

図 2-10 本市の事業系ごみ排出量の推移

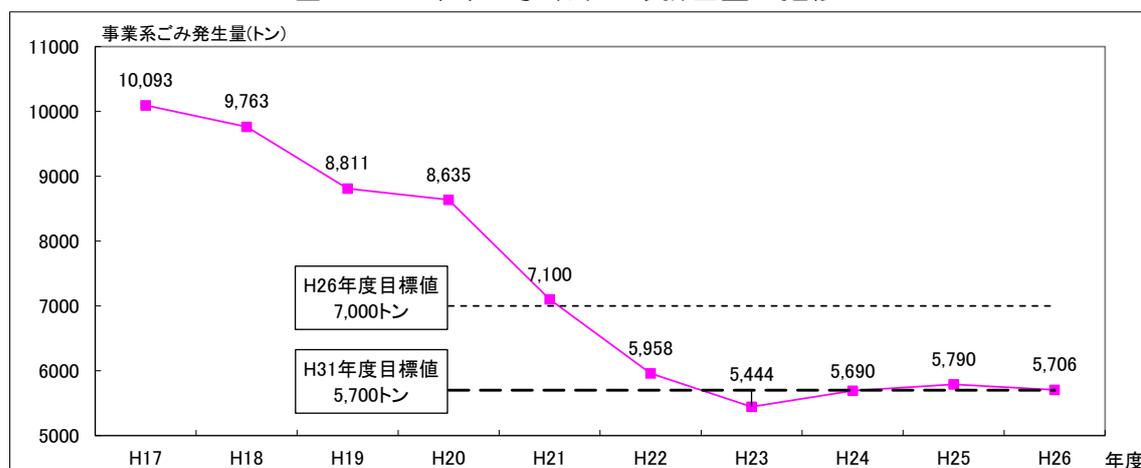
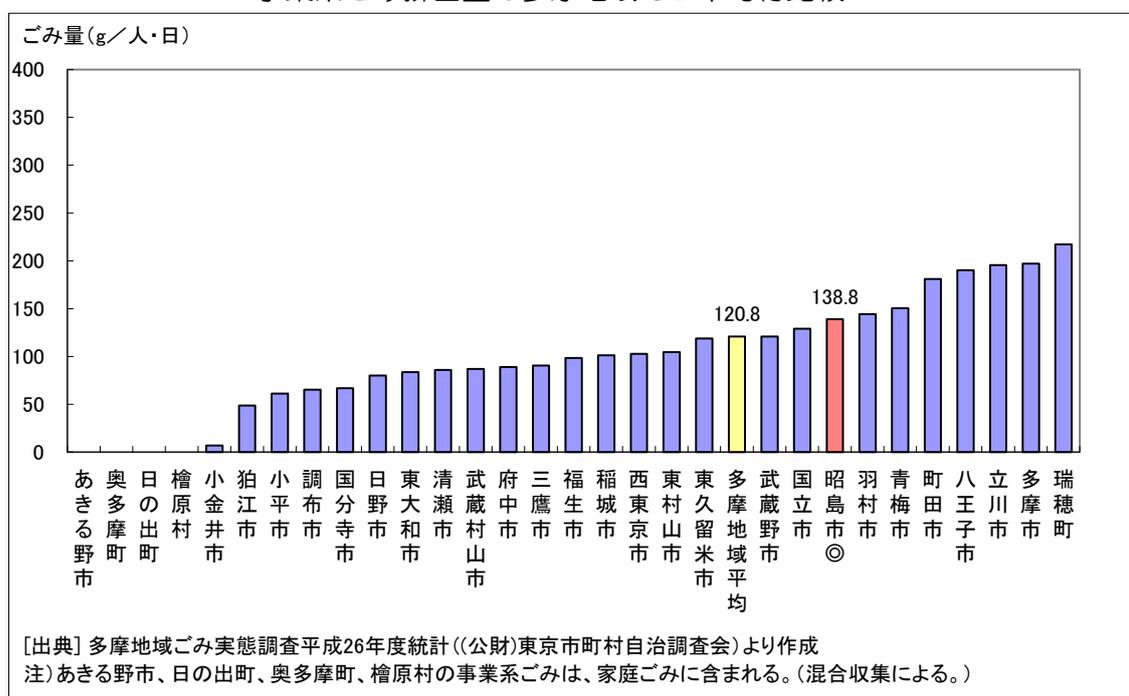


図 2-11 平成 26 年(2014 年)度における 1 人 1 日あたりの
事業系ごみ排出量の多摩地域 30 市町村比較



2 分別の徹底

1) 家庭ごみの分別の徹底

本市における平成 26 年(2014 年)度の家庭ごみ排出量 24,942 トンのうち、可燃ごみの量が 16,582 トン(66.5%)含まれています。

可燃ごみの組成は、紙類と厨芥類が約 70%を占めています。可燃ごみで排出される紙類のうち、リサイクル可能な紙類が約 30%、重量に換算すると約 1,400 トンになります。可燃ごみで排出される厨芥類のうち、水分が約 80%、そのうち水切りにより 10%の減量ができただけの場合、家庭ごみの排出量に換算すると約 500 トンの減量になります。(500 トンの水の量は、例えば浴槽に入る水の量が 200 リットルとすると、約 2,500 杯分の量になります。)可燃ごみに含まれる紙類の分別と厨芥類の水切りの徹底に向けた取組が必要です。

表 2-32 可燃ごみの組成割合の推移(湿ベース重量比)

(単位：%)

| | 平成 22 年 (2010 年)度 | 平成 23 年 (2011 年)度 | 平成 24 年 (2012 年)度 | 平成 25 年 (2013 年)度 | 平成 26 年 (2014 年)度 | 平均 |
|--------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------|
| 紙類 | 29.3 | 25.1 | 33.1 | 34.8 | 28.9 | 30.2 |
| 厨芥類 | 47.4 | 46.1 | 36.4 | 35.3 | 38.9 | 40.8 |
| 繊維 | 5.9 | 6.5 | 4.9 | 7.7 | 12.8 | 7.6 |
| 木・草 | 8.9 | 2.7 | 8.5 | 6.3 | 5.8 | 6.4 |
| その他可燃物 | 1.2 | 10.7 | 5.4 | 3.5 | 3.7 | 4.9 |
| プラスチック | 6.1 | 6.8 | 9.9 | 10.4 | 9.2 | 8.5 |
| ゴム・皮革 | 0.5 | 1.2 | 0.9 | 1.1 | 0.3 | 0.8 |
| 金属 | 0.5 | 0.1 | 0.1 | 0.3 | 0.2 | 0.2 |
| ガラス | 0.0 | 0.2 | 0.2 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 土砂・陶磁器 | 0.0 | 0.6 | 0.5 | 0.3 | 0.1 | 0.3 |
| その他不燃物 | 0.2 | 0.0 | 0.1 | 0.2 | 0.0 | 0.1 |

2) 事業系ごみの分別の徹底

本市における平成 26 年(2014 年)度の事業系ごみ排出量 5,706 トンのうち、可燃ごみが 4,952 トン(86.8%)含まれています。事業系ごみについては、そのほとんどを許可業者が収集運搬し、清掃センターに持ち込んでいます。

清掃センターでは、分別指導のため、搬入ごみについて検査を実施しています。事業系ごみの可燃ごみの中には、食品の販売店や飲食店から排出される厨芥類が多くを占めているほか、ダンボール、雑誌、雑紙等のリサイクル可能な紙類も含まれています。可燃ごみに含まれる厨芥類の減量及び紙類の分別の徹底が必要です。

3 市民・事業者・本市の三者による取組の推進

ごみの減量や資源化等の目標を達成するためには、市民・事業者・本市の三者がそれぞれの立場でそれぞれの役割を担うことが必要です。三者は、ごみの排出者である一方、循環型社会を形成するための担い手であり、それぞれの責任と役割を認識したうえで、取組を行う必要があります。

市民は、厨芥類の水切り、紙類の分別による資源化、大量消費型ライフスタイルの見直しなどにより、ごみの発生抑制・排出抑制を推進し、環境への負荷を少なくすることが必要です。また、分別ルールを守ることによる行政の円滑なごみ収集や資源化への協力、事業者による店頭回収の積極的な利用などが求められます。

事業者は、事務所や店舗におけるごみの分別の徹底による資源化、食品関連事業における厨芥類の資源化などにより、ごみの発生抑制・排出抑制を推進するとともに、製品やサービスがごみを発生させないように配慮し、環境負荷低減に努めることが必要です。また、使用済製品の回収やリサイクル、適正処理の実施など生産者責任としての取組が求められます。

本市は、排出されたごみの収集運搬、資源選別、焼却などの処理を迅速かつ安定的に実施するとともに、最新のごみ処理方法や処理技術について調査・研究を行い、より効率的なごみ処理体系を目指す必要があります。また、自らもごみの排出者であることを自覚し、率先して3Rの推進及びグリーン購入に努めることが求められます。更に、市民に対しては、広報等による情報提供のほか、ごみ処理施設の見学会やフリーマーケットの開催等による啓発活動、生ごみ堆肥化容器購入補助や資源回収奨励金等による支援を行うとともに、事業者に対しては、事業系ごみの分別の徹底や排出抑制の指導を行うことにより、ごみの減量や資源化を推進することが求められます。



フリーマーケットの様子
(環境コミュニケーションセンター)



おもちゃの修理
(環境コミュニケーションセンター)

4 集団回収への支援

本市における平成 26 年(2014 年)度における集団回収の登録団体数は 104 団体、申請件数は 466 件、回収量は 1,494 トンでした。平成 20 年(2008 年)度と比較すると、登録団体数は同数の 104 団体であり、申請件数は 47 件増加(11%)しましたが、回収量は 504 トン減少(-25%)しています。

平成 26 年(2014 年)度の集団回収量を品目別で見ると、紙類が 91.3%を占めています。平成 20 年(2008 年)度と比較すると 480 トン減少(-26%)しており、回収量の減少の大きな原因となっています。この傾向は多摩地域全体の回収量でも見られますが、13%の減少であり、本市の減少幅の方が大きくなっています。また、集団回収だけでなく、通常の各家庭からの紙類の回収量についても同様に全体的に減少傾向にあります。

日本新聞協会の発表による平成 26 年(2014 年)度の新聞発行部数は、平成 20 年(2008 年)度と比較すると 15.6%減少しており、新聞購読数の減少が集団回収量の減少に影響していると考えられます。また、新聞販売店が事業者責任として行っている古新聞の回収の普及も影響していると考えられます。

表 2-33 集団回収量の推移

| 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 集団回収量 | 2,187t | 2,115t | 2,196t | 1,998t | 1,849t | 1,833t | 1,782t | 1,723t | 1,527t | 1,494t |
| 登録団体数 | 108 | 107 | 105 | 104 | 101 | 101 | 99 | 100 | 100 | 104 |
| 申請件数 | 460 | 419 | 430 | 419 | 418 | 417 | 419 | 423 | 453 | 466 |

表 2-34 集団回収量の推移(品目ごと)

(単位：トン)

| 年度 | 重量合計 | 古繊維 | 古紙類 | 古ビーン | カレット | 古鉄 | プラ箱 | アルミ缶 | 廃乾電池 | 牛乳パック |
|----------|-------|-----|-------|------|------|----|-----|------|------|-------|
| 平成 17 年度 | 2,187 | 68 | 2,038 | 25 | 0 | 11 | 0.5 | 16 | 12 | 17 |
| 平成 18 年度 | 2,115 | 62 | 1,972 | 24 | 0 | 13 | 0.6 | 18 | 9 | 16 |
| 平成 19 年度 | 2,196 | 67 | 2,038 | 23 | 0 | 18 | 0.6 | 22 | 10 | 17 |
| 平成 20 年度 | 1,998 | 70 | 1,845 | 23 | 0 | 22 | 0.5 | 21 | 9 | 16 |
| 平成 21 年度 | 1,849 | 66 | 1,694 | 20 | 0 | 21 | 0.6 | 23 | 9 | 16 |
| 平成 22 年度 | 1,833 | 75 | 1,673 | 18 | 0 | 16 | 0.3 | 26 | 9 | 15 |
| 平成 23 年度 | 1,782 | 75 | 1,620 | 17 | 0 | 16 | 0.3 | 25 | 10 | 18 |
| 平成 24 年度 | 1,723 | 68 | 1,573 | 16 | 0 | 13 | 0.5 | 26 | 9 | 17 |
| 平成 25 年度 | 1,527 | 53 | 1,391 | 16 | 0 | 14 | 0.5 | 25 | 9 | 18 |
| 平成 26 年度 | 1,494 | 50 | 1,365 | 12 | 0 | 16 | 0.3 | 25 | 9 | 17 |

注) 回収品目の分類は昭島市資源回収奨励金交付制度による

平成 26 年(2014 年)度の登録団体数の種類別を平成 20 年(2008 年)度と比較すると、子ども会が 46 団体から 32 団体に減少(-30%)しましたが、自治会が 35 団体から 51 団体に増加(46%)しています。多摩地域のごみ排出量が少ない5市との資源回収奨励金制度の比較をすると、本市は、奨励金の対象品目が多く、単価については、平成 17 年(2005 年)4月の改定により高額となっています。集団回収量の減少については、古新聞等の実数の減少等が一因とすると、やむを得ない面があると考えられます。登録団体数や申請件数等は、一定数が維持されているので、今後も登録団体に対する支援を継続していくことが必要です。

表 2-35 集団回収登録団体数の推移(種類別)

| 年度 | 学校 | 子ども会 | 自治会 | 自治会 | 保育園・幼稚園 | その他 | 合計 |
|----------|----|------|-----|------|---------|-----|-----|
| | | | | 集合住宅 | | | |
| 平成 19 年度 | 8 | 48 | 23 | 7 | 6 | 13 | 105 |
| 平成 20 年度 | 3 | 46 | 28 | 7 | 5 | 15 | 104 |
| 平成 21 年度 | 6 | 41 | 29 | 7 | 6 | 12 | 101 |
| 平成 22 年度 | 8 | 41 | 28 | 7 | 4 | 13 | 101 |
| 平成 23 年度 | 6 | 42 | 25 | 7 | 6 | 13 | 99 |
| 平成 24 年度 | 6 | 40 | 27 | 9 | 5 | 13 | 100 |
| 平成 25 年度 | 7 | 34 | 30 | 14 | 5 | 10 | 100 |
| 平成 26 年度 | 7 | 32 | 37 | 14 | 4 | 10 | 104 |

表 2-36 多摩地域の中で排出量の少ない5市

(府中市、立川市、東村山市、町田市、多摩市)との資源回収奨励金交付制度内容の比較

| | 集団回収価格 | | | | | | | | | | | | |
|------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|
| | 雑誌・雑紙 | 新聞紙 | ダンボール | ビン | カレット | 紙パック | 繊維・古布 | スチール缶 | アルミ缶 | ペットボトル | 古鉄類 | 廃乾電池 | プラ箱 |
| 府中市 | 10 円/kg | 10 円/kg | 10 円/kg | 10 円/本 | - | 10 円/kg | 10 円/kg | 10 円/kg | 10 円/kg | - | - | - | - |
| 立川市 | 9 円/kg | - | - | 9 円/本 | - | - | 9 円/kg | 9 円/kg | 9 円/kg | - | - | - | - |
| 東村山市 | 5 円/kg | 5 円/kg | 5 円/kg | - | - | 5 円/kg | 5 円/kg | - | 5 円/kg | - | - | - | - |
| 町田市 | 6 円/kg | 6 円/kg | 6 円/kg | 4 円/本 | - | 6 円/kg | 6 円/kg | 6 円/kg | 6 円/kg | - | - | - | - |
| 多摩市 | 8 円/kg | 8 円/kg | 8 円/kg | 8 円/kg | - | 8 円/kg | 8 円/kg | 8 円/kg | 8 円/kg | 8 円/kg | - | - | - |
| 昭島市 | 10 円/kg | 10 円/kg | 10 円/kg | 15 円/本 | 15 円/kg | 18 円/kg | 12 円/kg | 8 円/kg | 15 円/kg | - | 8 円/kg | 50 円/kg | 50 円/箱 |

注) 他市との比較のため回収品目の分類は昭島市資源回収奨励金交付制度とは異なる

5 資源化の推進

本市における第三次処理基本計画の目標値に対する平成 26 年(2014 年)度の実績値は、表 2-37 のとおりです。

表 2-37 総資源化率

(単位：%)

| 区分 | 平成 20 年 (2008 年)度 | 平成 26 年 (2014 年)度 | 平成 31 年 (2019 年)度 |
|-----|----------------------|----------------------|----------------------|
| 目標値 | — | 42 | 49 |
| 実績値 | 35.7 | 37.1 | — |

第三次処理基本計画では、平成 26 年(2014 年)度までに 42%とする目標を設定し、実績値は 37.1%であり、この目標値には達成していません。本市の総資源化率は、平成 18 年(2006 年)7月から東京たま広域資源循環組合による焼却灰のエコセメント化事業が稼働したことにより大幅に上昇し、平成 22 年(2010 年)度までは上昇傾向が続き 37.1%になりましたが、その後は、ほぼ同じ率で推移しています。この傾向は、多摩地域の市町村の総資源化率の平均値でも見られ、平成 23 年(2011 年)度までは上昇し 37.9%となりましたが、平成 24 年(2012 年)度には下降に転じ 37.6%、平成 25 年(2013 年)度は 37.5%と下降が続き、平成 26 年(2014 年)度は 37.5%で横ばいとなっています。

3R の取組により、全体のごみ量の減少とともに資源の回収量も減ってきていることや、資源物自体の軽量化もこうした傾向の理由として考えられます。

このようなごみを取り巻く社会環境の変化により、資源の回収量の減少傾向は続くと予想されますが、資源化を進めるために、紙類の分別の徹底、新たな資源回収物(古布等)の検討が必要です。

図 2-12 本市の総資源化率の推移

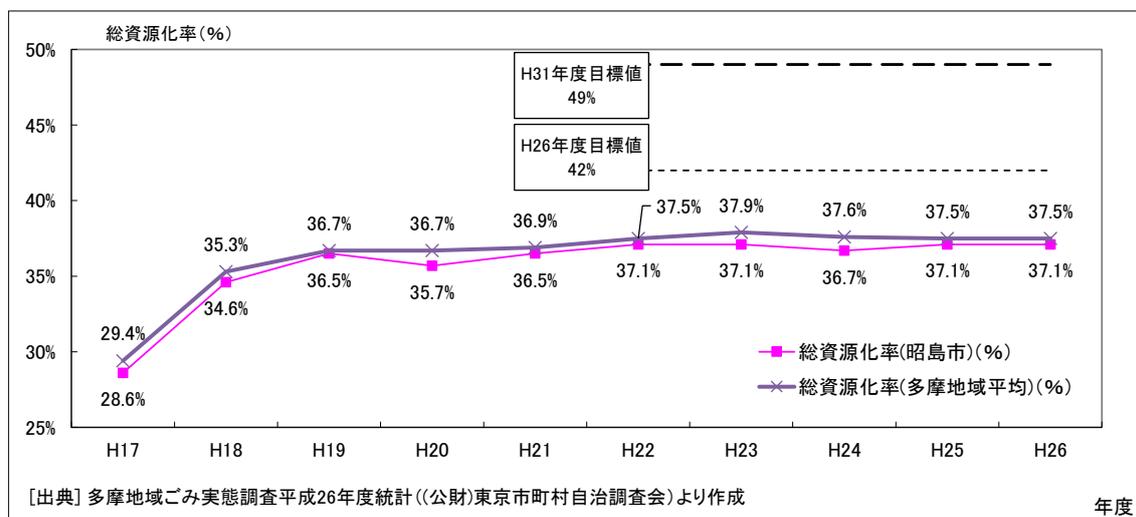
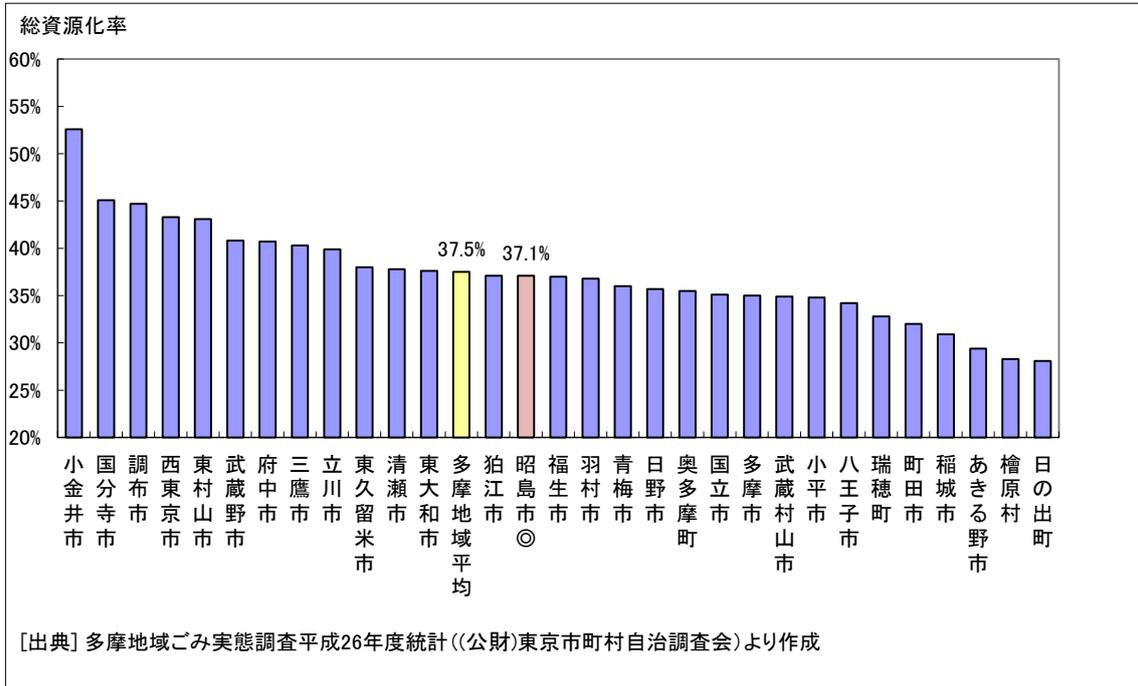


図 2-13 平成 26 年(2014 年)度における総資源化率の多摩地域 30 市町村比較



6 廃棄物処理サービスの向上

本市は平成 12 年(2000 年)2月の7分別収集の導入以降、平成 14 年(2002 年)4月の家庭ごみ有料化、平成 16 年(2004 年)10月の戸別収集への移行を経て、廃棄物の処理に関するサービス向上を目指し、様々な取組を行ってきました。今後も引き続き、他市の事例や市民からの意見などを参考に、廃棄物処理サービスの向上に取り組んでいくことが必要です。近年の具体的な取組は、次のとおりです。

【取組 1】平成 23 年(2011 年)4月の環境コミュニケーションセンター開設により、直接持込み日を追加しました。(毎月第1・3日曜日を追加。)

【取組 2】平成 23 年(2011 年)4月に開設した環境コミュニケーションセンターに、廃棄物の処理工程見学コースや環境学習施設を設置するとともに、マンスリーフリーマーケットやリサイクル体験学習会を開催し、循環型社会の形成に取り組む市民への支援を行いました。

【取組 3】平成 25 年(2013 年)4月に小型家電リサイクル法が施行されると同時に、使用済小型家電の拠点回収を開始しました。

【取組 4】平成 25 年(2013 年)度から、生ごみ堆肥化容器購入補助制度の対象にダンボールコンポストを追加するとともに、講習会を開催しました。

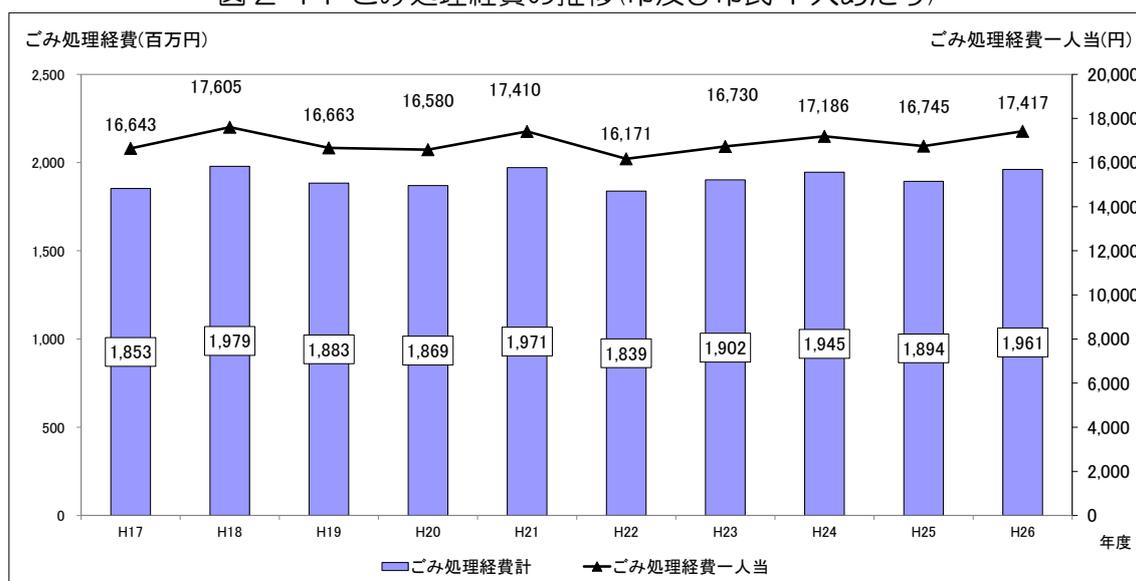
【取組 5】平成 27 年(2015 年)4月から、スプレー缶類について、排出時の穴あけ事故等を未然に防ぐため、収集方法を変更しました。

7 ごみ処理経費の削減

本市は平成 23 年(2011 年)度に環境コミュニケーションセンターを開設し、清掃センターと2箇所の処理施設を稼働していますが、事務事業の見直しに伴う職員数の削減等により、年間処理経費が増加することを抑えています。平成 21 年(2009 年)度から清掃センターの大規模修繕を行っているため、その年の修繕の規模により年間処理経費に変動があり、平成 26 年(2014 年)度は、19 億 6,191 万 7 千円、市民一人当たり経費は 17,417 円となっています。

総ごみ量の減少が、ごみ処理経費の減少としては表れてきていませんが、これは、ごみ処理経費の場合は固定費が多いためであり、ごみ量が減少することで、1トン当たりの処理費は上昇する傾向にあります。本市の平成 26 年(2014 年)度の総ごみ量は 30,648 トンで、1トン当たりのごみ処理経費は 64,015 円となっています。ごみ処理経費については、事業の効率化を検討するとともに、分かりやすい形で公表していくことが必要です。

図 2-14 ごみ処理経費の推移(市及び市民 1 人あたり)



8 廃棄物処理における温室効果ガスの排出量の削減

温室効果ガス排出量の削減に関しては、環境省「廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針」などにより、温室効果ガス排出抑制の効果的な取組を継続して実施することが求められています。

本市の環境コミュニケーションセンターの建設にあたり、屋上緑化、壁面緑化、冷房負荷軽減のためのエコアイス(夜間電力で氷を作り、日中の冷房に使用する。)を設置し、省エネルギー対策を行うほか、敷地内に太陽光パネルを設置し、積極的に自然エネルギーを活用した発電を行っています。また、雨水を散水として有効利用しています。清掃センターでは、全収集車の低公害車化、収集エリアやルートについて検討を行い、より効率的な収集を実施し、温室効果ガス低減を図っています。清掃センターの施設に関しては、様々な点検等による適正な維持管理を行うことで、温室効果ガスの排出抑制に努めています。

今後も、温室効果ガス排出抑制の取組を積極的に行っていく必要があります。

9 ごみ処理施設の将来展望

本市の焼却施設は、平成6年(1994年)と平成7年(1995年)に渡って全連続燃焼式ストーカ炉2基が建設され、すでに稼働から20年以上が経過しています。この間、施設の老朽化や機能低下に対応するため、平成19年(2007年)度を実施した焼却施設の精密機能検査の結果を基に、平成31年(2019年)度までの施設の延命化修繕を平成26年(2014年)度に完了しました。

焼却施設の将来展望としては、平成28年(2016年)度からの計画期間内に、平成25年(2013年)度を実施した焼却施設の精密機能検査を基にした施設の更なる延命化や、施設の更新、広域的な処理等について、具体的な施設整備計画を検討していく必要があります。

10 災害廃棄物処理対策

震災等の災害が発生した時に大量に発生するごみやがれきの処理については、迅速な処理体制を整備する必要があるため、環境省の災害廃棄物対策指針や昭島市地域防災計画を踏まえた、災害廃棄物処理計画等の策定が必要です。

第3章 今後の清掃事業における考え方と方向性

第1 清掃事業の基本的な考え方【基本理念】

これまでの社会経済活動の資源採取、生産、流通、消費、廃棄といった流れが増大し、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムが構築され、その結果、天然資源の枯渇、資源採取に伴う自然破壊、廃棄物の大量発生の問題など、環境に対する様々な悪影響が生じることとなりました。このような大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムから脱却し、より良い生活を送るためには、環境への負荷を減らし持続的な発展を目指す「循環型社会の形成」が重要です。循環型社会の形成は天然資源の消費を抑制し環境への負荷をできる限り低減することであり、その実現のためには、3Rの推進、廃棄物の適正処理等の取組が必要です。

本市は、第五次昭島市総合基本計画における基本施策の一つに循環型社会の形成を掲げており、ごみ処理事業はその中に位置づけられています。第三次処理基本計画の基本理念である「共創による資源循環型のまちづくり」は、循環型社会の形成の考えに基づいたものであり、現時点においても変わらない考え方です。今後もこの考え方を継承して、天然資源の消費を抑制し環境への負荷をできる限り低減することで、より良い環境を未来につないでいく必要があります。

そこで、今回の基本計画では、第三次処理基本計画の基本理念の考え方にある「資源の再生利用による循環」を推進するとともに、リサイクル(再生利用)による資源循環に比べ廃棄物処理に関わる環境負荷の少ないリデュース(発生抑制)、及び資源の消費が少なくその過程から発生する廃棄物の量も少ないリユース(再使用)の2R(リデュース・リユース)活動を更に推進し、未来の環境がより良いものになるように、清掃事業を実施していく上での基本的な考え方(基本理念)を、次のとおりとしました。

基本理念：未来につなぐ循環型のまちづくり

第2 清掃事業の基本的な方向性【基本方針】

第三次処理基本計画では、清掃事業の基本方針として「ごみ処理の基本方針」と「事業推進の基本方針」の2分類としていましたが、今回の基本計画では、清掃事業全体に対して5つの基本方針を掲げ、基本理念の実現を目指すこととします。

1 ごみ処理の基本方針

市民・事業者の自主的な3Rの取組への支援、環境負荷低減に配慮したごみの適正処理の実施、様々なごみ減量に向けた啓発等、基本方針に基づいた清掃事業を実施します。

(1) 3Rの推進

市民・事業者に対して、3R【発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)】について普及啓発を行っていきます。また、市民・事業者の自主的な3Rの取組に対して支援を行っていきます。

(2) 資源化の推進

資源化を推進するための普及啓発や制度の拡充を行い、ごみ分別の徹底を図ります。また、将来的な資源化方策についても、研究・検討していきます。

(3) 適正処理の推進

ごみの収集運搬や処理に伴う環境負荷をできる限り低減します。また、事業者や許可業者等に対して法令・基準の遵守を指導していきます。

(4) 市民・事業者・本市の三者による協働

環境コミュニケーションセンターを拠点にして、市民・事業者・本市の三者間における情報提供や環境学習を推進し、自主的な取組を支援していきます。

(5) ごみ処理体制の効率化

市民・事業者に対してごみの出し方等の啓発活動を行います。また、ごみ処理作業での安全性の確保に配慮していきます。

第3 清掃事業に係る目標【数値目標】

本市が市民・事業者と協働して「未来につなぐ循環型のまちづくり」を進めていくためには、市民・事業者・本市の各主体が目標を共有することが必要です。共有する目標は、清掃事業における課題やごみ処理の基本方針に対応し、具体的で評価可能な数値目標として、ごみの発生から最終処分までの一連の流れの中で「ごみの排出抑制」、「ごみの資源化推進」及び「最終処分量の削減」の3項目について設定することとしました。

これらの目標値は、多摩地域の近隣市町村の実績値や近年の排出実態を基に数値を設定しており、市民・事業者・本市の役割分担によって達成をめざす努力目標値として下記のとおり設定しました。

1. ごみの排出抑制目標

● 集団回収量を除く家庭ごみ1人1日あたりの排出量を平成37年(2025年)度までに**555グラム**とします。

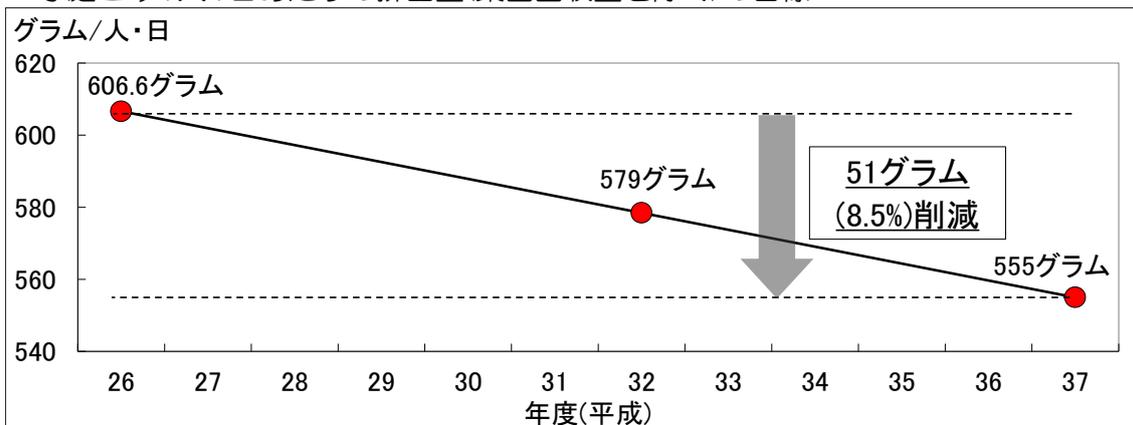
* 平成26年(2014年)度比で**51グラム(8.5パーセント)削減**

● 事業系ごみの総排出量を平成37年(2025年)度までに**5,327トン**とします。

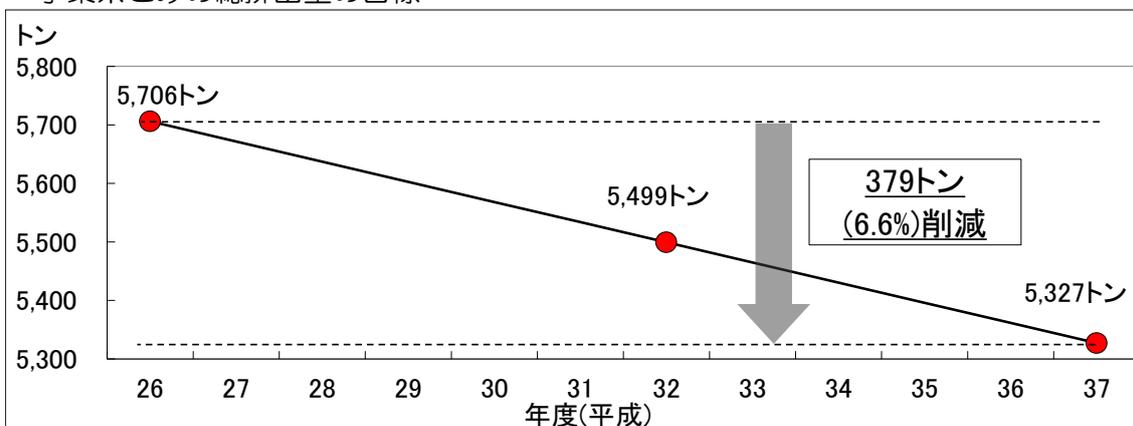
* 平成26年(2014年)度比で**379トン(6.6パーセント)削減**

| 区 分 | 平成26年度 (2014年度) | 平成32年度 (2020年度) | 平成37年度 (2025年度) |
|-------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 家庭ごみ1人1日あたりの 排出量(集団回収量を除く) | 606.6グラム | 579グラム 4.5% 削減 | 555グラム 8.5% 削減 |
| 事業系ごみの総排出量 | 5,706トン | 5,499トン 3.6% 削減 | 5,327トン 6.6% 削減 |

家庭ごみ1人1日あたりの排出量(集団回収量を除く)の目標



事業系ごみの総排出量の目標



2 ごみ資源化推進目標

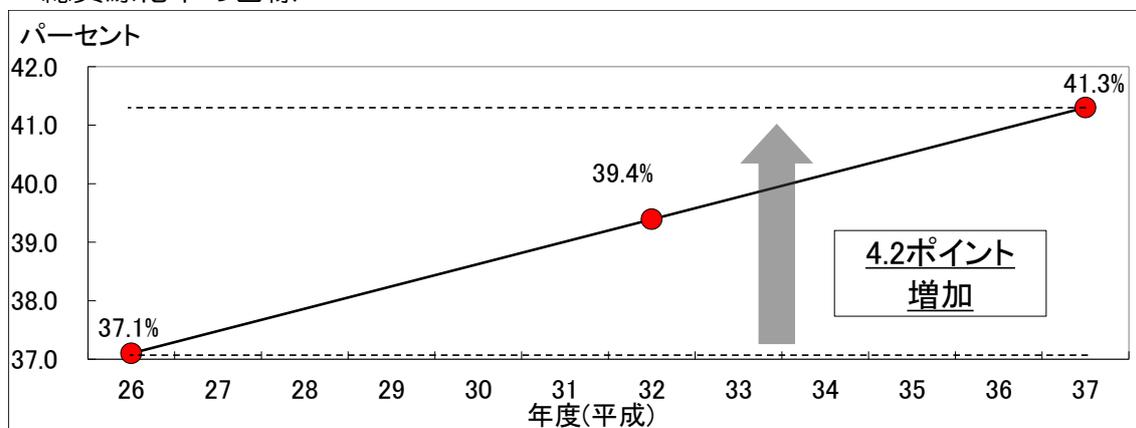
- 総資源化率を平成37年(2025年)度までに

41.3パーセントとします。

*平成26年(2014年)度比で**4.2ポイント増加**

| 区 分 | 平成26年度 (2014年度) | 平成32年度 (2020年度) | 平成37年度 (2025年度) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 総資源化率 | 37.1% | 39.4% 2.3ポイント増加 | 41.3% 4.2ポイント増加 |

総資源化率の目標



3 最終処分量削減目標

- 最終処分量は東京たま広域資源循環組合の搬入配分量を遵守します。

第4 目標達成に向けた各主体(市民・事業者・本市)の役割【役割分担】

清掃事業に係る目標を達成し、基本理念である「未来につなぐ循環型のまちづくり」を実現していくためには、市民・事業者・本市が協働の下にそれぞれの役割に取り組む必要があります。次に示す役割をそれぞれが分担して取り組んでいくこととします。

1 市民に求められる役割

市民は、自らが家庭ごみの排出者であり、環境への負荷を与えている責任を有する一方で、循環型社会を形成する担い手でもあります。自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の地球環境に影響を及ぼすことを自覚し、製品を購入する場合には、容器包装廃棄物の排出が少ない製品、繰り返し使用できる製品、耐久性に優れた製品及びリサイクル製品を選択することや、購入した製品は修理等により長く使用することなど、3R を意識した生活スタイルを心がけ、次に示す役割に取り組むことにより、家庭ごみの排出抑制や資源化に努めることとします。

(1) 発生抑制【リデュース】

- ①使い捨て製品の使用を控え、簡易包装・詰め替え製品の購入に努めます。
- ②マイバッグを利用し、レジ袋の削減に協力します。
- ③使用頻度が少ないものは、レンタル製品を利用するように努めます。
- ④使っている物が壊れたり故障した場合、捨てる前に修理サービスの利用を検討します。
- ⑤食材の買い過ぎや料理の作り過ぎを控え、また、生ごみを少なくする調理法(エコ・クッキング)に努めます。
- ⑥生ごみを可燃ごみとして出す場合は、水切りの徹底に努めます。
- ⑦家庭菜園やガーデニング等を行う場合は、コンポスト容器や電動式生ごみ処理機を活用するなど、できる限り自宅での生ごみの減量に努めます。

(2) 再使用【リユース】

- ①リサイクルショップやフリーマーケット等を活用し、使用可能な不用品(ベビー用品・衣類・家具・書籍等)は廃棄せずに、その物を必要としている人に再使用してもらえるよう努めます。
- ②ビールや牛乳のびんなど再使用が可能な容器を使った製品の購入に努めます。

(3) 再生利用【リサイクル】

- ①古紙、古布、容器包装(びん・缶類)については、市民団体による集団回収に協力し、資源としての再生利用を進めます。
- ②ごみ・資源の分別区分を遵守し、本市による資源化が効率的かつ効果的なものとなるように協力します。
- ③トレーや牛乳パックなどの店頭回収に協力します。
- ④携帯電話などの小型電子機器の店頭回収に協力します。
- ⑤再生原料で作られたリサイクル製品など環境への負荷の少ない製品・サービスの利用に努めます。
- ⑥自治会や子ども会で実施する清掃活動、運動会やお祭り等の地域イベントにおいて排出されるごみの分別の徹底に努めます。

2 事業者に求められる役割

事業者は、事業活動に伴って発生したごみを、自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。また、製品の製造、加工、販売に当たっては、容器包装の簡易化、繰り返し利用できる製品や耐久性に優れた製品、廃棄する際に適正な処理が可能となる製品にするとともに、販売した製品の修理や回収を行うなど、製品の適正な循環利用や処分に向けた拡大生産者責任を踏まえ、次に示す役割に取り組むことにより、事業系ごみの排出抑制や資源化に努めることとします。

(1) 事業系ごみの排出者としての責務の遂行

- ①事業系ごみの排出者(許可業者への委託を含む)は、廃棄物処理法や昭島市廃棄物条例を遵守します。
- ②排出者責任や拡大生産者責任を踏まえ、ごみの減量及び適正処理に努めます。

(2) 発生抑制【リデュース】

- ①すべての事業者は、紙使用量の削減、古紙の資源化等により、事業系ごみの減量化に努めます。
- ②事業用大規模建築物の所有者は、昭島市廃棄物条例による「廃棄物の減量及び再利用に関する計画」に基づき、事業系ごみの減量化とリサイクルを進めます。
- ③食品リサイクル法に基づき、調理くず・残飯・消費期限切れの商品等の削減やリサイクルを進めます。
- ④使い捨て製品の製造販売の自粛、資源化し易い製品や詰め替え製品の製造販売に努めます。
- ⑤簡易包装の普及やレジ袋の削減等を行います。
- ⑥レンタル事業や修理サービスの提供等によって、家庭ごみの発生の抑制を促します。

(3) 再使用【リユース】

- ①製品の買い替え時の下取り、不用品の引取り、中古製品または中古部品の販売、リサイクルショップの利用など、使用済み製品の再使用を進めます。
- ②ビールびん等のリターナブルびんなど、再使用が可能な容器の回収に努めます。

(4) 再生利用【リサイクル】

- ①トレー等の店頭回収の充実を図ります。
- ②本市のごみ処理施設で処理できない使用済み製品について、下取りや引取りを行い、適正な資源化や処理を行います。
- ③消費者に対して、使用済み製品や容器包装の分別・回収に関する情報を提供します。
- ④販売を行う事業者は、環境への負荷の少ない製品の品揃えの充実に努めます。
- ⑤環境への負荷を低減させる再生資源や製品等を使用するグリーン購入に努めます。

3 本市が果たす役割

本市は、循環型社会の形成を推進するため、市内において発生するごみの適正な循環利用や処分を行うとともに、ごみの排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境学習等を行うことにより市民・事業者の自主的な取組の促進を図ることとします。

(1) 普及・啓発

- ①市民・事業者による自主的な3R(発生抑制・再使用・再生利用)の活動を促進します。
- ②廃棄物減量等推進員の活動を支援するための連絡会や研修会を開催し、本市と地域の更なる連携を図ります。
- ③環境コミュニケーションセンターを中心として、環境学習やイベント等の3R活動の拠点としての場を提供します。
- ④フリーマーケット及びリサイクル品の無料提供、施設見学、出前講座、環境学習の実施等、ごみ減量啓発活動の充実を図ります。
- ⑤自らも事業者としてグリーン購入など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。
- ⑥市民に対するコンポスト容器等の購入補助を行い、普及を図ります。
- ⑦多量排出事業所に対する減量化・資源化の指導等を実施します。
- ⑧資源回収を行った市民団体に対して資源回収奨励金を交付し、資源回収を促進します。
- ⑨国及び業界団体等に対して拡大生産者責任の拡充を要請します。



ひまわりの種まき
(エコ・パーク)

(2) ごみの資源化と適正処理の確保

- ①市民・事業者の協力を得ながらごみ・資源の分別を徹底し、効率的かつ効果的なごみ処理を実施します。
- ②ごみの資源化を推進するため、環境コミュニケーションセンターにおいて効率的な資源化を実施します。
- ③環境負荷の低減・地球温暖化の防止に配慮し、適正なごみ処理を実施します。
- ④将来的なごみ処理施設のあり方について、環境負荷低減・地球温暖化対策を踏まえ検討を進めます。

第4章 本市が実施すべき基本的な施策

第1 施策体系図

基本理念を具体化するために、本市は基本方針に従って、次の施策を推進していきます。

図 4-1 施策体系図



第2 具体的な施策の内容

1 3Rの推進

(1) 発生抑制と排出抑制の促進

3R活動によるごみの減量化や資源化を推進するためには、市民・事業者による取組が不可欠です。市民・事業者の主体的な取組を促すため、3Rの普及啓発、特に環境負荷の低減に向けて効果の高い2R【発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)】に関する情報提供や意識啓発を行います。

【施策の内容】

- 1) 環境コミュニケーションセンター等を拠点にした環境学習・ごみの減量啓発事業の実施
- 2) 各種イベントにおける3R普及啓発
- 3) 広報紙等による情報提供
- 4) ホームページによる情報提供

(2) 自主的なごみ減量化に対する支援

市民や市民団体による自主的なごみ減量活動の取組が安定的に継続できるよう、引き続き必要な支援を行います。また、支援制度の普及を図るため周知に努めます。

【施策の内容】

- 1) 市民によるコンポスト容器及び電動式生ごみ処理機の購入に対する補助
- 2) 市民団体等による集団回収に対する奨励金の交付
- 3) 「昭島リサイクル通信」等による集団回収活動団体の紹介、資源回収奨励金交付制度の普及啓発

(3) 拡大生産者責任に関する市民への周知等

生産者が、製品の生産・使用段階だけではなく、廃棄・リサイクル段階まで一定の責任を負う拡大生産者責任について、生産者の取組を市民に周知するとともに、拡大生産者責任の拡充について、引き続き国等に要請します。

【施策の内容】

- 1) 事業者の各種リサイクル法に基づく使用済み製品の回収と再商品化の取組を市民へ周知
- 2) 各種リサイクル法該当品目の収集対象からの除外
- 3) 拡大生産者責任の拡充を国・業界団体等へ要請
- 4) 自主的な3Rの取組の実施を事業者へ要請

(4) 市民・事業者に対する店頭回収等の協力要請等

市内では、事業者による自主的な資源循環の取組として、様々な資源回収が行われています。事業者による資源回収活動が促進されるよう、事業者に協力を要請するとともに市民に対する周知に努めます。

【施策の内容】

- 1) 事業者に対する店頭回収品目の拡充の要請
- 2) 市民に対する回収拠点の周知徹底と適正な排出への協力の要請

(5) 多量排出事業者に対する減量化の指導

事業者は、廃棄物処理法により、その事業活動に伴って発生する廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務を負っています。事業者の処理責任を明確にし、ごみの減量及び適正な処理に向けた指導を行います。

【施策の内容】

- 1) 事業用大規模建築物の所有者に対する「廃棄物の減量及び再利用に関する計画」に基づく適正処理の徹底を指導
- 2) 排出事業者への直接的なごみ減量・資源化の指導

(6) 事業者に対する古紙分別・リサイクルの普及啓発

許可業者が搬入する事業系ごみには、シュレッダー紙や機密文書類等の紙類が多く含まれています。排出事業者が古紙の分別を徹底し、古紙回収業者に資源として排出するよう普及啓発を図ります。

【施策の内容】

- 1) 排出事業者に対する古紙分別・資源化の普及啓発

(7) 食品関連事業者(食料品販売店や飲食店等)に対する食品リサイクルの要請等

許可業者が搬入する事業系ごみには、食料品販売店や飲食店等の食品関連事業者が排出する調理くず・残飯・賞味期限切れ商品等の食品廃棄物が多く含まれています。食品廃棄物の減量化・資源化を促進するため、許可業者や排出事業者に対して食品リサイクルの要請をするとともに、情報提供を行います。

【施策の内容】

- 1) 食品関連事業者に対する食品残さの資源化の取組要請
- 2) 食品関連事業者に対する食品残さの資源化の情報提供等による支援

2 資源化の推進

(1) 集団回収の促進

集団回収は、ごみ減量・リサイクルに対する市民の意識向上、子どもたちの環境学習、地域コミュニティの形成に資するとともに、質の高い資源回収が可能となる利点があります。市民や市民団体に対して制度や活動状況を周知し、集団回収の促進に努めます。

【施策の内容】

- 1) 資源回収奨励金交付制度の効率的な運用
- 2) 資源回収奨励金交付制度の内容や交付実績、集団回収実施団体の活動状況などの紹介による市民団体に対する集団回収実施の働きかけ
- 3) 資源回収業者の情報を市民団体へ提供
- 4) 「昭島リサイクル通信」や本市のホームページへの集団回収の紹介や参加ルールなどの掲載による市民に対する集団回収への協力の呼びかけ

(2) ごみ・資源の分別排出の徹底

依然としてリサイクル可能な資源がごみとして排出されている現状を踏まえ、適正な分別の徹底による資源回収の実現に向け、普及啓発を引き続き行います。特に「雑紙」は、リサイクル可能な資源であることを周知し、分別回収の増加に向けて普及啓発を図り、資源化を推進します。

【施策の内容】

- 1) 廃棄物減量等推進員・地域コミュニティの協力による市民や少量排出事業所に対する情報提供・分別排出の重要性についての普及啓発
- 2) 戸別収集による排出者への指導
- 3) 集合住宅の管理者・居住者に対する排出指導

(3) プラスチック製容器包装の再商品化

プラスチック製容器包装については、平成 23 年(2011 年)度から環境コミュニケーションセンターにおいて容器包装リサイクル法に基づく再商品化を行っており、品質調査結果についても最高ランクを維持しています。今後も品質を維持するため、引き続き適正な処理に努めます。

【施策の内容】

- 1) 環境コミュニケーションセンターにおけるプラスチック製容器包装の容器包装リサイクル法に基づく適正処理

(4) 将来的な資源化方策についての検討

平成 25 年(2013 年)4月から不燃ごみに含まれていた使用済み小型家電を分別して拠点回収する方法で、使用済み小型家電に含まれる希少金属の資源化を行っています。他自治体の事例や技術動向、環境負荷や費用対効果について調査・研究し、資源化していない品目について将来的な資源化方策を検討します。

【施策の内容】

- 1) 資源化品目の拡大等による将来的な資源化方策の検討

3 適正処理の推進

(1) ごみ収集車による環境負荷の低減

ごみ収集車の走行に伴う環境負荷の低減を図るため、直営及び委託業者のごみ収集車については、一度、全ての車両が天然ガス車に転換されましたが、危機管理及び広域支援等を視野に入れた燃料供給源の分散も検討し、今後は、環境負荷の少ない非天然ガス車も導入します。

【施策の内容】

- 1) 収集効率の改善
- 2) ごみ収集車の適切な維持管理
- 3) 低公害車の導入
- 4) ごみ収集運搬委託業者及び許可業者に対するごみ収集車による環境負荷の抑制の要請
- 5) 震災時等のリスクを最小限にするため、収集車のエネルギー供給源の分散化を検討

(2) ごみ処理による環境負荷の抑制

排出されたごみの資源化を推進することによる焼却量の削減等により、温室効果ガス排出抑制対策を講じています。また、清掃センター及び環境コミュニケーションセンターでは、排ガスや水質の定期的な検査、施設の適切な稼働や維持管理等により、ごみ処理による環境への負荷を抑制しています。今後も引き続き環境負荷の抑制に努めます。

【施策の内容】

- 1) 焼却量の低減
- 2) ごみ処理施設の適切な維持管理

(3) 事業者等に対する適正処理の指導

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務があります。自己処理責任を徹底するため、事業者等に対する適正処理の指導を行います。

【施策の内容】

- 1) 事業者や許可業者に対する自己処理責任の指導の強化

(4) 適正処理困難物の事業者処理の推進

廃タイヤや消火器など、本市のごみ処理施設では適正な処理ができない使用済み製品等(以下「適正処理困難物」という。)については、販売店や専門業者による下取りまたは引取りによる事業者処理を推進します。

【施策の内容】

- 1) 処理ルートが確立されている適正処理困難物の販売店・専門業者等への適正処理の要請
- 2) 処理ルートの定まらない適正処理困難物に関する東京都や国を通じての業界団体等への適正処理の要請
- 3) 適正処理困難物対象品目の見直し等の検討
- 4) 適正処理困難物の取扱いについての市民に対する周知徹底

(5) 災害廃棄物への対応

災害の発生により家庭及び避難所等から排出されるごみ、建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材やコンクリートがら等を迅速・適正に処理するため、環境省の災害廃棄物対策指針及び昭島市地域防災計画を踏まえた災害廃棄物処理計画等の策定を進めます。

【施策の内容】

- 1) 災害廃棄物対策指針や昭島市地域防災計画を踏まえた災害廃棄物処理計画等の策定

(6) 将来を見据えたごみ焼却施設整備計画の策定

ストックマネージメントの考え方により、平成 31 年(2019 年)度までの施設の延命化修繕を平成 26 年(2014 年)度に完了しました。平成 28 年(2016 年)度からの計画期間内に、更なる延命化、施設の更新、広域的な処理等について、将来の施設運用を見据えた具体的な焼却施設整備計画を検討していきます。

4 市民・事業者・本市の三者による協働

(1) 「昭島リサイクル通信」等広報活動の充実

ごみの減量・リサイクルについての啓発、各種制度の情報提供、市民や事業者の取組の紹介等について、「昭島リサイクル通信」、「広報あきしま」、ホームページによる広報活動の充実を図ります。

【施策の内容】

- 1)市民の問合せや意見等を踏まえた内容の充実
- 2)清掃事業の状況を「広報あきしま」へ定期的に掲載
- 3)清掃事業に関する情報、先進的な市民団体や事業者の取組状況などの紹介

(2) 3R 啓発活動の充実

循環型社会の形成に向けた市民の取組を支援するため、環境コミュニケーションセンターを拠点として、市民がごみの減量やリサイクルを実感できるような 3R 啓発活動の充実に努めます。

【施策の内容】

- 1)環境コミュニケーションセンターやエコ・パークの活用
- 2)アンケート調査などによる市民の意見や要望の反映
- 3)ごみの減量化やリサイクルに関する啓発ポスターや標語の公募
- 4)回収牛乳パックを利用したリサイクルキッチンペーパーの配布
- 5)リサイクル品目の拡大

(3) 循環型社会形成を担う人材の育成

循環型社会の形成に向けて、将来を担う子どもたちが環境に対して関心を持ち、ごみや資源の分別に理解を深めることが必要であるため、引き続き環境学習の支援を行います。また、一般市民を対象とする環境学習の支援も引き続き行います。

【施策の内容】

- 1)市内の小中学校との連携による環境学習の充実（清掃センター・環境コミュニケーションセンターの見学会などの実施）
- 2)一般市民を対象とする出前講座や施設見学会の実施
- 3)ごみの減量化・リサイクルの地域活動の担い手の市民などに対する支援策の検討（関連情報の提供など）

(4) 廃棄物減量等推進員の活用

環境コミュニケーションセンターにおける 3R 啓発活動や各種イベントにおいて廃棄物減量等推進員を積極的に活用するとともに、本市と地域住民との架け橋としての役割を求めています。

【施策の内容】

- 1) 廃棄物減量等推進員に対する 3R に関する講習会の実施や清掃事業関連の情報の提供
- 2) 廃棄物減量等推進員を通じた地域住民の清掃事業に対する意見の把握
- 3) 廃棄物減量等推進員間での活動のノウハウや情報の共有のための意見交換や情報交流の場の設置

(5) 市民・事業者・本市の三者間における連携

3R 活動によるごみの減量と適正処理を推進するためには、市民・事業者・本市の三者による取組が不可欠です。本市は必要な情報提供及び意識啓発を行い、市民・事業者の主体的な取組を支援します。

【施策の内容】

- 1) 環境コミュニケーションセンターを拠点とした市民・事業者に対する情報提供等の支援
- 2) ごみに関して共通の課題を抱えている市民及び事業者間の情報交流や協力などの促進・情報の共有

5 ごみ処理体制の効率化

(1) ごみ処理体制の見直し

現在「直営方式」で実施している一部のごみ収集や施設の運転管理等の清掃作業について、経済効率の向上、環境産業の育成等の観点から、適宜見直していきます。

(2) ごみ処理体系の調査・研究

新しいごみ処理方法やごみ処理技術等について調査・研究を行い、効率的なごみ処理体系にするよう努めます。

(3) 許可業者に対する指導

本市の許可業者に対し、基準に基づいた適切な搬入が行われるように、引き続き指導を行い、搬入ごみの適正管理の徹底を図っていきます。

(4) 作業員に対する安全教育

清掃作業における労働安全の確保を図るため、市職員及び委託業者に対する定期的な安全教育を実施していきます。

第3 ごみ処理基本計画

廃棄物処理法第6条に規定されている一般廃棄物処理計画のうち、ごみ処理に関する基本計画を次のとおり定めます。

1 ごみの排出量及び処理量の見込み

(1) 家庭ごみ及び事業系ごみの排出量の見込み

ごみの排出抑制を促進することによって家庭ごみ及び事業系ごみの排出量は表4-1に示すとおり見込まれます。

表 4-1 家庭ごみ及び事業系ごみの排出量の見込み

(単位：トン)

| 年 度 | 平成 28年 | 平成 29年 | 平成 30年 | 平成 31年 | 平成 32年 | 平成 33年 | 平成 34年 | 平成 35年 | 平成 36年 | 平成 37年 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 人口 | 113,423 | 113,965 | 114,506 | 115,048 | 115,590 | 115,254 | 114,918 | 114,583 | 114,247 | 113,911 |
| 家庭ごみ (一人一日当り) | 597.0 | 592.5 | 588.0 | 583.5 | 579.0 | 574.2 | 569.4 | 564.6 | 559.8 | 555.0 |
| 家庭ごみ (総量) | 24,715 | 24,646 | 24,575 | 24,570 | 24,428 | 24,155 | 23,884 | 23,678 | 23,344 | 23,076 |
| 事業系ごみ | 5,637 | 5,603 | 5,568 | 5,534 | 5,499 | 5,465 | 5,430 | 5,396 | 5,361 | 5,327 |
| 総ごみ量 | 30,352 | 30,249 | 30,143 | 30,103 | 29,927 | 29,620 | 29,314 | 29,074 | 28,705 | 28,403 |

(2) ごみの処理量の見込み

資源化を促進することによって、ごみの処理量は表 4-2 に示すとおり見込まれます。

表 4-2 ごみの処理量の見込み

(単位：トン)

| 年 度 | 平成 28年 | 平成 29年 | 平成 30年 | 平成 31年 | 平成 32年 | 平成 33年 | 平成 34年 | 平成 35年 | 平成 36年 | 平成 37年 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 可燃ごみ | 21,326 | 21,253 | 21,179 | 21,151 | 21,027 | 20,811 | 20,596 | 20,427 | 20,168 | 19,956 |
| 不燃ごみ | 1,363 | 1,358 | 1,354 | 1,352 | 1,344 | 1,330 | 1,316 | 1,306 | 1,289 | 1,275 |
| プラスチック | 1,814 | 1,808 | 1,802 | 1,800 | 1,789 | 1,771 | 1,752 | 1,738 | 1,716 | 1,698 |
| 資源 | 1,656 | 1,650 | 1,644 | 1,642 | 1,633 | 1,616 | 1,599 | 1,586 | 1,566 | 1,549 |
| 古紙 | 3,243 | 3,231 | 3,220 | 3,216 | 3,197 | 3,164 | 3,132 | 3,106 | 3,067 | 3,034 |
| 粗大ごみ | 906 | 903 | 900 | 898 | 893 | 884 | 875 | 868 | 857 | 848 |
| 有害ごみ | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 | 43 | 43 | 42 | 42 | 42 |
| 白色トレ | 0.39 | 0.39 | 0.39 | 0.39 | 0.39 | 0.38 | 0.38 | 0.38 | 0.37 | 0.37 |
| 小型家電 | 0.23 | 0.23 | 0.23 | 0.22 | 0.22 | 0.22 | 0.22 | 0.22 | 0.21 | 0.21 |
| 総ごみ量 | 30,352 | 30,249 | 30,143 | 30,103 | 29,927 | 29,620 | 29,314 | 29,074 | 28,705 | 28,403 |
| 集団回収 | 1,503 | 1,510 | 1,517 | 1,529 | 1,532 | 1,527 | 1,523 | 1,522 | 1,514 | 1,509 |
| 総排出量 | 31,855 | 31,759 | 31,660 | 31,632 | 31,459 | 31,147 | 30,837 | 30,596 | 30,219 | 29,912 |

注) 各項目のごみ量は、平成 26 年(2014 年)度の実績値をもとに総ごみ量の値を用いて算出したものである。

注) 集団回収量は市民 1 人 1 日当たりの排出量を予測し、これに将来人口を乗じることで排出量を予測しました。

2 ごみの発生抑制及び排出抑制のための方策に関する事項

ごみの発生抑制及び排出抑制のために、市民、事業者及び本市が講じるべき方策は、表 4-3 に示すとおりです。

表 4-3 ごみの発生抑制及び排出抑制のための方策

| 主体 | ごみの発生抑制及び排出抑制のための方策 |
|-----|--|
| 市民 | <p>①発生抑制【リデュース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て製品の使用を控え、簡易包装・詰め替え製品の購入に努めます。 ・マイバッグを利用し、レジ袋の削減に協力します。 ・使用頻度が少ないものは、レンタル製品を利用するように努めます。 ・使っている物が壊れたり故障した場合、捨てる前に修理サービスの利用を検討します。 ・食材の買い過ぎや料理の作り過ぎを控え、また、生ごみを少なくする調理法(エコ・クッキング)に努めます。 ・生ごみを可燃ごみとして出す場合は、水切りの徹底に努めます。 ・家庭菜園やガーデニング等を行う場合は、コンポスト容器や電動式生ごみ処理機を活用するなど、できる限り自宅での生ごみの減量に努めます。 <p>②再使用【リユース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルショップやフリーマーケット等を活用し、使用可能な不用品(ベビー用品・衣類・家具・書籍等)は廃棄せずに、その物を必要としている人に再使用してもらえよう努めます。 ・ビールや牛乳のびんなど再使用が可能な容器を使った製品の購入に努めます。 <p>③再生利用【リサイクル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙、古布、容器包装(びん・缶類)については、市民団体による集団回収に協力し、資源としての再生利用を進めます。 ・ごみ・資源の分別区分を遵守し、本市による資源化が効率的かつ効果的なものとなるように協力します。 ・トレーや牛乳パックなどの店頭回収に協力します。 ・携帯電話などの小型電子機器の店頭回収に協力します。 ・再生原料で作られたリサイクル製品など環境への負荷の少ない製品・サービスの利用に努めます。 ・自治会や子ども会で実施する清掃活動、運動会やお祭り等の地域イベントにおいて排出されるごみの分別の徹底に努めます。 |
| 事業者 | <p>①事業系ごみの排出者としての責務の遂行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの排出者(許可業者への委託を含む)は、廃棄物処理法や昭島市廃棄物条例を遵守します。 ・排出者責任や拡大生産者責任を踏まえ、ごみの減量及び適正処理に努めます。 <p>②発生抑制【リデュース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての事業者は、紙使用量の削減、古紙の資源化等により、事業系ごみの減量化に努めます。 ・事業用大規模建築物の所有者は、昭島市廃棄物条例による「廃棄物の減量及び再利用に関する計画」に基づき、事業系ごみの減量化とリサイクルを進めます。 ・食品リサイクル法に基づき、調理くず・残飯・消費期限切れの商品等の削減やリサイクルを進めます。 ・使い捨て製品の製造販売の自粛、資源化し易い製品や詰め替え製品の製造販売に努めます。 ・簡易包装の普及やレジ袋の削減等を行います。 ・レンタル事業や修理サービスの提供等によって、家庭ごみの発生の抑制を促します。 |

| 主体 | ごみの発生抑制及び排出抑制のための方策 |
|-----|---|
| 事業者 | <p>③再使用【リユース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の買い替え時の下取り、不用品の引取り、中古製品または中古部品の販売、リサイクルショップの利用など、使用済み製品の再使用を進めます。 ・ビールびん等のリターナブルびんなど、再使用が可能な容器の回収に努めます。 <p>④再生利用【リサイクル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トレー等の店頭回収の充実を図ります。 ・本市のごみ処理施設で処理できない使用済み製品について、下取りや引取りを行い、適正な資源化や処理を行います。 ・消費者に対して、使用済み製品や容器包装の分別・回収に関する情報を提供します。 ・販売を行う事業者は、環境への負荷の少ない製品の品揃えの充実に努めます。 ・環境への負荷を低減させる再生資源や製品等を使用するグリーン購入に努めます。 |
| 本市 | <p>①普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者による自主的な3R(発生抑制・再使用・再生利用)の活動を促進します。 ・廃棄物減量等推進員の活動を支援するための連絡会や研修会を開催し、本市と地域の更なる連携を図ります。 ・環境コミュニケーションセンターを中心として、環境学習やイベント等の3R活動の拠点としての場を提供します。 ・フリーマーケット及びリサイクル品の無料提供、施設見学、出前講座、環境学習の実施等、ごみ減量啓発活動の充実を図ります。 ・自らも事業者としてグリーン購入など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。 ・市民に対するコンポスト容器等の購入補助を行い、普及を図ります。 ・多量排出事業所に対する減量化・資源化の指導等を実施します。 ・資源回収を行った市民団体に対して資源回収奨励金を交付し、資源回収を促進します。 ・国及び業界団体等に対して拡大生産者責任の拡充を要請します。 <p>②ごみの資源化と適正処理の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者の協力を得ながらごみ・資源の分別を徹底し、効率的かつ効果的なごみ処理を実施します。 ・ごみの資源化を推進するため、環境コミュニケーションセンターにおいて効率的な資源化を実施します。 ・環境負荷の低減・地球温暖化の防止に配慮し、適正なごみ処理を実施します。 ・将来的なごみ処理施設のあり方について、環境負荷低減・地球温暖化対策を踏まえ検討を進めます |

3 ごみの種類及び分別の区分

本市が収集するごみの種類及び分別の区分は、表 4-4 に示すとおりです。なお、原則として事業系ごみは収集しません。また、家庭ごみであっても、本市のごみ処理施設では適正な処理が難しい物については、販売店などへの引き取りをお願いし、本市では収集しません。

表 4-4 ごみの種類及び分別の区分

| 分別の区分 | ごみの種類 |
|--------|---|
| 可燃ごみ | 生ごみ・厨芥類、衛生上焼却が必要なもの、衣類・布類、資源にならない紙、木材、汚れたプラスチック、その他 |
| | おむつ |
| | 落ち葉・草・花・せん定枝 |
| 不燃ごみ | 金属類、せともの類、小型家電製品、おもちゃ、ガラス食器・板ガラス、ゴム製品、塩化ビニール製品、衣類以外の革製品、CD・DVD・MD、その他 |
| プラスチック | 容器類(マヨネーズ容器、食用油やドレッシングのプラボトル、洗剤容器、卵のパック、カップ麺、プリン容器)、ビニール袋、ポリ袋、菓子袋、その他のプラスチック容器包装(プラマークのあるもの)、スチロール容器、発泡スチロール、硬質プラスチック、その他 |
| 古紙 | 新聞、広告、雑誌、雑古紙、ダンボール(茶封筒・茶色の紙も含む)、飲料用紙パック(アルミコーティング、茶色のもの以外) |
| 資源 | 缶、びん(中身が人の口に入るものに限る)、ペットボトル(飲料・醤油用に限る)、ビデオテープ・カセットテープ、カセットコンロ用ガス・ヘアスプレー・殺虫剤のボンベ等 |
| 有害ごみ | 蛍光灯・電球型蛍光灯、乾電池・ボタン電池、水銀体温計など |
| 粗大ごみ | 電気製品、家具・収納・寝具用品、OA機器、楽器・スポーツ健康器具用品、台所・水回り用品等 |
| 収集対象外 | 自動車・二輪車、自動車・二輪車の部品、バッテリー、プロパンガスボンベ、消火器、金庫、ペンキ、薬品、注射器、ブロック・土・砂・石・セメント・建築廃材、ピアノ、つけもの石等 |
| | パソコン(デスクトップパソコンの本体とディスプレイ、ノートパソコン) |
| | 家電4品目(冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機) |

4 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの区分ごとの処理方法と処理主体は、表 4-5 に示すとおりです。

表 4-5 ごみの処理方法と処理主体

| 区分 | 処理方法 | 処理主体 | |
|--------|---|---|------------|
| 可燃ごみ | ・清掃センターの焼却炉で焼却し、焼却灰は鉄分回収後、広域資源循環組合にてエコセメント化(資源化)または、再生業者に引き渡し骨材化(資源化)。 | 焼却：本市(一部委託) 資源化：広域資源循環組合 資源化：民間業者 | |
| 不燃ごみ | ・環境コミュニケーションセンターの破砕機で破砕後、選別し、鉄・アルミは売却、可燃物は焼却、不燃は最終処分。 | 破砕：本市(委託) 選別：本市(委託) 売却：本市 焼却：本市 最終処分：広域資源循環組合 | |
| プラスチック | ・環境コミュニケーションセンターで選別し、プラスチック製容器包装を再商品化。それ以外のプラスチックを破砕し、固形燃料化または廃棄物発電に利用。 | 資源化：容器包装リサイクル法の指定法人ルートの再商品化事業者または民間業者。 | |
| 古紙 | ・回収業者によって直接資源化。 | 資源化：民間業者 | |
| 資源 | ・環境コミュニケーションセンターで選別し資源化。 | 選別：本市(委託) 資源化：民間業者 | |
| 粗大ごみ | 可燃物 | ・可燃ごみに同じ。 | 可燃ごみに同じ。 |
| | 不燃物 | ・不燃ごみに同じ。 | 不燃ごみに同じ。 |
| | 再生粗大 | ・環境コミュニケーションセンタープラザ棟で修理し市民に無料提供。 | 資源化：本市(委託) |
| 有害ごみ | ・専門業者に処理を委託。 | 処理：民間業者 | |
| 拠点回収 | ・再生業者に引き渡し資源化。 | 資源化：民間業者 | |
| 集団回収 | ・資源回収業者に引き渡し資源化。 | 資源化：民間業者 | |

5 ごみの処理施設の整備に関する事項

本市が整備するごみの処理施設は、表 4-6 に示すとおりです。平成 23 年(2011 年)度以降は環境コミュニケーションセンターの稼動に伴って、田中町不燃ごみ等処分中継地並びに清掃センターの不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチックの破碎処理施設が廃止されました。

表 4-6 ごみの処理施設の整備計画

| 施設名称 | 現有施設の内容 | | | 新設、廃止の内容 | |
|--------------------------------|------------------------|-----------------------------------|---------------------|----------|------|
| | 処理内容 | 処理能力 | 開始年 | 処理内容 | 処理能力 |
| 昭島市清掃センター | 可燃ごみの焼却処理 | 全連続燃焼式 (ストーカ炉) 190 トン/24 時間 | 平成 6 年 (1994 年) | 継続 | 継続 |
| 昭島市 環境コミュニ ケーション センター | 不燃ごみ及び粗大 ごみの破碎・選別処理 | 12.9 トン/5 時間 | 平成 23 年 (2011 年) | 継続 | 継続 |
| | プラスチックの 破碎・選別処理 | 14.7 トン/5 時間 | | | |
| | 資源の選別処理 | 8.3 トン/5 時間 | | | |



清掃センター



環境コミュニケーションセンター
(プラザ棟)



環境コミュニケーションセンター
(リサイクル棟)

6 その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 昭島市廃棄物減量等推進審議会

昭島市廃棄物条例第 6 条及び昭島市廃棄物減量等推進審議会規則に基づき、昭島市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を次のとおり設置します。

- 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議し、答申する。
 - ①一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
 - ②廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
 - ③その他市長が必要と認める事項
- 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。
 - ①学識経験のある者 2 人以内
 - ②関係団体の代表者 8 人以内
 - ③公募による市民 5 人以内
- 市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱できる。委員の任期は、2 年とし、再選を妨げない。
- 審議会の会議は、原則公開とする。
- 審議会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(2) 廃棄物減量等推進員

昭島市廃棄物条例第 7 条に基づき、廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)を次のとおり委嘱します。

- 市長は、一般廃棄物の適正な処理及びごみ減量等に熱意と識見を有する者のうちから推進員を委嘱する。
- 推進員は、次に掲げる事項について、市の施策に協力するものとする。
 - ①一般廃棄物の減量に関し、地域住民への啓発に関する事項
 - ②一般廃棄物の分別及び適正な排出等に関する事項
 - ③資源物の資源化及び再利用に関する事項
 - ④その他一般廃棄物の適正な処理及び減量に関する事項
- 推進員は、100 人以内を委嘱する。推進員の任期は、3 年とする。

第5章 計画の推進

第1 計画の周知

本市が市民・事業者と協働して「未来につなぐまちづくり」を進めていくためには、清掃事業に対する市民・事業者の理解と協力が必要となります。本計画を的確に推進するため、策定を「広報あきしま」で周知するとともに計画そのものを市のホームページに掲載し、本計画の周知と普及啓発に努めます。

第2 計画の進行管理

本計画の進行管理を行うとともに、関係自治体と連携し、市民・事業者との協働によって本計画に掲げた施策を推進していくことで、循環型のまちづくりを進めていきます。

1 推進体制の整備

本市の循環型のまちづくりに関係する施策を円滑に進めるため、全庁的な協議、調整を図る必要があり、庁内推進体制を充実します。

2 東京都及び周辺自治体との連携

本計画にかかげた施策の推進にあたっては、東京都の施策と相互に連携・協力を図っていきます。

また、東京たま広域資源循環組合で実施している最終処分事業・エコセメント事業についても、関係する市町村との密接な連携・協力が不可欠となっています。

さらに、将来的なごみの資源化や中間処理については、周辺自治体と連携しながら、広域的な視点に立った対応を図っていきます。



エコセメント化施設
東京たま広域資源循環組合

3 計画の見直し

今後の清掃事業を取り巻く環境やごみの排出量などの変化に的確に対応していくため、中間目標年度である平成32年(2020年)度を目途に、本計画の進捗状況等を勘案し見直しを検討します。

なお、本市の清掃事業を取り巻く環境が大きく変化した場合には、適宜見直しを図ります。

資料編

1. 策定経過

(1) 第四次昭島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定の流れ

| 時期 | 昭島市 | 昭島市廃棄物減量等推進審議会 | 市民 |
|--------------------------------|---|--|---|
| 平成 27 年 (2015 年) 4 月～6 月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <u>基本的事項の検討</u> ・基本的事項の整理 ・現状と課題の整理 ・基本的な考え方と方針の検討 ・市民・事業者・行政の役割の検討 </div> | | |
| 7 月 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">諮問</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第 1 回 審議会</div> | |
| 8 月 | | | |
| 9 月 | | | |
| 10 月 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第 2 回 審議会</div> | |
| 11 月 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第 3 回 審議会</div> | |
| 12 月 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中間のまとめ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">「中間のまとめ」 に対する意見募集</div> | |
| 平成 28 年 (2016 年) 1 月 | | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">「中間のまとめ」 に対する意見提出</div> |
| 2 月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <u>基本計画の作成</u> ・市民の意見・審議会の 答申を踏まえて検討 </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第 4 回 審議会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">答申</div> | |
| 3 月 | | | |
| 4 月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本計画</div> | | |

(2) 昭島市廃棄物減量等推進審議会

① 諮問

27環対第400号
平成27年7月27日

昭島市廃棄物減量等推進審議会会長 殿

昭島市長 北川 穰 一

一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について（諮問）

昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年昭島市条例第3号）第6条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問内容

第三次昭島市一般廃棄物処理基本計画の改定に伴う一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について

2 諮問理由

昨今の社会環境の変化は目覚しく、地球規模での環境の保全と資源の有効活用が叫ばれ、よりよい環境を次の世代に引き継ぐため、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提としたこれまでの社会経済システムから脱却し、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を実現することが求められています。

本市では、平成22年3月に「第三次昭島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画（以下「処理基本計画」という。）」を策定したことに伴い、市民・事業者・行政の役割分担のなかで、ごみの減量と適正処理に取り組んでまいりました。この処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に規定する「一般廃棄物処理計画」として、「本市の一般廃棄物処理に係る長期的視点にたった基本方針を明確にすること」を目的としています。

ここ数年、市民や事業者の減量化に向けた取組の成果や、平成23年度の環境コミュニケーションセンター開設等により、ごみの総排出量は減少傾向にあります。

しかし、現行の処理基本計画では、総合的なごみの減量と適正処理に関し、今日の社会環境の変化に対応するには十分とはいえません。

国の環境に対する取組は、各種廃棄物・リサイクル関連法令の整備を進めるとともに、温室効果ガスの削減・地球温暖化の防止を目指した国づくりを推進しています。

本市においても、ごみの減量とリサイクルを推進し、低炭素社会のみならず、資源循環型社会及び、自然共生社会を目指していかなければなりません。

このような背景のもと、廃棄物の発生抑制やリサイクル等を長期的・総合的な見地から計画的に推進してゆくため、現行の処理基本計画の改定を準備しているところです。

つきましては、処理基本計画の改定にあたり、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について、貴審議会の意見を求めるものであります。

② 答申（頭書）

平成28年2月19日

昭島市長 北川 穰 一 殿

昭島市廃棄物減量等推進審議会

会長 宮脇 健太郎

第四次昭島市一般廃棄物処理基本計画の策定に伴う一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について（答申）

平成27年7月27日付け27環対第400号で諮問のありました、昭島市一般廃棄物処理基本計画の改定に伴う一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について、当審議会での検討内容を別添のとおり取りまとめたので報告します。

③ 廃棄物減量等推進審議会委員名簿

| 役 職 | 氏 名 | 職 名 等 |
|-------|---------|-----------------|
| 会 長 | 宮 脇 健太郎 | 明星大学理工学部教授 |
| 副 会 長 | 荒 井 康 裕 | 首都大学東京都市環境学部准教授 |
| 委 員 | 加 藤 久 之 | 昭島市自治会連合会 |
| 委 員 | 田 中 淳 志 | 昭島市公立小学校長会 |
| 委 員 | 西 村 沙 理 | 昭島市消費生活者連絡会 |
| 委 員 | 豊 田 範 雄 | (株)イトーヨーカ堂拜島店 |
| 委 員 | 原 島 良 昭 | 昭島市商工会 |
| 委 員 | 井 ヶ 田 博 | 昭島市商工会 |
| 委 員 | 秋 山 伸 子 | 昭島市廃棄物減量等推進員 |
| 委 員 | 森 本 三 郎 | 昭島市資源回収奨励団体 |
| 委 員 | 穴 吹 徹 | 公募による市民 |
| 委 員 | 荒 畑 恵 子 | |
| 委 員 | 奥 村 展 子 | |
| 委 員 | 高 橋 聖 子 | |
| 委 員 | 長谷川 京 子 | |

(順不同)

④ 審議経過

| 審議会 | 開催日 | 主な審議内容 |
|-----|-----------------|---|
| 第1回 | 平成27年 7月27日 | (1) 第三次昭島市一般廃棄物処理基本計画の改訂について (2) 第四次昭島市一般廃棄物処理基本計画について (3) 第三次昭島市一般廃棄物処理基本計画の数値目標の達成状況 (4) 第三次昭島市一般廃棄物処理基本計画で定めた施策の実施状況 (5) 昭島市のごみ排出量等の推移 (6) 昭島市廃棄物減量等推進審議会の日程について (7) その他 |
| 第2回 | 平成27年 10月6日 | (1) 清掃事業における課題について (2) 目標達成に向けた各主体（市民・事業者・市）の役割 (3) その他 |
| 第3回 | 平成27年 11月17日 | (1) 審議会の中間のとりまとめについて (2) その他 |
| 第4回 | 平成28年 2月3日 | (1) 中間のまとめに対する意見（パブリックコメント）の内容について (2) 審議会の答申（最終案）について (3) その他 |

⑤法律等の名称

| 使用名称 | 正式名称 |
|------------------|--|
| 地方自治法 | (同左) (昭和 22 年法律第 67 号) |
| 環境基本法 | (同左) (平成 5 年 11 月法律第 91 号) |
| 循環型社会形成推進 基本法 | (同左) (昭和 22 年法律第 67 号) |
| 廃棄物処理法 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) |
| 廃棄物処理法基本方 針 | 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ 計画的な推進を図るための基本的な方針 (平成 13 年環境省告示第 34 号) |
| 資源有効利用促進法 | 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号) |
| 各種リサイクル法 | 下記の五つの法律の総称： |
| 容器包装リサイクル 法 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平 成 7 年法律第 112 号) |
| 家電リサイクル法 | 特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号) |
| 建設リサイクル法 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) |
| 食品リサイクル法 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成 12 年法律第 116 号) |
| 自動車リサイクル法 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成 14 年法律第 87 号) |
| 小型家電リサイクル 法 | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (平成 24 年法律第 57 号) |
| グリーン購入法 | 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号) |
| 地球温暖化対策推進 法 | 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号) |
| 昭島市環境基本条例 | (同左) (平成 12 年条例第 23 号) |
| 昭島市廃棄物条例 | 昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 (平成 5 年条例第 3 号) |

2. 昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

平成5年3月30日
条例第3号

改正 平成7年3月30日条例第17号
平成7年12月28日条例第38号
平成8年3月29日条例第11号
平成8年9月18日条例第17号
平成10年3月27日条例第18号
平成11年9月29日条例第21号
平成12年12月27日条例第39号
平成13年3月8日条例第3号
平成13年9月28日条例第28号
平成15年9月24日条例第25号
平成15年12月24日条例第32号
平成17年12月21日条例第34号
平成19年3月28日条例第7号
平成21年3月13日条例第4号
平成24年12月20日条例第30号

昭島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年昭島市条例第5号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 市長の責務等（第3条—第8条）
第3章 事業者の責務（第9条）
第4章 市民の責務（第10条）
第5章 廃棄物の減量及び再利用等（第11条—第23条）
第6章 適正処理困難物の抑制（第24条—第26条）
第7章 一般廃棄物の処理等（第27条—第41条）
第8章 産業廃棄物（第42条—第44条）
第9章 廃棄物処理手数料（第45条—第46条）
第10章 一般廃棄物処理業（第47条—第51条の4）
第11章 浄化槽清掃業（第52条—第53条の3）
第12章 地域の生活環境（第54条—第57条）
第12章の2 生活環境影響調査書の縦覧等（第57条の2—第57条の4）
第13章 雑則（第58条—第62条）
第14章 罰則（第63条—第65条）
附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 資源物 再利用を目的として市長が行う廃棄物の収集において、分別して収集する物をいう。

第2章 市長の責務等

（市長の責務）

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市長は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。
- 3 市長は、第1項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。
- 4 市長は、再利用等による廃棄物の減量に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

（指導又は助言）

第4条 市長は、廃棄物の適正な処理及び再利用の推進に関し必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

（市民参加）

第5条 市長は、廃棄物の処理及び再利用について市民の意見を聴く等市民の参加を求め、これを施策に反映させなければならない。

（廃棄物減量等推進審議会）

第6条 法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、昭島市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について審議し、答申する。
- 3 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。
 - (1) 学識経験のある者 2人以内
 - (2) 関係団体の代表者 8人以内
 - (3) 公募による市民 5人以内
- 4 市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2

号) 第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、審議会の議決により非公開とすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第7条 市長は、一般廃棄物の適正な処理及びごみ減量等に熱意と識見を有する者のうちから廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の適正な処理及びごみの減量のための市の施策への協力その他の活動を行う。

3 前2項に定めるもののほか、廃棄物減量等推進員について必要な事項は、規則で定める。

(他の地方公共団体との協力等)

第8条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する事業の実施に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。

第3章 事業者の責務

第9条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、その事業系廃棄物を単独に又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

第4章 市民の責務

第10条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

第5章 廃棄物の減量及び再利用等

(市長の減量義務)

第11条 市長は、資源物の分別収集及び廃棄物の処理施設での資源物の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

(事業者の減量義務)

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生を抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(再利用に関する計画)

第13条 市長は、再利用等による廃棄物の減量を促進するため、再利用に関する計画を定めるものとする。

(施設の利用)

第14条 市長は、再利用等に関する市民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管等に利用する場所として、業務に支障が生じない範囲内において、市長の管理する施設等を市民の利用に供することができる。

(資源回収業者への協力要請及び支援)

第15条 市長は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援することができる。

(再利用の容易性の自己評価等)

第16条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるように努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第18条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、市長の指導に従い、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物の減量及び再利用に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければなら

ない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（改善勧告）

第 19 条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第 1 項から第 3 項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第 6 項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第 20 条 市長は、前条に規定する勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提出する機会を与えなければならない。

（受入拒否）

第 21 条 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第 1 項の規定による公表をされた後において、なお、第 19 条に規定する勧告に係る措置を採らなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

（市民の自主的行動）

第 22 条 市民は、資源物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

（商品の選択）

第 23 条 市民は、商品の選択をするに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

第 6 章 適正処理困難物の抑制

（処理困難性の自己評価等）

第 24 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、

その適正な処理が困難になることがないようにしなければならない。

（適正処理困難物の製造等の抑制）

第 25 条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

（事業者の下取り等の回収義務）

第 26 条 市長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

2 前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

3 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

4 市長は、第 2 項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

第 7 章 一般廃棄物の処理等

（家庭廃棄物の処理）

第 27 条 市長は、自らの責任で家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

（事業系一般廃棄物の処理）

第 28 条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は他人に委託して運搬させ、若しくは処分させなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第 48 条第 1 項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他規則で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他規則で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

3 事業者は、前項の規定により事業系一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、規則で定める基準に従わなければならない。

4 事業者は、事業系一般廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水等の処理（第 37 条において「中間処理」という。）を行うことにより、その減量を図らなければならない。

一部改正〔平成 17 年条例 34 号〕

（一般廃棄物処理計画）

第 29 条 市長は、一般廃棄物の処理について、一般廃棄物処理計画を定め、これを告示するものとする。

2 前項に規定する計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

（一般廃棄物の処理）

第 30 条 市長は、前条の規定により定めた計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

3 前2項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分
の基準は、規則で定める。

(占有者の義務)

第31条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物内の家庭廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等第29条の規定により定められた計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物を収納する袋等について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、家庭廃棄物を持ち出して
おく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

3 占有者でくみ取便所を使用するものは、便所のくみ取口にはふたをし、雨水、雑排水等が流入しないよう努めるとともに、便槽内には処理作業に支障を生ずるおそれのあるものを混入してはならない。

(家庭廃棄物等の排出方法)

第31条の2 占有者又は事業者は、市長が収集、運搬及び処分する家庭廃棄物（粗大ごみ、し尿等（し尿、汚泥及び雑排水をいう。以下同じ。）及び動物の死体を除く。）又は事業系一般廃棄物（粗大ごみ、し尿及び動物の死体を除く。）若しくは一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（別表第1において「家庭廃棄物等」という。）を排出するときは、第45条の2第1項の指定収集袋を使用しなければならない。

2 前項の規定により難いと市長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、占有者及び事業者は、市長の指示に従わなければならない。

(排出禁止物)

第32条 占有者は、市長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物
- (7) 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第12項に規定する指定再資源化製品
- (8) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(家庭廃棄物の処理の申込み)

第32条の2 占有者が、臨時に家庭廃棄物（動物の死体を除く。）の収集を受けようとするときは、速やかに市長に申し込まなければならない。

(動物の死体)

(動物の死体)

第33条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(改善勧告)

第34条 市長は、占有者が第31条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

(収集拒否)

第35条 市長は、占有者が前条に規定する勧告に係る措置を採らなかったときは、当該家庭廃棄物の収集を拒否することができる。

(事業者の処理)

第36条 市長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、それらを処理するよう命ずることができる。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第30条第3項に規定する収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第37条 市長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。

2 市長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を規則で定める基準に従い、分別して排出するよう命ずることができる。

(一般廃棄物管理票)

第38条 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬する場合には、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して市の処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項に規定する一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

3 前項に規定する受託者は、事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬する場合には、同項に規定する一般廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。

4 市長は、事業者が第1項に規定する一般廃棄物管理票を提出しないとき、又は受託者が前項に規定する一般廃棄物管理票を提出しないときは、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

第39条 事業者（事業者から運搬の委託を受けた者を含む。）は、事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の事業者が同項に定める受入基準に従わない場合には、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(改善命令等)

第40条 市長は、事業者が第36条第2項の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他の必要な措置を命ずることができる。

(準用)

第41条 第30条第1項、第31条及び第32条から第34条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理につい

て準用する。

第8章 産業廃棄物

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第42条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

(処理命令)

第43条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。

(準用)

第44条 第30条、第31条、第32条の2、第34条、第37条及び第40条(第36条第2項の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。)の規定は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

第9章 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料)

第45条 市長は、廃棄物の処理に関し、占有者又は事業者から別表第1に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

2 市長は、粗大ごみ(事業系一般廃棄物を除く。以下別表第2において同じ。)の収集、運搬及び処分をするときは、当該粗大ごみを排出する占有者から当該粗大ごみの品目別に別表第2に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

3 市長は、別表第1に掲げる廃棄物の重量又は分量(以下「重量等」という。)を基準にして算定する廃棄物処理手数料について、重量等を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき、重量等以外の基準により算定することができる。

4 既に納付した廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定収集袋の交付)

第45条の2 市長は、前条第1項の廃棄物処理手数料(指定収集袋で排出するものに限る。)をあらかじめ納付した者又は第46条の規定による廃棄物処理手数料(指定収集袋で排出するものに限る。)の減免を受けた者に、指定収集袋を交付する。

2 指定収集袋に関し必要な事項は、市長が定める。

(動物死体処理手数料)

第45条の3 市長は、第33条(第41条において準用する場合を含む。)の規定により届出のあった動物の死体を処理したときは、占有者又は事業者から別表第1に掲げる動物死体処理手数料を徴収する。

(処理手数料の減免)

第46条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、第45条に規定する廃棄物処理手数料又は前条に規定する動物死体処理手数料を減額し、又は免除することができる。

第10章 一般廃棄物処理業

(業の許可)

第47条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

2 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

3 市長は、前2項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前2項の許可をしてはならない。

(1) 市長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。

(2) その申請の内容が市長が定める処理計画に適合するものであること。

(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。

(4) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当する者

イ この条例若しくはこの条例に基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

エ その他規則で定める者

4 第1項又は第2項の許可は、2年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

6 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

7 第1項又は第2項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(業の変更の許可)

第48条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)又は同条

第2項の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前条第3項及び第7項の規定は、前項の許可について準用する。

3 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくは休止したとき、又は住所その他規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、法第7条第5項第4号イからへまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

一部改正〔平成17年条例34号〕

（処理基準）

第49条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第30条第3項に規定する基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

（許可証の譲渡等の禁止）

第50条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、自己の名義をもって、他人にその営業をさせてはならない。

3 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。

一部改正〔平成17年条例34号〕

（業の停止等）

第51条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止又は市の処理施設への搬入の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第47条第3項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。

(3) 第47条第7項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

（業の許可の取消し）

第51条の2 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一

般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(1) 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 前条第1号に該当し情状が特に重いと、又は同条の規定による処分に違反したとき。

(3) 不正の手段により第47条第1項若しくは第2項の許可（同条第4項の許可の更新を含む。）又は第48条第1項の変更の許可を受けたとき。

2 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。一部改正〔平成17年条例34号〕

（許可証の再交付）

第51条の3 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

（許可手数料）

第51条の4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業者の許可を受けようとする者 1万円

(2) 一般廃棄物処分業者の許可を受けようとする者 1万円

(3) 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 1万円

(4) 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 1万円

(5) 許可証の再交付を受けようとする者 5,000円

第11章 浄化槽清掃業

（浄化槽清掃業の許可）

第52条 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（許可証の譲渡等の禁止）

第53条 前条の規定により許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 浄化槽清掃業者は、自己の名義をもって、他人にその営業をさせてはならない。

（許可証の再交付）

第53条の2 浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

（許可手数料）

第53条の3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

(1) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 1万円

(2) 許可証の再交付を受けようとする者 5,000円

第12章 地域の生活環境

（清潔の保持）

第54条 占有者は、土地又は建物及びそれらの周囲の

清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

- 2 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。
- 3 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物を配布し、又は配布させた者は、散乱した物を速やかに清掃しなければならない。
- 4 土木建築等の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、公共の場所に当該物が飛散し、又は流出する等によって生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第 55 条 前条第 2 項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物を捨てられないように適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第 56 条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

- 2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

(改善命令等)

第 57 条 第 54 条第 4 項又は前条の規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

第 12 章の 2 生活環境影響調査書の縦覧等

追加 [平成 19 年条例 7 号]

(対象施設の種類)

第 57 条の 2 法第 9 条の 3 第 2 項 (同条第 9 項において準用する場合を含む。以下同じ。) の規定による同条第 1 項に規定する調査の結果を記載した書類 (以下「生活環境影響調査書」という。) の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書 (以下「意見書」という。) を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設 (以下「対象施設」という。) の種類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号) 第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設とする。

追加 [平成 19 年条例 7 号]、一部改正 [平成 24 年条例 30 号]

(縦覧等の手続)

第 57 条の 3 市長は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により生活環境影響調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 生活環境影響調査書の縦覧の場所及び期間
- (2) 意見書の提出先及び提出期限
- (3) 実施した調査の項目
- (4) 法第 8 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項

2 市長は、生活環境影響調査書を前項の規定による告示の日から起算して 30 日間、市長が指定する場所において縦覧に供するものとする。

3 当該対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第 1 項の規定による告示の日から起算して 45 日以内に、意見書を市長に提出することができる。

追加 [平成 19 年条例 7 号]

(環境影響評価との関係)

第 57 条の 4 対象施設の設置又は変更 (法第 9 条の 3 第 8 項の規定による届出を要する場合に限る。) に関し、東京都環境影響評価条例 (昭和 55 年東京都条例第 96 号) に基づく環境影響評価の手続がなされたときは、前条に定める手続を経たものとみなす。

追加 [平成 19 年条例 7 号]、一部改正 [平成 24 年条例 30 号]

第 13 章 雑則

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第 58 条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者 (以下「建設者」という。) は、その建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管設備 (以下「保管場所等」という。) を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 市長は、第 1 項に規定する保管場所等について、建設者が前 2 項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第 1 項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される廃棄物を同項に規定する保管場所等に集めなければならない。

(報告の徴収)

第 59 条 市長は、法第 18 条及び浄化槽法第 53 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第 60 条 市長は、法第 19 条第 1 項及び浄化槽法第 53 条第 2 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(清掃指導員)

第 61 条 市長は、前条並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する指導の職務を担当させるため、清掃指導員を置く。

第 61 条の 2 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定め

る技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法による大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

追加〔平成 24 年条例 30 号〕

（委任）

第 62 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第 14 章 罰則

（罰則）

第 63 条 次の各号の一に該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 26 条第 4 項の規定による命令に違反した者
- (2) 第 37 条（第 44 条において準用する場合も含む。）の規定による命令に違反した者

（3） 第 40 条（第 44 条において準用する場合も含む。）の規定による命令に違反した者

（4） 第 58 条第 3 項の規定による命令に違反した者

第 64 条 第 58 条第 1 項の規定による届出をしなかった者は、3 万円以下の罰金又は科料に処する。

（両罰規定）

第 65 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
（平成 5 年 10 月規則第 35 号で、同 5 年 10 月 1 日から施行）
（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の昭島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「旧条例」という。）第 14 条第 1 項の許可で次の表の左欄に掲げるものを受けている者は、この条例の施行の日にそれぞれ同表の右欄に掲げるこの条例（以下同表において「新条例」という。）第 47 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 52 条の許可を受けている者とみなす。

| | |
|---------------------------------------|--------------------------|
| 一般廃棄物の収集又は運搬のみの業に係る旧条例第 14 条第 1 項の許可 | 新条例第 47 条第 1 項の許可 |
| 一般廃棄物の処分のみ業に係る旧条例第 14 条第 1 項の許可 | 新条例第 47 条第 2 項の許可 |
| 一般廃棄物の収集、運搬及び処分の業に係る旧条例第 14 条第 1 項の許可 | 新条例第 47 条第 1 項及び第 2 項の許可 |
| 浄化槽清掃の業に係る旧条例第 14 条第 1 項の許可 | 新条例第 52 条の許可 |

- 3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定によりされている申請で、前項の表の左欄に掲げる許可に係るものは、それぞれ同表の右欄に掲げる許可に係る申請とみなす。
- 4 前 2 項に規定する場合のほか、この条例の施行前に旧条例によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 7 年 3 月 30 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 12 月 28 日条例第 38 号）

（施行期日）

- 1 この条例中、第 1 条、次項及び第 3 項の規定は平成 8 年 4 月 1 日から、第 2 条及び第 4 項の規定は同年 6 月 1 日から施行する。
（経過措置）

- 2 平成8年4月1日前に第1条の規定による改正前の昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第33条の規定により届出のあった動物の死体を市が処理した場合の廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第51条の3及び第53条の3の規定は、平成8年4月1日以後に一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業に係る申請をした者について適用し、同日前に当該申請をした者については、なお従前の例による。
- 4 平成8年6月1日前に第1条の規定による改正後の昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第32条の2の規定により収集の申込みのあった粗大ごみの廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附則(平成8年3月29日条例第11号)

この条例は、昭島市行政手続条例(平成7年昭島市条例第34号)の施行の日から施行する。

附則(平成8年9月18日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第31条の2、第45条及び第45条の2の規定は、平成9年4月1日(以下「適用日」という。)以後に収集、運搬及び処分する家庭廃棄物(粗大ごみ、し尿及び動物の死体を除く。)又は事業系一般廃棄物(粗大ごみ、し尿及び動物の死体を除く。)若しくは一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の排出について適用し、適用日前のこれらの廃棄物の排出については、なお従前の例による。

附則(平成10年3月27日条例第18号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

附則(平成11年9月29日条例第21号)

この条例は、平成11年12月1日から施行する。

附則(平成12年12月27日条例第39号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第59条の改正規定は、公布の日から施行する。

附則(平成13年3月8日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
(後略)

附則(平成13年9月28日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年2月15日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に

関する条例第31条の2、第45条及び第45条の2の規定は、平成14年4月1日(以下「適用日」という。)以後に収集、運搬及び処分する家庭廃棄物(粗大ごみ、し尿及び動物の死体を除く。)又は事業系一般廃棄物(粗大ごみ、し尿及び動物の死体を除く。)若しくは一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の排出について適用し、適用日前のこれらの廃棄物の排出については、なお従前の例による。

附則(平成15年9月24日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第6条の改正規定 公布の日
 - (2) 第32条及び別表第2の改正規定 平成15年10月1日
 - (3) 別表第1の改正規定及び第3項の規定 平成16年4月1日
(経過措置)

- 2 改正後の昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(以下「新条例」という。)第51条の2第1項の規定は、この条例の施行前に生じた事項にも適用する。

- 3 新条例別表第1中事業系一般廃棄物(し尿及び動物の死体を除く。)及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物に係る廃棄物処理手数料の規定は、平成16年4月1日以後に事業者が排出し、又は運搬するこれらの廃棄物の処理について適用し、同日前に排出し、又は運搬するこれらの廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附則(平成15年12月24日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表第1中事業活動に伴い排出するし尿並びに下水道法第2条第8号に掲げる処理区域であって、同法第9条第2項の規定において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年を経過した区域内から排出する家庭廃棄物であるし尿等に係る廃棄物処理手数料の規定は、平成16年4月1日以後収集するこれらの廃棄物の処理について適用し、同日前に収集する廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附則(平成17年12月21日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成19年3月28日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成21年3月13日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成 24 年 12 月 20 日条例第 30 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 57 条の 2 及び第 57 条の 4 の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 45 条、第 45 条の 3 関係)

| 区分 | 手数料 | |
|----------|--|--|
| 廃棄物処理手数料 | 第 31 条の 2 第 1 項の規定により指定収集袋で家庭廃棄物等を排出する占有者又は事業者 | 大袋 1 袋につき 60 円 中袋 1 袋につき 30 円 小袋 1 袋につき 15 円 ミニ袋 1 袋につき 7 円 |
| | 家庭廃棄物 (粗大ごみ、し尿等及び動物の死体を除く。)を臨時に排出する占有者 | 1 キログラムにつき 40 円 |
| | 事業系一般廃棄物 (し尿及び動物の死体を除く。)又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物 (以下この表において「事業系一般廃棄物等」という。)を臨時に排出する事業者 | 1 キログラムにつき 50 円 |
| | 市の処理施設に家庭廃棄物 (し尿等及び動物の死体を除く。)を運搬した占有者 | 1 キログラムにつき 20 円 |
| | 市の処理施設に事業系一般廃棄物等を運搬した事業者 | 1 キログラムにつき 30 円 |
| | 事業活動に伴い、し尿を排出する事業者 | 1 便槽 1 回につき 5,000 円 |
| | 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) 第 2 条第 8 号に掲げる処理区域であつて、同法第 9 条第 2 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から 3 年を経過した区域内から家庭廃棄物であるし尿等を排出する占有者 | し尿: 1 便槽 1 回につき 2,000 円 |
| | | 汚泥: 1 浄化槽 1 回につき 2,000 円 |
| | | 雑排水: 1 吸い込み槽 1 回につき 500 円 |
| | 動物死体処理手数料 | 動物の死体 1 体につき 3,000 円 |

備考

- 1 手数料をキログラムの単位で算定する場合において、廃棄物の重量に 5 キログラム未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 キログラム以上 10 キログラム未満の端数があるときはこれを 10 キログラムに切り上げる。
- 2 し尿等の排出は、1 回につき 1,800 リットルを限度とする。

別表第 2 (第 45 条関係)

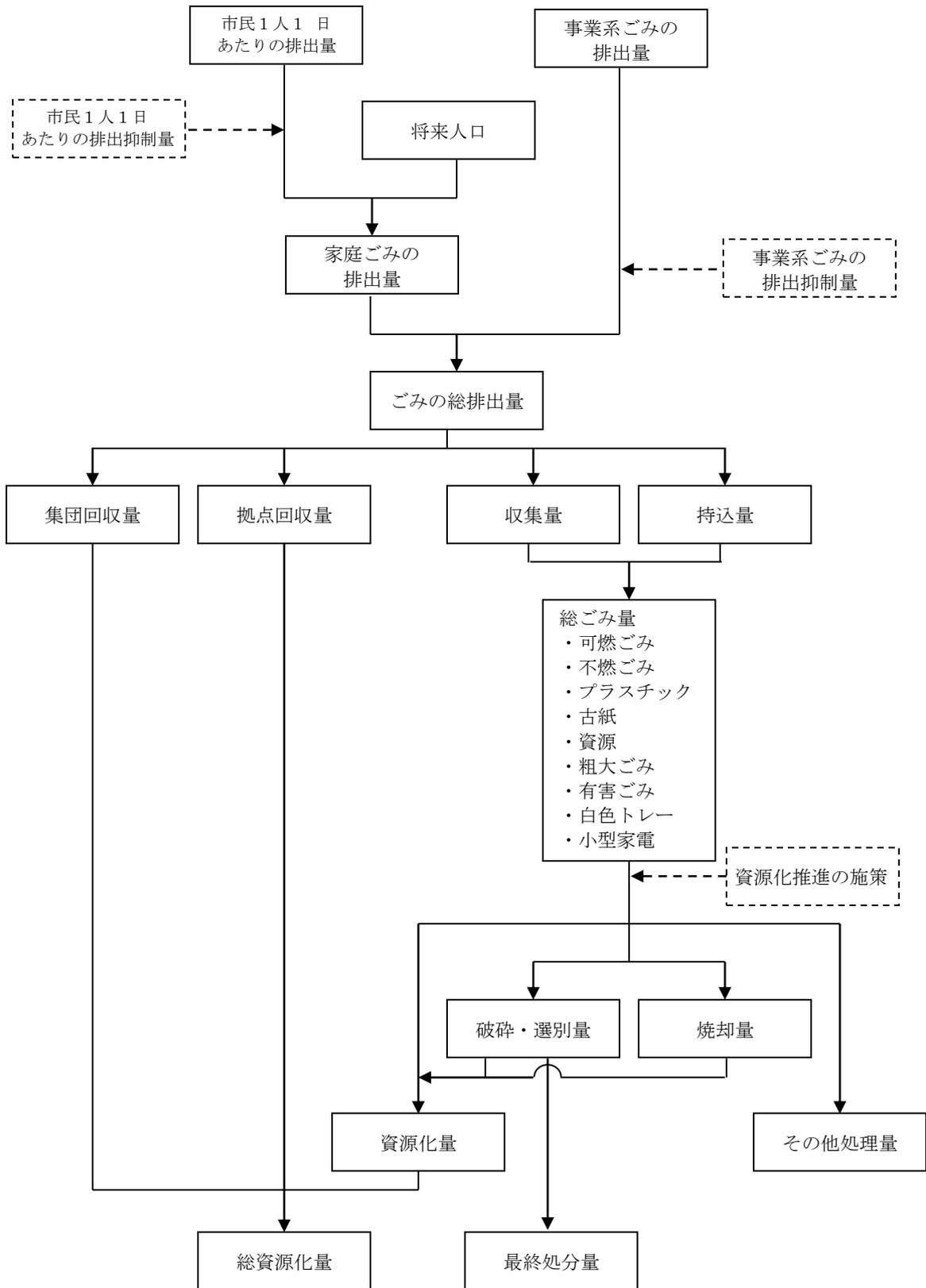
粗大ごみの廃棄物処理手数料

| | 品目 | 単価(円) |
|----|--|-------|
| 1 | ミシン | 1,000 |
| 2 | 電子レンジ | 1,000 |
| 3 | 食器洗い乾燥機 | 1,000 |
| 4 | ストーブ (ファンヒーターも含む。) | 1,000 |
| 5 | 扇風機 | 500 |
| 6 | 除湿機 | 500 |
| 7 | 換気扇 | 500 |
| 8 | 電気掃除機 | 500 |
| 9 | 照明器具 | 500 |
| 10 | ステレオセット | 1,000 |
| 11 | カラオケ演奏装置 | 1,000 |
| 12 | スピーカー | 500 |
| 13 | オーディオ機器 (単体のもの。カラオケ演奏装置及びスピーカーを除く。) | 500 |
| 14 | ビデオデッキ | 500 |
| 15 | 電気こたつ (掘こたつも含む。) | 500 |
| 16 | こたつ板 | 500 |
| 17 | たんす | 1,000 |
| 18 | 保管庫、書庫、ロッカー | 1,000 |
| 19 | 押入収納庫 | 500 |
| 20 | 衣装箱 | 500 |
| 21 | パイプハンガー、ハンガーラック | 500 |
| 22 | サイドボード | 1,500 |
| 23 | げた箱 | 500 |
| 24 | オーディオラック | 500 |
| 25 | テレビ台 | 500 |
| 26 | 戸棚 (サイドボード、げた箱、ロッカー及びオーディオラックを除く。) | 1,000 |
| 27 | 本棚 | 500 |
| 28 | カラーボックス | 500 |
| 29 | テーブル、座卓 | 500 |
| 30 | ワゴン | 500 |
| 31 | 応接用いす | 1,000 |
| 32 | いす (応接用いすを除く。) | 500 |
| 33 | 鏡台、ドレッサー | 1,000 |
| 34 | 姿見 | 500 |
| 35 | 机、ライティングデスク | 1,000 |
| 36 | ベッド (ベッドマットを除く。) | 1,000 |
| 37 | ベッドマット | 1,000 |
| 38 | 敷物、じゅうたん | 500 |
| 39 | マットレス | 500 |
| 40 | 布団 | 500 |
| 41 | ワードプロセッサ | 500 |
| 42 | オフィスオートメーション機器 (ワードプロセッサ及びパーソナルコンピュータを除く。) | 1,000 |
| 43 | オルガン | 2,000 |
| 44 | スキー板 | 500 |
| 45 | ゴルフ用具 | 500 |
| 46 | サイクリングマシーン (自転車を除く。) | 2,000 |

| | | |
|----|----------------------------|-------|
| 47 | ローイングマシン | 1,000 |
| 48 | ランニングマシン | 2,000 |
| 49 | ぶら下がり健康器 | 500 |
| 50 | マッサージ機 | 1,000 |
| 51 | 流し台（システムキッチン付属物を除く。）、洗面化粧台 | 1,000 |
| 52 | 湯沸機 | 500 |
| 53 | 風呂釜 | 1,000 |
| 54 | ガス台、調理台（システムキッチン付属物を除く。） | 500 |
| 55 | 米びつ | 500 |
| 56 | スーツケース | 500 |
| 57 | 編み機 | 500 |
| 58 | アコーディオンカーテン | 500 |
| 59 | ブラインド、網戸、建具 | 500 |
| 60 | 物干し台（1組まで） | 1,000 |
| 61 | 物干し（2本まで） | 500 |
| 62 | 物置（1坪以内で解体した状態にあるものをいう。） | 3,000 |
| 63 | 波板（2枚まで）、トタン板（2枚まで） | 500 |
| 64 | 仏壇 | 1,000 |
| 65 | ペット小屋 | 1,000 |
| 66 | 水槽 | 500 |
| 67 | 自転車 | 1,000 |
| 68 | 脚立 | 500 |
| 69 | 子供用遊具（ぶらんこ、滑り台及び乳幼児用具を含む。） | 500 |
| 70 | ベビーベッド | 500 |

備考 この表に定めのない粗大ごみの廃棄物処理手数料は、形状、重量を参考にし、この表の類似品より算定する。一部改正〔平成21年条例4号〕

3. ごみ量の予測方法



ごみ量の予測フロー

(1) 家庭ごみの排出量

将来の家庭ごみの排出量は、下式を基本として予測した。ただし、「現状の清掃事業を継続した場合」及び「本計画の施策を実施した場合」における家庭ごみの排出原単位は、次のとおりとした。

家庭ごみの排出量(トン/年)

$$= \text{家庭ごみの排出原単位(グラム/人・日)} \times \text{将来人口(人)} \times \text{年度における日数(日)} \\ \times 1,000,000$$

家庭ごみの排出原単位：市民 1 人 1 日あたりの排出量をいう。

将来人口：平成 27 年(2015 年)度は実績値(10 月 1 日時点)。平成 28 年(2016 年)度以降は昭島市総合戦略の将来人口推計結果による。

i) 現状の清掃事業を継続した場合

現状の清掃事業を継続した場合における家庭ごみの排出原単位は、平成 26 年(2014 年)度の実績値がそのまま横ばいで推移すると仮定した。

ii) 本計画の施策を実施した場合

本計画の施策を実施した場合における家庭ごみの排出原単位は、現状の清掃事業を継続した場合における排出原単位から、本計画に定めた発生抑制や排出抑制の促進策の実施によって見込まれる発生・排出抑制の効果量を差し引くことによって予測した。

(2) 事業系ごみの排出量

将来の事業系ごみの排出量は、「現状の清掃事業を継続した場合」及び「本計画の施策を実施した場合」について、次のとおりとした。

i) 現状の清掃事業を継続した場合

現状の清掃事業を継続した場合における事業系ごみの排出量は、平成26年(2014年)度の実績値が継続すると仮定した。

ii) 本計画の施策を実施した場合

本計画の施策を実施した場合における事業系ごみの排出量は、本計画に定めた発生抑制や排出抑制の促進策の実施によって平成37年(2025年)度までに約6.6%の削減を見込んでいる。そのため、施策実施によって見込まれる発生・排出抑制の効果量を予測し、現状の清掃事業を継続した場合における事業系ごみの排出量から差し引くことで予測した。

(3) 総資源化量

将来の総資源化量は、下式によって予測した。なお、「現状の清掃事業を継続した場合」について、次のとおりとした。

総資源化量(トン/年)

=資源化量(トン/年)+拠点回収量(トン/日)+集団回収量(トン/年)

資源化量：古紙の全量、資源から選別した資源化可能な物の量、不燃ごみ・プラスチック・粗大ごみの破碎・選別によって回収した資源の量、資源化した焼却残さの量、廃家電製品及びせん定枝のリサイクル量をいう。

拠点回収量：市役所や市立会館などの本市の施設で回収している白色トレー、及び小型家電の量をいう。

集団回収量：昭島市資源回収奨励金交付要綱に基づき、市民団体が回収した資源の量をいう。

i) 現状の清掃事業を継続した場合

現状の清掃事業を継続した場合における総資源化量は、平成 26 年(2014 年)度におけるごみ処理状況が継続すると仮定して予測した。

(4) 最終処分量

将来の最終処分量は、焼却残さや破碎・選別の処理残さから資源化可能な物を除いた量として予測した。なお、「現状の清掃事業を継続した場合」について、次のとおりとした。

i) 現状の清掃事業を継続した場合

現状の清掃事業を継続した場合における最終処分量は、平成 26 年(2014 年)度におけるごみ処理状況が継続すると仮定して予測した。

(5) 国の将来人口推計を用いた排出量の予測(参考)

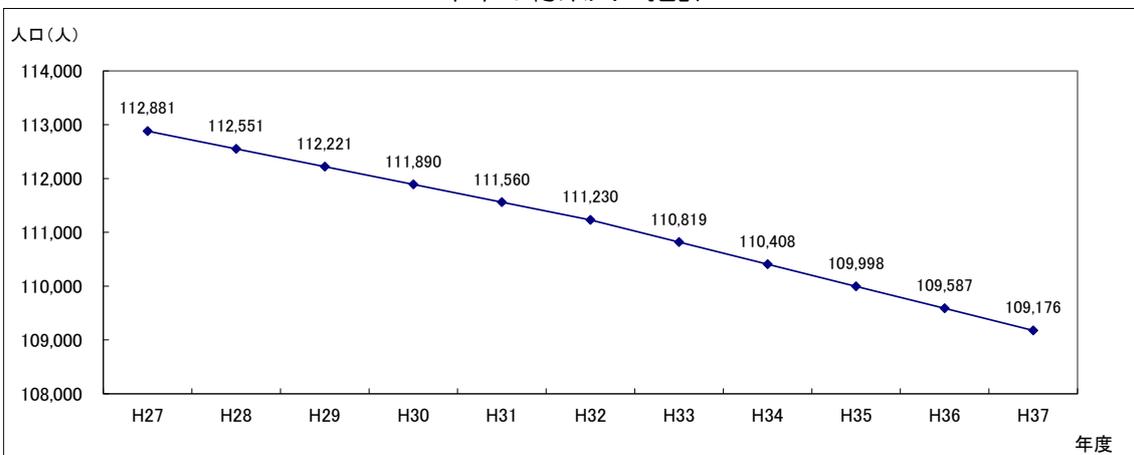
国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来推計人口(平成 25 年(2013 年)3 月推計)の値を用いた推計は、下記の通りである。(平成 27 年(2015 年)度は 10 月 1 日時点の実績値。)

本市の将来人口推計

(単位：人)

| 年度 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 平成 32 年 | 平成 33 年 | 平成 34 年 | 平成 35 年 | 平成 36 年 | 平成 37 年 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口 | 112,881 | 112,551 | 112,221 | 111,890 | 111,560 | 111,230 | 110,819 | 110,408 | 109,998 | 109,587 | 109,176 |

本市の将来人口推計



注) 国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計結果による。

ア) 現状の清掃事業を継続した場合における総排出量の見込み

(単位：トン)

| 年度 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 平成 32 年 | 平成 33 年 | 平成 34 年 | 平成 35 年 | 平成 36 年 | 平成 37 年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 家庭ごみ | 25,061 | 24,920 | 24,847 | 24,774 | 24,768 | 24,627 | 24,536 | 24,445 | 24,421 | 24,264 | 24,173 |
| 事業系ごみ | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 |
| 集団回収量 | 1,500 | 1,491 | 1,487 | 1,482 | 1,482 | 1,474 | 1,468 | 1,463 | 1,461 | 1,452 | 1,447 |
| 総排出量 | 32,267 | 32,117 | 32,040 | 31,962 | 31,956 | 31,807 | 31,710 | 31,614 | 31,588 | 31,422 | 31,326 |

イ) 現状の清掃事業を継続した場合におけるごみの総排出量の内訳

(単位：トン)

| 年度 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 平成 32 年 | 平成 33 年 | 平成 34 年 | 平成 35 年 | 平成 36 年 | 平成 37 年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収集量 | 25,061 | 24,920 | 24,847 | 24,774 | 24,768 | 24,627 | 24,536 | 24,445 | 24,421 | 24,264 | 24,173 |
| 持込量 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 | 5,706 |
| 拠点回収量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 集団回収量 | 1,500 | 1,491 | 1,487 | 1,482 | 1,482 | 1,474 | 1,468 | 1,463 | 1,461 | 1,452 | 1,447 |
| 総排出量 | 32,267 | 32,117 | 32,040 | 31,962 | 31,956 | 31,807 | 31,710 | 31,614 | 31,588 | 31,422 | 31,326 |

ウ) 現状の清掃事業を継続した場合における本市が処理するごみ量の見込み

(単位：トン)

| 年 度 | 平成 27年 | 平成 28年 | 平成 29年 | 平成 30年 | 平成 31年 | 平成 32年 | 平成 33年 | 平成 34年 | 平成 35年 | 平成 36年 | 平成 37年 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 可燃ごみ | 21,638 | 21,516 | 21,452 | 21,389 | 21,385 | 21,263 | 21,185 | 21,106 | 21,085 | 20,949 | 20,870 |
| 不燃ごみ | 1,383 | 1,375 | 1,371 | 1,367 | 1,366 | 1,359 | 1,354 | 1,349 | 1,347 | 1,339 | 1,334 |
| プラスチック | 1,841 | 1,830 | 1,825 | 1,820 | 1,819 | 1,809 | 1,802 | 1,796 | 1,794 | 1,782 | 1,776 |
| 資 源 | 1,680 | 1,671 | 1,666 | 1,661 | 1,660 | 1,651 | 1,645 | 1,639 | 1,637 | 1,627 | 1,620 |
| 古 紙 | 3,290 | 3,271 | 3,262 | 3,252 | 3,251 | 3,233 | 3,221 | 3,209 | 3,206 | 3,185 | 3,173 |
| 粗大ごみ | 919 | 914 | 912 | 909 | 909 | 903 | 900 | 897 | 896 | 890 | 887 |
| 有害ごみ | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 |
| 白色トレ | 0.40 | 0.40 | 0.40 | 0.40 | 0.40 | 0.39 | 0.39 | 0.39 | 0.39 | 0.39 | 0.39 |
| 小型家電 | 0.23 | 0.23 | 0.23 | 0.23 | 0.23 | 0.23 | 0.23 | 0.23 | 0.23 | 0.22 | 0.22 |
| 総ごみ量 | 30,797 | 30,623 | 30,534 | 30,444 | 30,436 | 30,263 | 30,152 | 30,041 | 30,010 | 29,817 | 29,705 |

注) 四捨五入の関係で、総ごみ量と、総排出量から集団回収量を除いた値は一致しない。

エ) 現状の清掃事業を継続した場合における焼却量・資源化量・最終処分量

(単位：トン)

| 年 度 | 平成 27年 | 平成 28年 | 平成 29年 | 平成 30年 | 平成 31年 | 平成 32年 | 平成 33年 | 平成 34年 | 平成 35年 | 平成 36年 | 平成 37年 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 焼却量 | 23,194 | 23,063 | 22,995 | 22,928 | 22,923 | 22,792 | 22,708 | 22,624 | 22,601 | 22,456 | 22,371 |
| 総資 源化量 | 11,969 | 11,901 | 11,866 | 11,831 | 11,829 | 11,762 | 11,718 | 11,675 | 11,663 | 11,588 | 11,544 |
| 最終 処分量 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | 31 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |

オ) 現状の清掃事業を継続した場合における総資源化率の見込み

(単位：トン)

| 年 度 | 平成 27年 | 平成 28年 | 平成 29年 | 平成 30年 | 平成 31年 | 平成 32年 | 平成 33年 | 平成 34年 | 平成 35年 | 平成 36年 | 平成 37年 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総資 源化量 | 11,969 | 11,901 | 11,866 | 11,831 | 11,829 | 11,762 | 11,718 | 11,675 | 11,663 | 11,588 | 11,544 |
| 総資 源化率 | 37.1% | 37.1% | 37.0% | 37.0% | 37.0% | 37.0% | 37.0% | 36.9% | 36.9% | 36.9% | 36.9% |

4. ごみ処理基本計画策定指針（通知）

環廃対発第 080619001 号

平成 20 年 6 月 19 日

各都道府県廃棄物処理担当部（局）長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に
基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々ご尽力、ご協力いただいているところである。

さて、環境問題の重要性がますます高まっている中、ごみ処理行政において市町村の果たすべき役割もますます大きくなっている。本年 3 月には循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号。以下「循環法」という。）に基づく循環型社会形成推進基本計画（以下「循環計画」という。）が改定されたところである。改定循環計画においては、「環境保全を前提とした循環型社会の形成」を軸に、低炭素社会・自然共生社会への取り組みとの統合、地域循環圏の構築などを推進することとしている。

一般廃棄物の処理においても、昨年 6 月に提示した「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」及び「一般廃棄物処理有料化の手引き」（以下総称して「3つのガイドライン」という。）を活用し、地域住民への情報開示を行い、理解と協力を得ながら、3R化改革を進めるべきである。

これらの考え方を踏まえ、市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律く昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、この度平成 5 年に策定されたごみ処理基本計画策定指針を改定することとした。

については、市町村の処理責任の性格等一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっての重要事項を下記のとおり取りまとめるとともに、ごみ処理に関する基本的な事項について定める「ごみ処理基本計画策定指針」を別添のとおり策定したので、貴職におかれては、これら重要事項やごみ処理基本計画策定指針について、貴管下市町村に対し周知徹底及び指導方お願いしたい。

おって、平成 5 年 3 月 15 日付け衛環第 83 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」は廃止する。

記

1. 環境保全の重要性

廃棄物処理の制度に関しては、汚物掃除法、清掃法を経て、昭和45年のいわゆる公害国会において廃棄物処理法が制定された。清掃法までは、「公衆衛生の向上」が目的とされてきたが、廃棄物処理法制定時に公害関係諸法に共通の「生活環境の保全」という目的が加えられている。これは、高度経済成長期に経験した数多くの公害問題を克服するために新たな理念として加えられたものである。以来、現在に至るまで廃棄物処理法の目的は、第1条の目的規定にあるように「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」である。そして、これらを基盤としてはじめて循環型社会が存立し得るものである。

この度の循環計画の改定に当たっても、冒頭に「環境保全は、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題」として、改めて環境保全の重要性を力説し、環境保全を前提とした循環型社会の形成を標榜しているところである。

については、市町村の一般廃棄物行政におかれても、環境保全を前提とし、国民の安全、安心が確保されることを軸として循環型社会の形成のための施策を推進されたい。

2. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

廃棄物処理法上、市町村は、一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有するものと解されている。当該市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものである。

また、市町村における処理責任に照らすと、市町村は一般廃棄物の処理を他人に委託して行わせる場合、施行令第4条に規定する基準（以下「委託基準」という。）を遵守することはもちろんのこと、受託者が廃棄物処理法施行令第3条に規定する基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従った処理を行うよう、一般廃棄物の最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないものである。委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。

さらに、受託者により一般廃棄物処理基準に適合しない収集運搬や処分が行われた場合、市町村には一般廃棄物の統括的な処理責任があることにかんがみ、市町村は委託基準を遵守したか否かにかかわらず、自ら生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のための措置を講じるべきである。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

3. 一般廃棄物処理計画の策定及び適用

廃棄物処理法第6条第1項及び第6条の2第1項に基づき、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない。かつ、それに従って当該区域内における一般廃棄物の処理を行わなければならない。

2. で述べたように、市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任の下、市町村自ら処理する一般廃棄物のみならず、市町村以外の者が処理する一般廃棄物も含め、当該市町村で発生するすべての一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならない。その基本となるものが一般廃棄物処理計画である。

近年、各種リサイクル法の制定等により、製造事業者等に一定の役割を果たしてもらい、いわゆる拡大生産者責任（EPR）を求めたり、また、事業系一般廃棄物について排出事業者責任を強化する等の措置を講じてきたところであるが、一般廃棄物については、引き続き市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って市町村の責任の下でその処理を行わなければならないものである。

なお、昨今、各市町村、住民、事業者等の努力により、ごみ排出量は一般に減少傾向を示しているところである。こうした排出量の傾向や環境保全の重要性等も踏まえ、一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっては、長期的な展望をもって対処するとともに、区域内のごみ排出量の見込みに対応した適正規模の処理施設や体制とするよう徹底を図られたい。

5. 国・東京都における減量化目標

(1) 第三次循環型社会形成推進基本計画【平成 25 年(2013 年)5 月】

第 3 章 循環型社会形成のための数値目標

第 1 節 物質フロー指標

1 目標を設定する指標

(3) 「出口」：最終処分

最終処分量を平成 32 年度において、1,700 万トン(産業廃棄物は 1,275 万トン)とすることを目標とします(平成 2 年度の約 56 百万トンから概ね 7 割減)。

第 2 節 取組指標

1 入口

(2) 一般廃棄物の減量化(目標を設定する指標)

リサイクルするものも含めて一般廃棄物の排出抑制の進展度合いを総合的に測る指標として、1 人 1 日当たりのごみ排出量(計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量)を平成 12 年度比で約 25%減(約 890 グラム)とすることを目標とする。

【参考】平成 12 年度 約 1,185 グラム、平成 22 年度 約 976 グラム

① 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量

国民のごみ減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、集団回収量、資源ごみ等を除いた、家庭からの 1 人 1 日当たりごみ排出量を平成 32 年度において、平成 12 年度比で約 25%減(約 500 グラム)とすることを目標とする。

【参考】平成 12 年度 660 グラム、平成 22 年度 540 グラム

② 事業系ごみ排出量

事業者の一般廃棄物の減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、事業系ごみの「総量」について平成 32 年度において、平成 12 年度比で約 35%減(約 1,170 万トン)とすることを目標とする。

【参考】平成 12 年度 1,799 万トン、平成 22 年度 1,297 万トン

※ 事業系ごみについては、事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差が見られることなどから、1 事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について指標として設定する。

(2) 東京都廃棄物処理計画【平成 23 年(2011 年)6 月】

1 計画目標

平成 27 年度のごみ最終処分量を平成 19 年度から 30%減(125 万トン)とする。

| | 平成 19 年度 (実績) | 平成 27 年度 (計画目標) | 平成 19 年度 対比 |
|-------|------------------|--------------------|----------------|
| 一般廃棄物 | 62 万トン | 25 万トン | 60%減 |
| 産業廃棄物 | 116 万トン | 100 万トン | 14%減 |
| 合計 | 178 万トン | 125 万トン | 30%減 |

用語集

【あ行】

○一般廃棄物

廃棄物処理法に定められている廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいう。一般廃棄物には、市民の日常生活に伴って生ずるごみ、粗大ごみ、し尿及び浄化槽に係る汚泥、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち産業廃棄物に指定されていないものが含まれる。

○エコセメント

焼却残さや下水汚泥などを原料に含むセメントをいう。

【か行】

○拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility: EPR)

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、製品が廃棄物となった後に生産者自らが回収やリサイクルなどを行うこと。

○家庭ごみ

市民の日常生活に伴って生ずるごみをいう。具体的には、生ごみ、食用油、紙くず、紙おむつ、古着・ぼろぎれ、木くず、プラスチック製品、缶、びん、蛍光灯、ゴム製品、瀬戸物、家電製品、家具などが含まれる。

○家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の4品目を対象とした使用済み家電製品のリサイクルについて、小売業者が引き取り、製造業者がリサイクルすることを義務づけた法律。エアコンと冷蔵庫についてはフロンの回収も義務づけられている。平成13年(2001年)4月に施行され、平成14年(2002年)4月から冷凍庫、平成21年(2009年)4月から薄型テレビ(液晶テレビ・プラズマテレビ)と衣類乾燥機(料金は洗濯機と同じ)がそれぞれ追加されている。

○環境教育・環境学習

人間活動と環境との関わりについて理解し、環境を保全する行動を行うことの重要性を認識できるようにするための教育・学習のこと。

○環境マネジメントシステム

企業が環境対策を自主的に進めるための仕組み。事業活動に伴う環境への負荷を把握、評価し、環境に対する経営方針や目標、行動計画を掲げ、計画実施にあたっての責任体制を明確にし、目標の達成状況や計画の実施状況を点検して、さらなる改善を図っていくという手順を含む。国際規格ISO14001がその代表例である。

○拠点回収

資源の回収拠点を設置し、排出者が資源を分別して回収拠点に持ち込む方法。

○減量化

ごみの発生抑制と排出抑制の取組によって、ごみとして処理される量を減らすこと。

○戸別収集

ごみの収集で、排出者が自宅敷地内にごみを出し、各戸を巡回して収集する方法。

○ごみ

市民の日常生活や事業活動に伴って生ずる一般廃棄物のうち、し尿及び浄化槽に係る汚泥を除いたものをいう。本市では、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック、古紙、資源、粗大ごみ、有害ごみに分けられる。

【さ行】

○再使用(Reuse: リユース)

使用済み製品などをそのままあるいは修理して使用したり、製品の一部として使用したりすること。

○再生利用(Recycle: リサイクル)

資源を原材料として利用すること。

○3R

発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の総称。

○産業廃棄物

事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、廃棄物処理法で指定されている燃え殻、汚泥、廃油、廃酸などの20種類の廃棄物と輸入された廃棄物をいう。

○事業系ごみ

事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、産業廃棄物に指定されているものを除いたごみをいう。具体的には、事務所や商店から出るダンボールや紙くず、梱包に使った木くず、茶殻などの雑ごみ、飲食店や従業員食堂から出る残飯や厨芥類、スーパーや小売店から出る野菜くず、魚介類などが含まれる。

○資源

廃棄物のうち有用なもので、原材料として利用できるもの。

○資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)

製品製造時の原材料使用の合理化と再生資源の利用を事業者に対して義務づけた法律。特定の業種及び指定した製品のそれぞれについて、省資源化・長寿命化の設計・製造、副産物の排出抑制とリサイクル、事業者回収の実施などの事業者の責務を規定している。平成 13 年(2001 年)4 月に施行され、平成 15 年(2003 年)10 月からは家庭用パソコンの事業者回収が義務付けられた。

○集団回収

家庭で不要となったものの中で、資源として活かせるものを子供会や自治会などの市民団体が回収し、リサイクルを進めていく活動のこと。

○循環型社会

廃棄物等の発生抑制と循環資源の循環的な利用が促進され、また循環的な利用が行われない循環資源の適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

○循環型社会基本法(循環型社会形成推進基本法)

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律。平成 13 年(2001 年)1 月に施行され、廃棄物の処理について「発生抑制>再使用>再生利用>熱回収>適正処分」という優先順位を定めたほか、国が循環型社会形成推進基本計画を策定することを規定した。平成 15 年(2003 年)に最初の計画が策定された後、平成 25 年(2013 年)には第三次循環型社会形成推進基本計画が策定されている。

○食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

食品廃棄物の発生抑制及び減量化と、食品循環資源のリサイクルを促進するための法律。平成 13 年(2001 年)5 月に施行され、食品関連事業者に対し、食品循環資源の再生利用等の実施率を平成 18 年(2006 年)度までに 20%以上にすることを求めている。平成 19 年(2007 年)に改正され、食品関連事業者に対する指導監督の強化、食品関連事業者の取組の円滑化、再生利用等の手法としての熱回収の追加等が定められた。

【た行】

○堆肥化

微生物を用いて生ごみや下水汚泥などの有機質を発酵させて堆肥にすること。

○ダイオキシン類

物の焼却過程などで非意図的に生成する副生成物。多量のばく露により、生物の健康に影響を及ぼす可能性があるとして指摘されている。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)と定義している。

○ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準、必要な規制、汚染土壌に係る措置などを定めた法律。平成 12 年(2000 年)1 月に施行された。

【は行】

○廃棄物減量等推進員

市町村の委嘱により、一般廃棄物の減量化や資源化を推進するために市町村が行う施策に協力した活動を行う者。

○廃棄物減量等推進審議会

市町村の諮問に応じ、一般廃棄物の減量や再利用の促進などに関する事項について審議及び答申を行う組織。

○廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。昭和 46 年(1971 年)9 月に施行された。

○排出抑制

発生したごみについて、自ら再使用や再生利用を行ったり、拠点回収や集団回収で資源として回収したりすることによって、ごみとして排出される量を抑制すること。

○発生抑制(Reduce: リデュース)

原材料の効率的な利用や製品の長期間の利用などによって、廃棄物となることを抑制すること。

○PET ボトルリサイクル推進協議会

平成 5 年(1993 年)に PET ボトルを製造するメーカーなどからなる PET ボトル協議会と、PET ボトルを飲み物などに利用する中身メーカーなどからなる複数の業界団体が一緒になって設立された任意団体。

【や行】

○容器包装

商品を入れる容器と商品を包む包装で、商品を消費したり商品から分離したりした場合に不要になるもの。

○容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再資源化の促進等に関する法律)

容器包装廃棄物のリサイクルについて、消費者が分別して排出し、市町村が収集し、容器包装の製造・利用事業者がリサイクルすることを規定した法律。平成 12 年(2000 年)4 月に完全施行され、容器包装の製造・利用事業者は、分別収集された容器包装廃棄物について一定量以上を再商品化することが義務づけられている。平成 20 年(2008 年)年 4 月から改正容器包装リサイクル法が完全施行された。

【ら行】

○リサイクルプラザ

市町村が収集したごみを選別し資源化する施設と、市民や事業者などに対してごみの減量化やリサイクルに関する啓発を行うための拠点施設をあわせた総合的な施設。

図表タイトル一覧

(1) 表タイトル

| 表番号 | タイトル | 掲載頁 |
|-------|-----------------------------------|-----|
| 表1-1 | 人口とごみの総排出量の推移 | 4 |
| 表1-2 | ごみ種別ごとの排出量の推移 | 5 |
| 表1-3 | 総資源化量と総資源化率の推移 | 6 |
| 表1-4 | 最終処分量の推移 | 6 |
| 表1-5 | ごみ排出量の目標達成率 | 7 |
| 表1-6 | 総資源化率の目標達成率 | 7 |
| 表1-7 | 最終処分量の目標達成率 | 8 |
| 表2-1 | ごみ収集車の概要 | 15 |
| 表2-2 | 焼却施設の概要 | 16 |
| 表2-3 | 破碎処理施設・資源ごみ選別施設の概要 | 17 |
| 表2-4 | 収集運搬従事人員数 | 19 |
| 表2-5 | 総ごみ量とごみ処理経費の推移 | 20 |
| 表2-6 | ごみ処理部門別経費【平成26年(2014年)度】 | 21 |
| 表2-7 | ごみの総排出量と内訳 | 22 |
| 表2-8 | 家庭ごみの収集区分【平成27年(2015年)度】 | 24 |
| 表2-9 | 指定収集袋の種類と価格【平成27年(2015年)度】 | 25 |
| 表2-10 | ごみの処理量と処理内容【平成26年(2014年)度】 | 26 |
| 表2-11 | 二ツ塚処分場(広域資源循環組合)の概要 | 29 |
| 表2-12 | エコセメント事業の概要 | 30 |
| 表2-13 | エコセメント化施設稼働実績 | 30 |
| 表2-14 | 資源の回収拠点 | 31 |
| 表2-15 | 拠点回収による資源の回収量 | 31 |
| 表2-16 | コンポスト容器・電動式生ごみ処理機の補助実績 | 32 |
| 表2-17 | コンポスト容器購入費の補助内容【平成27年(2015年)度】 | 32 |
| 表2-18 | 電動式生ごみ処理機購入費の補助内容【平成27年(2015年)度】 | 32 |
| 表2-19 | 市民団体による資源回収の状況 | 36 |
| 表2-20 | 資源の種類別回収量【平成26年(2014年)度】 | 36 |
| 表2-21 | 大型店舗による店頭回収の状況 | 37 |
| 表2-22 | 本市における家電4品目の処理方法 | 38 |
| 表2-23 | 廃棄物処理法の改正【平成22年(2010年)度以降】 | 41 |
| 表2-24 | 本市の将来人口推計 | 44 |
| 表2-25 | 現状の清掃事業を継続した場合における総排出量の見込み | 45 |
| 表2-26 | 現状の清掃事業を継続した場合におけるごみの総排出量の内訳 | 46 |
| 表2-27 | 現状の清掃事業を継続した場合における本市が処理するごみ量の見込み | 46 |
| 表2-28 | 現状の清掃事業を継続した場合における焼却量・総資源化量・最終処分量 | 47 |
| 表2-29 | 現状の清掃事業を継続した場合における総資源化率の見込み | 47 |
| 表2-30 | 1人1日あたりの家庭ごみの排出量(集団回収を除く) | 47 |
| 表2-31 | 事業系ごみの排出量 | 49 |
| 表2-32 | 可燃ごみの組成割合の推移(湿ベース重量比) | 51 |
| 表2-33 | 集団回収量の推移 | 53 |
| 表2-34 | 集団回収量の推移(品目ごと) | 53 |

| 表番号 | タイトル | 掲載頁 |
|-------|---------------------|-----|
| 表2-35 | 集団回収登録団体数の推移(種類別) | 54 |
| 表2-36 | 多摩地域の中で排出量の少ない5市 | 54 |
| 表2-37 | 総資源化率 | 55 |
| 表4-1 | 家庭ごみ及び事業系ごみの排出量の見込み | 77 |
| 表4-2 | ごみの処理量の見込み | 77 |
| 表4-3 | ごみの発生抑制及び排出抑制のための方策 | 78 |
| 表4-4 | ごみの種類及び分別の区分 | 80 |
| 表4-5 | ごみの処理方法と処理主体 | 81 |
| 表4-6 | ごみの処理施設の整備計画 | 82 |

(2) 図タイトル

| 図番号 | タイトル | 掲載頁 |
|-------|---|-----|
| 図1-1 | 本計画の位置づけ | 3 |
| 図1-2 | 人口とごみの総排出量の推移 | 4 |
| 図1-3 | 総資源化量と総資源化率の推移 | 6 |
| 図1-4 | 最終処分量の推移 | 6 |
| 図2-1 | 焼却施設の概略フロー | 16 |
| 図2-2 | 本市の清掃組織(平成27年(2015年)4月1日現在) | 18 |
| 図2-3 | 総ごみ量とごみ処理経費の推移 | 20 |
| 図2-4 | ごみ処理部門別経費【平成26年(2014年)度】 | 21 |
| 図2-5 | 家庭ごみの収集区分【平成27年(2015年)度】 | 25 |
| 図2-6 | 物質収支フロー【平成26年(2014年)度】 | 27 |
| 図2-7 | 本市の将来人口推計 | 44 |
| 図2-8 | 本市の1人1日あたりの家庭ごみ排出量の推移 | 48 |
| 図2-9 | 平成26年(2014年)度における1人1日あたりの家庭ごみ排出量の多摩地域30市町村比較 | 48 |
| 図2-10 | 本市の事業系ごみ排出量の推移 | 49 |
| 図2-11 | 平成26年(2014年)度における1人1日あたりの事業系ごみ排出量の多摩地域30市町村比較 | 50 |
| 図2-12 | 本市の総資源化率の推移 | 55 |
| 図2-13 | 平成26年(2014年)度における総資源化率の多摩地域30市町村比較 | 56 |
| 図2-14 | ごみ処理経費の推移(市及び市民1人あたり) | 57 |
| 図4-1 | 施策体系図 | 67 |

ごみとリサイクルに関する機関・団体のホームページ

(平成 28 年(2016 年)3 月現在)

| 機関・団体の名称 | ホームページのアドレス |
|---------------------------|--|
| 昭島市 | http://www.city.akishima.lg.jp |
| 昭島市環境コミュニケーションセンター | |
| 昭島市清掃センター | |
| 環境省 | http://www.env.go.jp |
| 環境省：廃棄物リサイクル対策 | http://www.env.go.jp/recycle/index.html |
| 環境省：循環型社会形成推進基本関連 | http://www.env.go.jp/recycle/circul/index.html |
| 環境省：容器包装リサイクル関連 | http://www.env.go.jp/recycle/yoki/index.html |
| 環境省：家電リサイクル関連 | http://www.env.go.jp/recycle/kaden/index.html |
| 環境省：建設リサイクル関連 | http://www.env.go.jp/recycle/build/index.html |
| 環境省：食品リサイクル関連 | http://www.env.go.jp/recycle/food/index.html |
| 環境省：自動車リサイクル関連 | http://www.env.go.jp/recycle/car/index.html |
| 東京都環境局 | http://www.kankyo.metro.tokyo.jp |
| 東京たま広域資源循環組合 | http://www.tama-junkankumiai.com |
| (社)クリーン・ジャパン・センター | http://www.cjc.or.jp |
| (社)全国都市清掃会議 | http://www.jwma-tokyo.or.jp |
| (財)廃棄物・3R研究財団 | http://www.jwrf.or.jp |
| (財)日本容器包装リサイクル協会 | http://www.jcpra.or.jp |
| (財)古紙再生促進センター | http://www.prpc.or.jp |
| 日本製紙連合会 | http://www.jpa.gr.jp |
| スチール缶リサイクル協会 | http://www.steelcan.jp |
| アルミ缶リサイクル協会 | http://www.alumi-can.or.jp |
| (社)日本アルミニウム協会 | http://www.aluminum.or.jp |
| 日本ガラスびん協会 | http://www.glassbottle.org |
| ガラスびん3R促進協議会 | http://www.glass-3r.jp |
| プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 | http://www.pprc.gr.jp |
| (社)プラスチック処理促進協会 | http://www.pwmi.or.jp |
| 日本プラスチック工業連盟 | http://www.jpif.gr.jp |
| 発泡スチロール再資源化協会(JEPSRA) | http://www.jepsa.jp |
| PETボトルリサイクル推進協議会 | http://www.petbottle-rec.gr.jp |
| 塩化ビニル環境対策協議会 | http://www.pvc.or.jp |
| 発泡スチレンシート工業会(JASFA) | http://www.jasfa.jp |
| (財)家電製品協会 | http://www.aeha.or.jp |
| (社)電池工業会 | http://www.baj.or.jp |
| 一般社団法人パソコン3R推進協会 | http://www.pc3r.jp |
| (社)日本カートリッジリサイクル工業会(AJCR) | http://www.ajcr.jp |
| (財)自動車リサイクル促進センター | http://www.jarc.or.jp |
| 東京都自転車商協同組合 | http://www.jitensyakumiai.com |
| (社)日本包装技術協会(JPI) | http://www.jpi.or.jp |
| (社)食品容器環境美化協会 | http://www.kankyobika.or.jp |
| 東京都生活協同組合連合会 | http://www.coop-toren.or.jp |
| びん再使用ネットワーク | http://www.binnet.org |
| 日本チェーンストア協会 | http://www.jcsa.gr.jp |

| 機関・団体の名称 | ホームページのアドレス |
|---------------------------|---|
| (社)東京都リサイクル事業協会 | http://www.torikyokai.org |
| 東京都資源回収事業協同組合 | http://www.toushikyo.or.jp |
| 全国製紙原料商工組合連合会 | http://www.zengenren.com |
| 東京都製紙原料協同組合 | http://www.kosi-tokyo.or.jp |
| (社)日本鉄リサイクル工業会(J I S R I) | http://www.jisri.or.jp |
| 軽金属同友会 | http://www.keikinzokudouyuukai.jp |
| 東京廃棄物事業協同組合 | http://www.touhaikyo.or.jp |
| 全国生活学校連絡協議会 | http://www.ashita.or.jp/sg/index.htm |
| リサイクル運動市民の会 | http://www2.recycler.jp |
| 東京リサイクル運動市民の会 | http://www.trx.jp |
| 全国牛乳パックの再利用を考える連絡会 | http://www.packren.org |
| 主婦連合会 | http://shufuren.net |
| 東京消費者団体連絡センター | http://www.coop-toren.or.jp/tabid/142/Default.aspx |
| 特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟 | http://tokyo-chifuren.jp |
| グリーン購入ネットワーク事務局 | http://www.gpn.jp |

第四次昭島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

発行日 平成 28 年(2016 年)3 月

発 行 昭 島 市

編 集 昭島市環境部ごみ対策課

